

平成25年 3月 7日開会

平成25年 3月21日閉会

(定例第2回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号(3月7日)

| | |
|----------------|----|
| 告 示 | 1 |
| 招集議員 | 1 |
| 議事日程 | 2 |
| 本日の会議に付した事件 | 3 |
| 出席議員 | 4 |
| 欠席議員 | 4 |
| 事務局出席職員者職氏名 | 5 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 5 |
| 開 会 | 5 |
| 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 会期の決定 | 5 |
| 諸般の報告 | 6 |
| 一般質問 | 6 |
| 2番 河内 賀寿議員 | 7 |
| 3番 松田 規久夫議員 | 12 |
| 6番 高川 喜彦議員 | 15 |
| 4番 木本 睦博議員 | 25 |
| 7番 畠中 孝議員 | 33 |
| 12番 國永美恵子議員 | 38 |
| 9番 西本 篤史議員 | 49 |
| 1番 清神 清議員 | 53 |
| 議案第2号 | 61 |
| 議案第3号 | 61 |
| 議案第4号 | 61 |
| 議案第5号 | 61 |
| 議案第6号 | 61 |
| 議案第7号 | 61 |
| 議案第8号 | 61 |
| 議案第9号 | 61 |
| 議案第10号 | 61 |
| 議案第11号 | 61 |
| 議案第12号 | 61 |
| 議案第13号 | 61 |
| 議案第14号 | 61 |
| 議案第15号 | 61 |

| | |
|--------------|----|
| 議案第16号 | 61 |
| 議案第17号 | 61 |
| 議案第18号 | 61 |
| 議案第19号 | 61 |
| 議案第20号 | 61 |
| 議案第21号 | 61 |
| 議案第22号 | 61 |
| 予算審査特別委員会の設置 | 72 |
| 陳情第1号 | 72 |
| 散 会 | 72 |
| 署 名 | 73 |

第2号（3月21日）

| | |
|----------------|----|
| 議事日程 | 74 |
| 本日の会議に付した事件 | 75 |
| 出席議員 | 77 |
| 欠席議員 | 77 |
| 事務局出席職員職氏名 | 77 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 77 |
| 開 会 | 78 |
| 会議録署名議員の指名 | 78 |
| 議案第2号 | 78 |
| 議案第3号 | 78 |
| 議案第4号 | 78 |
| 議案第5号 | 78 |
| 議案第6号 | 78 |
| 議案第7号 | 78 |
| 議案第8号 | 78 |
| 議案第9号 | 78 |
| 議案第10号 | 78 |
| 議案第11号 | 78 |
| 議案第12号 | 78 |
| 議案第13号 | 78 |
| 議案第14号 | 78 |
| 議案第15号 | 78 |
| 議案第16号 | 78 |

| | |
|----------------|----|
| 議案第17号 | 78 |
| 議案第18号 | 78 |
| 議案第19号 | 78 |
| 議案第20号 | 78 |
| 議案第21号 | 78 |
| 議案第22号 | 78 |
| 議案第23号 | 80 |
| 議案第24号 | 80 |
| 議案第25号 | 80 |
| 議案第26号 | 80 |
| 閉会中の継続審査（付託事件） | 82 |
| 閉会中の継続審査（特定事件） | 82 |
| 閉 会 | 82 |
| 署 名 | 83 |

田布施町告示第67号

平成25年第2回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成25年2月21日

田布施町長 長信 正治

- 1 期 日 平成25年3月7日
2 場 所 田布施町議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

| | |
|----------|---------|
| 清神 清議員 | 河内 賀寿議員 |
| 松田 規久夫議員 | 木本 睦博議員 |
| 林山 健二議員 | 高川 喜彦議員 |
| 畠中 孝議員 | 石田 修一議員 |
| 西本 篤史議員 | 谷村 善彦議員 |
| 瀬石 公夫議員 | 國永美恵子議員 |
| 藤山 巖議員 | |

○3月21日に応招した議員

なし

○応招しなかった議員

なし

議事日程(第1号)

平成25年3月7日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
例月出納検査の報告
報告第1号 専決処分の報告について(訴えの提起)
報告第2号 専決処分の報告について(和解)
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第2号
平成25年度田布施町一般会計予算議定について
- 日程第6 議案第3号
平成25年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第7 議案第4号
平成25年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について
- 日程第8 議案第5号
平成25年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第9 議案第6号
平成25年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第10 議案第7号
平成24年度田布施町一般会計補正予算(第5号)議定について
- 日程第11 議案第8号
平成24年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第12 議案第9号
平成24年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第13 議案第10号
平成24年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第14 議案第11号
平成24年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第15 議案第12号
町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第13号
田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第14号
田布施町企業立地促進条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第15号
田布施町町有林野条例
- 日程第19 議案第16号

- 田布施町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第17号
田布施町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 日程第21 議案第18号
田布施町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する 条例
- 日程第22 議案第19号
田布施町放課後児童の保育に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第20号
田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第21号
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第25 議案第22号
山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第26 陳情第1号
陳情書 選挙公報の条例化に関する陳情について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
例月出納検査の報告
報告第1号 専決処分の報告について(訴えの提起)
報告第2号 専決処分の報告について(和解)
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第2号
平成25年度田布施町一般会計予算議定について
- 日程第6 議案第3号
平成25年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第7 議案第4号
平成25年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について
- 日程第8 議案第5号
平成25年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第9 議案第6号
平成25年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第10 議案第7号
平成24年度田布施町一般会計補正予算(第5号)議定について
- 日程第11 議案第8号
平成24年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第12 議案第9号
平成24年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について

- 日程第 1 3 議案第 1 0 号
平成 2 4 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号
平成 2 4 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号
町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号
田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号
田布施町企業立地促進条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号
田布施町町有林野条例
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号
田布施町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号
田布施町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号
田布施町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する 条例
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号
田布施町放課後児童の保育に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号
田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号
山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 2 6 陳情第 1 号
陳情書 選挙公報の条例化に関する陳情について

出席議員（13名）

| | | | | | |
|-------|-------|------|-------|-------|------|
| 1 番 | 清神 | 清議員 | 2 番 | 河内 | 賀寿議員 |
| 3 番 | 松田規久夫 | 議員 | 4 番 | 木本 | 睦博議員 |
| 5 番 | 林山 | 健二議員 | 6 番 | 高川 | 喜彦議員 |
| 7 番 | 畠中 | 孝議員 | 8 番 | 石田 | 修一議員 |
| 9 番 | 西本 | 篤史議員 | 1 0 番 | 谷村 | 善彦議員 |
| 1 1 番 | 瀬石 | 公夫議員 | 1 2 番 | 國永美恵子 | 議員 |
| 1 3 番 | 藤山 | 巖議員 | | | |

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|------|--------|----|--------|
| 事務局長 | 中田 正美君 | 書記 | 山本 清治君 |
| | | 書記 | 棟安 泰弘君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|---------|--------|
| 町 長 | 長信 正治君 | 副 町 長 | 富田 辰也君 |
| 教 育 長 | 尾崎 龍彦君 | 選挙管理委員長 | 杉山 精展君 |
| 総務課長 | 東 浩二君 | 企画財政課長 | 西本 重貴君 |
| 経済課長 | 落合 祥二君 | 税務課長 | 岡本 正君 |
| 経済課長 | 落合 祥二君 | 税務課長 | 岡本 正君 |
| 町民福祉課長 | 田縁 和明君 | 建設課長 | 川添 俊樹君 |
| 会計室長 | 徳元 淳良君 | 健康保険課長 | 猪股 勝美君 |
| 学校教育課長 | 田中 章君 | 社会教育課長 | 岡本 憲一君 |
| 収納対策室長 | 藤井 正彦君 | 代表監査委員 | 今井 清弘君 |

午前9時00分開会

(ベル)

- 議長(藤山 巖議員) 平成25年第2回田布施町議会定例会を開催し、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。
-

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長(藤山 巖議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、松田規久夫議員、木本睦博議員を指名します。
-

日程第2. 会期の決定

- 議長(藤山 巖議員) 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月21日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(藤山 巖議員) 異議なしと認めます。したがって、会期は3月21日までの15日間に決

定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（藤山 巖議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は例月出納検査の結果報告のため、今井代表監査委員に出席を求めています。

例月出納検査の結果を求めます。今井代表監査委員。

○監査委員（今井 清弘君） 皆さん、おはようございます。本日は、去る2月3日に行われました田布施町議会議員選挙後、初めての議会定例会でございますが、議員の皆様には御当選おめでとうございます。

それでは、退任された向井監査委員、新任された谷村監査委員と、それぞれの月に実施いたしました例月出納検査の結果について御報告申し上げます。

平成24年12月末並びに平成25年1月末及び2月末における一般会計、特別会計、歳入歳出ほか現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。

現金出納簿、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ正確であると認めましたので、ここに御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 次に、報告第1号専決処分の報告について（訴えの提起）及び報告第2号専決処分の報告について（和解）の2点の報告を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、2件の報告事項について、概要を説明いたします。2件とも、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分事項として議会から指定いただいております町営住宅の管理上必要な訴えの提起・和解及び調停に関するものに該当するものとして、専決処分により対応いたしました。

まず、報告第1号は、町営住宅家賃の悪質滞納者及び連帯保証人に対し、町営住宅の明け渡し及び家賃等の支払いを求める訴訟の提起であります。1番目の訴訟は、波野団地南住宅東棟603号の居住者及び連帯保証人に対して、住宅の明け渡し及び家賃等の支払いを求め提訴したもので、請求内容は報告書記載のとおりであります。

なお、本件は、訴訟中に住居者本人が住宅を明け渡したため、平成24年12月26日に町の請求どおりの判決が出ております。

2番目の訴訟は、三宅住宅1棟1号の居住者及び連帯保証人に対して、住宅の明け渡し及び家賃等の支払いを求め提訴したもので、請求内容は報告書記載のとおりであります。

なお、本件については、平成25年1月9日に、町の請求どおり判決が出ました。

裁判所から連帯保証人に対する和解の勧告もあり、次の報告第2号のとおり和解をいたしました。

次に、報告第2号は、先に述べました和解に関する専決処分の報告であります。

和解の内容は、未払い賃料について、連帯保証人が分割して支払うというもので、平成25年1月29日、和解が成立しております。

以上、報告を終わります。

○議長（藤山 巖議員） 次に、議長から報告いたします。

地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

なお、杉山選挙管理委員長におかれましては、質問者の順番により午後から出席される予定です。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長（藤山 巖議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。河内賀寿議員。

○議員（2番 河内 賀寿議員） おはようございます。本日は、傍聴の方、お忙しい中、御苦勞さまでございます。

選挙後、初めての一般質問ということになりますが、それでは、始めさせていただきます。

質問方式は一問一答で、質問事項1は、メガソーラーを町営でできないかということで、答弁者は長信町長をお願いします。

町内企業の大晃機械工業は、3月から、大規模太陽光発電事業、いわゆる、メガソーラー事業の開始を発表しました。出力は約1.17メガワットで、一般家庭約360世帯の年間使用量、約125万キロワット時の発電を目指すとのこと。

同社南、南東側の所有地約2万平方メートルに、太陽光パネル4,830枚設置し、20年間、中国電力に全量売電し、年間5,300万円の収入を見込むとのこと。

総事業費は約4億円。簡単に考えたら、利息と設備費を全収入で支払いした場合、9年目ぐらいから収入のみとなるように思います。簡単に言うと、9年目から5,300万円丸々入るということですが。実に、安全確実な収入源であります。もちろん、地球の温暖化防止にも貢献します。

さて、本町も町営で同じようなことをしてはどうでしょうか。町民への利益還元は9年目からだとしても、そのころ、町民税を少しでも安くするような財源として考えてはどうでしょうか。

もちろん、規模は大晃機械より小さくてもいいと思います。要は、やる気です。大晃機械も木村晃一社長の鶴の一声で決まったわけで、後は、強力なリーダーシップで事業開始まで突っ走ったわけです。

ここ何年か、ソーラーの質問はしてきたんですが、今度こそ、いい回答が得られないかなと期待しつつ、メガソーラーを町営でやってみないかということをお尋ねします。お願いします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

昨年7月から、国による再生可能エネルギーの固定買取制度が始まり、太陽光発電については、1キロワット時42円での買取を電気事業者に義務づけています。

これについて、各種の試算等によりますと、議員御指摘のとおり、おおむね10年以内に、導入コストの回収が可能であるとされています。しかしながら、町営でメガソーラー事業を実施する場合、膨大な敷地の確保、造成等、当初のインフラ整備が必要であり、現時点では、将来にわたる町民への利益還元について、確実に見通せる状況にはないと考えております。また、太陽光発電については、二酸化炭素の削減や新たな産業の創出といった効果の期待もされております。

町といたしましては、将来を担う子供たちへ地球温暖化への問題を考えてもらう契機として、また、地域経済対策の一環として、普及促進に向けた施策を実施することは意義のあることと認識しております。今後、国の補助制度や近隣自治体の導入実績など、情報収集を行いながら、公共施設への設置の是非等については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 河内議員。

○議員（2番 河内 賀寿議員） 以前からの答弁とあんまり変わってないので、少し時間かかると思いますが、今、広大な敷地の確保等が難しいという話でございました。もちろん、それはそのとおりだと思います。もちろん、町の土地ないし、どっかから借りてもいいと思いますし、いろんな土地が町内にいろいろ余ってるというのものもあるから、いろいろ検討できんことはないとは思いますが。

これは、後ろ、見えますかね。これは、大晃機械の横の。皆さん、見に行かれたかもしれませんが、今、こういう感じでずらっとソーラーが並んでるわけで。要は、平らなところにずらっと並べるというわかりやすい簡単な設備のやり方ですんで、平らな部分がちゃんとあればいいわけですけど、こっちはユアサですかね。

一つ、提案なんでもございますけれど、広大な敷地とかいって、そんなに大晃の4億円の広大な敷地でなくても、2億円規模なり、1億円規模なり、5,000万円規模の小さい規模でも構わないと思うんですが。例えば、うちのこの庁舎の横の下の、ちゃんとアスファルトのひいてある駐車場ですね。よその平生とか、上関に比べるとはるかに広いと思うんですが、駐車場の半分ぐらいをソーラーで埋めるとか。

もちろん、20年間売電して、その後はもう、すぐ庁舎も近いから、電線でつないで、昼間の庁舎の発電の電源に使ってもいいんじゃないかという、20年後にしても、すごく有効なやり方だと思いますが、例えば、この下、半分、ソーラーで埋めるなんて考え方はいかがでしょう。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 用地の問題であります。今、庁舎の前面駐車場を半分ぐらい用地に利用したらどうかという御質問であります。正直言います、それが使えるかどうかというのは、大変な問題であります。

住民の皆さんへの駐車サービスとして扱ってる部分であります。今、御承知のように、非常に今空いているように見えますが、今、ちょうど税務申告の状況でありますから、ほかの車が全部公民館の駐車場に移動してもらって、他に停めてもらってるという状況でありまして、平素、河内議員も役場にはしょっちゅうお見えになりますので、あそこを仮に半分なくしたら、一番困られるのは、庁舎にお見えになる住民のお客さん、あるいは関係者だろうというふうに思っておりますし、到底、それは、今、私の段階では考える状況ではございません。

○議長（藤山 巖議員） 河内議員。

○議員（2番 河内 賀寿議員） 今、提案でございまして、車両の量とか、それは、もちろん、いろんな考慮の材料で、今すぐとは言いませんけど、一つの案として今提案、もちろん、ここの駐車場以外にも、もちろん、空きスペースなり、近いところで並べると、いろいろ考慮に入れた上での話ですけど、簡単に言うと、したらどうですかという話です。

とりあえず、この、今、町長言われたとおりに、答弁にあったとおりに、前も私が2年前ぐらいからやりよったところは、まだまだちょっと20年で、10年目ぐらいからもう利益のみがどんどん入るというようなシステムじゃなくて、ここ数年の、ここ1年ぐらいかな、非常にいい条件というのは、ここ最近の話なんで、どんどんソーラーのことに關しては、毎年、状況が変わりますので、やるんだったら、本当に、この1年以内ぐらいでやるしか。また、売電価格とか変わっていきましてだんだん下がりますので、ぜひ、ここ1年ぐらいで考えていただくという、ないし、実施していただくというのが、お願いといたしますか、そういうことになります。

あと、自治体とか、規模に關連してですけど、皆さんも新聞等で読まれたかも知れませんが、長崎県の福江島の黒蔵町内会というところが、これは、規模は1,150万円ぐらいのものなんですけど、町内会でも、メガソーラーをして、町内会費をそれでまかなおうかというようなすごいことも新聞でこういうのも読んだりしましたので、要はメガソーラー事業というのは、非常に手がたいことだと思うので、町内会にしても町内会長さんとかがリーダーシップをとられて、やってみようかと。

結局、町内会費を安くしようというのが、高齢になっていくと大変なので、そういうのを将来、役に立つから、こういうの並べようかというような発案されたというような形。これも、電話をかけて聞いてみたら、いろいろそういうリーダーシップでどんどんされたという話でしたし、これは教育委員会のほうが絡んでおって、その土地を提供して、ソーラーを並べてやったという話でございます。

ただ、資金としては、空港の敷地を売ったか何かの代金が自治会にお金があったんで、それで、ちょっとソーラーパネルを買えるというような好条件があったというのはちょっと別問題でございます。

あと、この前、木村社長とお話して、いろいろ聞いてみて、新聞発表ではまた聞けないところを聞いてみたんですけど、大晃機械にしても、ある4億円のお金をそのまま現金でぽんと出して並べたら

ゆうことは、やっぱり、銀行の融資といいますか、ちゃんとお金を借りて、今ずらっと並べてあるそうなので、やっぱり、同じ考えとして20年で、10年目ぐらいから丸々利益が出るというのを計算に入れてやるという形だったみたいで、大体ソーラーというのはそういう感じで20年で、10年目から丸々利益が出るという、非常にいい案なんで、これも、ほかの物でも新興の新しい田布施の名物をつくって売っていかないけん。人に頭を下げて、これを買ってくださいという形で利益を出すのと違って、全量売電というのは非常にいいシステムなので、つくればつくるほどそのまま買い取ってもらえるという、昔の闇市のころでもそういうことはなかったぐらい、人に頭を下げんでも、全量売電というすばらしいシステムで確実にお金が入るので、ぜひ、本当にこれを考慮していただきたいと思うわけでございます。

○議長（藤山 巖議員） 河内議員、ちょっと質問を絞ってください。町内会でやってほしいとおっしゃるのか。

○議員（2番 河内 賀寿議員） そういうのもあるんで。例えば、今ちょうど傍聴の方もいらっしゃるんで、町内会というの、例えば、考えてもらえるというの、いかがですかという後ろの方も、考えた表現でございます。

例えば、そういうふうに、これから、質問なんです、町内会などでもやりませんかという感じの奨励なんかはいかがでしょう。

○町長（長信 正治君） 河内議員も、大晃さんのほうからお話をされて聞かれているというふうに、聞きましたんですけど、大晃工業さんのほうからは、私のほうに、再三お見えになりまして、本件につきましては、お話もいただいております。

企業として、利益を優先していく部分においては、これも一つの手だというふうに社長さんは言っておられました。

町に空き地があれば貸してほしいという要請もあったわけです。その話も申し上げました。ただ、いろんな条件がございます。中国電力のほうで、送電線を含めて、どこでもかしこでも、ソーラーができるもんじゃないんですよという話をされましたし、また、大晃さんもうちがお話した件は、送電線がないんで町長さん、すみませんが、ちょっとあそこは無理ですという話もいただきました。町が直接やっても理屈はついで。

昨日、中国電力さんからも話を聞きまして、今、電気供給の全体の容量については、なかなか難しいですよ。これから、多くの方が太陽光あるいはメガソーラー、研究をいろいろとされてますが、なかなか電力会社としては、それに対応していけるのが、どこまでかという問題もあると。将来に向けて、回答は出せないという話をされました。

いろいろ研究することは、河内議員の言われたとおり大事だろうと思います。個々小さな町内会あるいは個人、いろんな形で研究されることは大事でもあるし、それが、二酸化炭素も含めて、いろんな地球に対するいい方向に持っていければいいなというふうには思っておりますが、町として、それをどうこうと言って、町が利益を上げるためにというような考えは、今、到底できる状況ではないという判断をしております。

町内会等に働きかけるといことも、これも、やはり、それぞれの町内会で、よう研究された上で、相談を受けるという形しか取れないかなというふうに思ってます。

○議員（2番 河内 賀寿議員） 送電の関係は、もちろん、いろいろそういうシステム、難しい問題がありますんで、小さな発電量であれば、そういう丸々でしたら、大丈夫。大型はちょっと、送電という点では、確かにあると思います。

ここ1、2年で、いろいろ状況も変わりますので、十分、検討していただいて、ソーラーに関して前向きないろいろ検討をよろしく願いいたします。

また、この質問に関しては、西本さんもソーラーがらみですと、また、後でされますので、そちらのほうにまたバトンタッチしてみたいと思います。

それでは、2問目の質問に行きます。

質問事項2は、のんびらんど・うましまでの教育キャンプの復活をということです。答弁者は尾崎教育長でお願いします。

かつて、平成9年から16年まで、のんびらんど・うましにおいて、町内小学5年生の教育キャンプが行われていました。現在、似たような行事は町外で体験しています。町営施設の利用率向上や郷土愛を育てることは大事であると思うので、復活をしてはどうかという質問を、平成21年の9月にしましたが、他の施設より世話人が少ないなどの理由により、検討をするという答弁をされました。

のんびらんどの管理者によると、世話人は十分確保できるという当時の意見の食い違いはさておき、本年4月から地域おこし、島おこし協力隊員2名の活動が始まるということの有効に考えてはと思いました。

世話人問題の解決には十分になると思えるし、子供たちと触れ合うことは、隊員の将来を考えても重要なことだと思うが、復活の考えはないかお尋ねいたします。

また、前回、この質問が議会だよりに掲載されたのを読まれて、よくぞ、言ってくれた。なくなったのは不思議でおかしな話だと思った。自分らのとき、十分うまくやれていたからと、当時、校長先生だった方から激励を受けたことも、やや形を変えた再質問の理由としてつけ加えさせていただきます。

このことは、のんびらんどに関しては、教育界が一枚岩の世話人がいないからというような統一の見解で固まっているわけではないということです。もし、この校長先生が、教育長のポストに来られたら、また別の回答が得られることも考えられますので、十分、先輩に当たる方の考えも考慮に入れながら、お答えください。

よろしくお願いします。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） では、失礼いたします。河内議員、2つ目の御質問にお答えをさせていただきます。

平成21年9月議会において、河内議員より、のんびらんど・うましについての、小学校5年生の教育キャンプ復活について、御質問を頂戴した際、独自性を発揮したいという校長の学校経営方針のもと、町内全ての小学校が一同に集まっての教育キャンプは実施する計画はないことは申し上げました。

加えて、学力向上に重点を置いた新学習指導要領により、特別活動等における学校行事の精選を余儀なくされているところではありますが、自然体験等につきましては、できるだけ、のんびらんど・うましなど、地元の交流施設を活用した自然体験学習を検討してもらえるよう、各小学校に働きかけたとお答えを申し上げたところです。先ほど、申し上げられたとおりです。

その後、各小学校においてその旨を伝え、早速ですね、各校の教職員が馬島に出向いて、教育活動条件をはじめ、教育活動の安全性や食事や宿泊の可能性について調査し、また、麻里府小学校や田布施西小学校は、実際に、1日遠足として馬島に出かけております。こうした実際の活動を通して、馬島の良さを認識はいたしましたとともに、幾つかの課題についての報告も受けております。

児童の健康安全や危機管理の面で申し上げますと、危険が同居している自然いっぱいの島の中で、もし、けがや病気が発生した場合、病院等の救急搬送をどのようにしたらよいのかと。また、のんびらんど・うまし等に宿泊する場合、大勢が集団で宿泊活動する際の基本的な条件に不安を感じているのが現状です。こうした基本的な条件が整備され、改善されていけば、小中学校の宿泊等の可能性も可能になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

現在、県教委等でも、そういった交流施設が次々となくなっていくのはご存じと思いますが、こういった点につきましても、時代の流れあるいは予算的なもの、あるいは利用者等がいろんな支障があって、県でも、非常に維持が難しいという状況になっておりますので、十分精査しながら、今から、

施設等が十分改善されればまた考えたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 河内議員。

○議員（2番 河内 賀寿議員） 町の大事な美しい島、馬島のことですので、まずは、普通に、町民として一度は馬島というところに行ってみるなり、泊ってみるなりの体験をさせていただくなり、行くというのも大事なことで、この前の5年生で行かれたところだと、今、ちょうど二十歳前後なんですけど、みんな経験しておられるんですけど、全然経験せずに町民がそのまま馬島を知らんとそのまま町外に出るとかいうのは、あんまりよくないなというのは前にもこういう答弁したんですが、それを踏まえて、ぜひ、していただきたいと思います。

あと、管理者の西村さんですけど、言われるには麻里府とか来られましたけども、やはり、全部ではないのはちょっと問題じゃないかという話でしたけど。ちなみに、今の流れで、麻里府と西は遠足があったといいますけど、ほかの、城南なり麻郷なり、東は、遠足どうしてないんでしょうか。そこんどこ聞いてみたいです。

○議長（藤山 巖議員） 教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） これは、あくまでも、全小中学校には、まさに、今、議員さんおっしゃったように、馬島に一度も行かずに成長して、田布施を離れるということは淋しいことですし、ぜひ、行ってほしいと私個人的にも思っております。そのため、社会教育課等が実施しております放課後の、あるいは休日の、いろんなそういった親子の触れ合い活動については、できる限り、馬島で体験できるように貝堀りとか、そういうふうに取り組んでいるように心がけてはおりますが、やはり、各学校においては、いろんな授業精選等がありまして、距離的な問題とか、それから、いわゆる学校の順番とか、行事の順番制がありますんで、かつて、平成10年から16年までという、ずっとやったということがありましたが、あれはかなり強い教育委員会のリーダーシップのもとでやられたようで、実際には、これはいろいろ、先ほどは非常に校長先生の前向きな意見もありましたが、私が聞いている範囲では、非常に苦慮したというような、やっぱり、学校や校長もいらっしゃいます。

そういうような各校長の学校経営を大切にしながら、私たちはそれをサポートするよう取り組んでおります。最低限、町としての水準。これは、きちっと水準化という形でお示ししておりますが、それ以上については、やはり、それぞれの特色を生かしてやっていただきたいというふうに思ってますし、そういった指導をさせていただいております。

そのおかげで、非常にいろんな面で、田布施町内の小中学校においては特色のある、県下でもとどろくような、そういった成果をたくさん出してくれておりますんで、一律に一斉に物事をやるだけではなくて、それぞれの学校の良さを生かしながらやっているという点では、特にこういった学校外活動につきましては、あんまり私は教育委員会が強制して物事をやらせるべきではないというふうに考えておりますので、各校長先生方の学校経営方針に基づいて、やっぱり、それぞれの責任でやられるところと、ほかのことに、もっと地域でしっかり物事やっていかれる方と、そういう考え方のもとに、学校運営がなされている。そういった面で、歩調を合わせていってるということではないということも、御理解いただけたらと思います。

○議長（藤山 巖議員） 河内議員。

○議員（2番 河内 賀寿議員） 今の答弁を見ますと、その、現場の校長先生の考え次第で、西と麻里府の校長先生は、遠足ぐらいだったら、体験させましょうかということで行かれたんで、それ以外の先生方はそこまで考えられなくて、他のほうを優先するというふうに考えられたような形を今、聞いたんですけど、要は、その校長先生の考え方だと思います。

でも、正直なところ、本当に、強制的という表現は悪いと思いますけど、一度は子供のときに、誰も一人も行ったことがない者がおらんような、町民なら、ぜひ、一度は子供のときに馬島を体験させていただけば、もちろん、泊まれというのは、本当は、難しいというのはあると思いますけど、せめて

遠足なりとも、全学校で1回は経験というのが、遠足でも、大体6年で何回もいろんなところに行くと思うんですけど、馬島もコースに1回は入れといていただきたいというのは、正直な気持ちで。私が麻郷小なり、何なりのときでもなぜかなかったので、馬島の体験は、子供のときなくて、実際に馬島に行ったというのは、馬島というのをちゃんと知ったのは大学生のときで、友達に誘われて初めて行って、馬島はこんなところだったんだと、実際にそういう経験もあるんですけど、もし、それがなかったら、実際にずっと行かんままで、私がよそにでも行ってたら、馬島って聞かれたら、全然回答できないことになってたんだというような、自分の体験からも思うんですけど。

それがもし、子供のときでも、私も、馬島なり何なり、遠足なり何なりを体験しとったら、馬島って、もし、聞かれたときに、すごいきれいでいいとこですよいろいろと見た感じとか、海で触った感じとか、いろいろ人にも聞かれて、町外の人に聞かれても、体験さえしとけば、馬島はどうだって説明ができると思うんですね。

ぜひ、もちろん、教育キャンプのことも考えていただきたいのもやまやまでございます。せめて、遠足でも、各学校でというのを、ぜひ、考えていただきたいなと思います。

教育長の答弁も、もっともなことおっしゃられているとは思いますが、ぜひ、その点だけは、ぜひ、よろしくお願いたします。今後の課題として、よろしくお願いたします。

○議長（藤山 巖議員） 回答要りませんか。

○議員（2番 河内 賀寿議員） 大体わかりましたんで、ぜひ、遠足ぐらいは、本当に全児童にいうことを課題として、提案して終わらせていただきます。よろしく。

私の一般質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（藤山 巖議員） 松田規久夫議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） それでは、始めさせていただきます。地域の皆様方の会話の中で大変強く言われるのは地域の発展、ふるさと田布施の活性化であります。で、これを実現するには、なかなか名案というのがないのも現実であります。で、今日、2点、私、本当に身近な問題から質問させていただきますが、2点とも田布施町長さんに回答のほうはお願いしたいと思います。

それでは、始めさせていただきます。先ほど、田布施町の発展、活性化を希望される方が大変多いということは述べましたが、田布施町民、誰もが思い、実現させなければならないことでありますが、具体的な要望をされる方は非常に少ないのが現実であります。

それだけ、大変難しい問題だというふうに思っております。活性化については後で、本当にちょっとした問題ですが、述べさせていただきます。で、今、町を歩いて目につくのが空き家であります。この空き家問題については、ちょっと考え中ですので後日の報告とさせていただきます。

じゃあ、先に具体的な要望が多かったことについて、こちらのほうから先に述べさせていただきます。一番多かったのが、ケーブルテレビです。で、次に、町民の方々が言われるのは議員の定数とか報酬について。で、3番目は公園の管理などなどという形で、私、いろんな方とお話する中で認識しております。で、新人議員なのでね、私、ケーブルテレビ以外の項目については、また後日、議会の中で発表させてもらいたいというふうに思っております。

昨年の、議会だよりに1月号で藤山議員、河内議員が質問された、このケーブルテレビの問題ですが、田布施町長は、回答の中で、「研究したい、可能性を探っていきたい」というふうに回答されております。

一年も経過すれば、世の中の条件はいろいろ変化いたします。

財政力の乏しい田布施としては、補助金がないとなかなか難しい事業で、年数が経過するにしたがって、より困難な、実現に向けては困難になってるかとも思いますが、現状での可能性を、お聞きしたいというふうに思っております。

また、田布施町民は、要望の実現をいつまでも待ち続けているのが現状であります。回答の中で田布施町長が言われた、検討するとか、研究するとか、可能性を探るなど結論を先送りされているような町民に期待を持たせる回答をされた過去2年程度のものを、広報なり、議会だよりなりで、田布施町民に、実現がどのような見通しなのか、アフターフォローを、してもらったらというふうに提案いたします。

で、この提案は、今後も、一年の年度末なり、年末なり区切りをつけて、結論を先送りされたような状況になってるものを、何か、町民に知らせるといふ、こういう方法とってもらいたいというふうに考えております。

じゃあ、もう1点。活性化にすぐにつながるかどうかは、私も自信のないところでありますが、私は、活性化というものはイコールいかにたくさんの人を呼び込むかと、人がたくさん集まってくれば、これが活性化につながるというふうに考えております。

で、ここで、御提案したいのが田布施町の一方通行です。旧市街地の、駅前の一本松から東のほうに向けて土井の内までの旧商店街の、ここが夜間のみ一方通行が解除されているような状況が、当たり前のように、ずっと続いております。

で、我々、生活していく中で、この、当たり前のようにやってるんで、何ら疑問を抱いておりませんが、新しい道路ができたり、環境が変化すれば、現状に合わせて、人間が決めたものは、変えられるものは検討して変えていただきたいと、で、一方通行ですから、許可とかというのは警察署になると思うのですが、地域の申請とか町役場の申請とか、いろんな方法があると思います。

でも、一番有効なのは田布施町からの、警察署に向けての申請が、大変有効だというふうに考えておりますので、田布施町長として、私のその新人議員の松田が、地域の方々のことも考えて提案するこの問題に町として取り組んでいただけるかどうかというのをお聞きしたいと。で、警察署へ、説明等が必要なことがあるかもわかりませんので、申請の場合は提案者であります私も、同伴して、警察署のほうへ行きたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。まず第1点目はケーブルテレビについての御質問であります。平成23年12月議会でも同趣旨の一般質問がありお答えしておりますように、町では総合計画に掲げてますようにブロードバンド網を構築し、光インターネットケーブルなどの情報通信基盤の整備を考えておりました。

しかしながら、NTT西日本さんが独自に光インターネットサービスを開始されましたので、ケーブルテレビを整備するためには、別に、光ファイバー網を敷設する必要があります。ケーブルテレビの整備は、地元の自治体が光ファイバーで幹線を敷設し、各世帯へのつなぎ込みは、ケーブルテレビ事業者が自社のケーブルを敷設する手法が一般的です。

この整備には、多額の経費が必要となりますが、本町は情報通信基盤の条件不利地域に含まれなくなりましたので、情報通信利用環境整備推進交付金の交付対象外となり、事業を実施するとなれば、町単独の経費で整備をすることになります。

こうしたことから、町財政を考えますと財源の裏づけがないまま、すぐに事業に着手することは困難であると言わざるを得ませんので、今後、町の財政状況など視野に入れながら可能性を探っていきたいとお答えしております。

このように、町が光ファイバー網を整備するための経費が膨大であり、整備後の保守、管理費用や耐用年数経過後の更新費用の負担も合わせると、町財政を圧迫する大きな要因となることから現状においては、ケーブルテレビの整備は考えておりません。

また、結論を先送りしてきて期待を持たせるような回答をした事案について、はっきりと町民に知らせることを提案したいとこのことでありますが、御質問いただいた案件でも、ケーブルテレビ整備のように交付金の対象外となったことにより、財政的な裏づけがなくなり、可能性を探っていくという

形にならざるを得ない事案もございます。

その点は、御理解をいただきたいと存じます。こうした事案につきまして、私としては、一定の方向性が得られた時点では、町民の皆さんに対して状況をお知らせすることも必要であると認識しております。

以上で、1点目のお答えを終わります。

2点目は一本松から土井の内の一方通行の規制変更についてのお尋ねであります。この区間は、随分前から一方通行の規制が行われており、定着していると思います。一方通行になった経緯は、道路の幅員不足でバス等の運行で対面通行が危険な状態にあったため、地元住民の要望により規制されたと聞いております。

一方通行の規制そのものは、通学面や周辺道路との交差点で安全性を向上させたり、渋滞発生を抑える効果もあります。また、一方通行等の規制は警察署の管轄であり、町に権限がありません。警察署も一方的な規制はできないため、規制については、地域の同意を得ることが必要となっており、特に沿線の住民及び小中学校の同意、自治会の同意を証する書類、交通量調査のデータ等も必要となります。

規制により影響が出るのは沿線住民の方々となります。時代が変わり交通量が少なくなりますと、規制の見直しを検討する必要がありますが、沿線の商店、住民及び小中学校の同意、自治会の決定がなければ警察署に要望することはできないため、地元関係者とも協議していきたいと考えています。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） わかりやすい2問目の一方通行のほうですが、自治会のほうから申請があれば、田布施町として動いていただけるというふうに理解したのでよろしいでしょうか。簡潔に言いますと。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） もちろん、自治会のほうの関係も必要ですし、地域の自治会だけでなしに、やはり、そこを通学される学校、小中学校の子供さんの関係等も一緒に含めて、また、御承知のように町としてやっとすることも必要でありますから、やはり、町と一体となってその辺は申し上げなきゃいけないというふうに思います。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 参考になるのが、柳井市の柳井学園の北側の、ところから約200メートルまではないですかね、川までの、通学時間帯について規制して、それ以外は規制しないと、あの道路よりもまだ街の中の一方通行のほうがいよ様な状況です。だから、柳井学園の北側のあの道の、規制を参考に東小区の小学生の通学路でもあります。で、中学生の通学路でもあります。

ですから若干、柳井学園の北側よりも規制時間が少し長めのほうがいいのかとも思いますが、東地区の関係してる自治会の方々、もうバスは通らなくなって久しくなりますのでね、日中も、本当にあの車の通行量が少ない、まして、今の、一方通行の南側のもとの高山石油さんの、今、ちょっと道が変わりましたが、高山石油さんのほうから天神さまの前を通過して、新町天神とかと行く、この道は、昔から一方通行じゃないんですよ。

で、この道よりも広いような、旧商店街は現状ですのでね、何ら、子供たち、あるいはその大人の通行の、あるいは自転車、自動車の安全の、確保を最優先して、何か、お互いに知恵を出して、各自自治会さんのほうから、ほいじゃあ、町に向けての申請書なり取り組むようにいたします。

ほいじゃあ、もう1点、ケーブルテレビですが、また研究されるとか可能性を探るような、そういうことを言われたと思うんですが、田布施の、住民がはっきり知りたいのは、そういう可能性を探ると言えば0%に近い可能性なのか、100%に近い可能性なのかというのがわかんないわけですよ。

で、田布施の財政から判断すると、限りなく0に近い、可能性じゃないかと思うんです。こういうあたりを、例えば、僕が言ったのは、何か、簡単な表みたいなのにして、ケーブルテレビにつきゃ、その、100%だめじゃないけども、その、どう言うんですか、丸とか三角とかペケとか、その、同じ先送りしても、何かわかるような、住民に、ああ、これは検討するとかそういうことでも、難しいんだなっていうあたりが、今、田布施の財政状況が悪いというのはみんな、田布施町民も理解しているところなんですよ。

だから、周りの、比較して、やってるから、田布施もやれば、ほんなら、ほかのことがまるきりできなくなる。結局、優先順位をつけて、行政というのは何をやっていくかということだと思うんですね。で、ケーブルテレビを本当に欲しいという人というのは、可能性でいうたら、そんなにおられんのが現実じゃないじゃろうかと、だから、要望してるのを何もかもすべてやってくださいっていうことを僕は要望してるんじゃないんです。

ちょっと長くなりますが。

○議長（藤山 巖議員） どういう、質問でしょうか。

○議員（3番 松田規久夫議員） 僕は、今、質問をじゃなくて、自分の思いを、ぶつけてるんで、行政としては、考慮してくださいというふうな感じのことを言いますんで、回答は求めちゃおりません。例えば、他の市町村と比べると言いましたが、今からの福祉のあり方はですね、低負担で、低福祉。だから低いサービスの受益、それか、高負担で。

○議長（藤山 巖議員） 松田議員。ちょっと、質問、ケーブルでしょ。絞ってちょっと、でない、と、回答できない。

○議員（3番 松田規久夫議員） わかりました。回答は求めちゃおりませんと言いましたが。ほいじゃあ、やめます。

○議長（藤山 巖議員） 質問事項以外は、ちょっと、避けてください。

○議員（3番 松田規久夫議員） わかりました。ほいじゃあ、やめます。一方通行については、地域の方々と相談いたしまして、田布施町のほうへお願いに伺うようになります。そのときは、また、よろしく願いいたします。ありがとうございました。終わります。申しわけありませんでした。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） 次に高川喜彦議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） 私は通告のとおり、町長に3問、教育長に1問、合計4問を質問いたします。質問の方式は、最初は一括質問、一括答弁、2回目より一問一答でお願いをいたします。

この3月議会は、さきの町議会議員の選挙後、最初の定例会であります。私にとっても9期目のスタートの定例会であります。改めて初心に返り住民の付託に応え、住民福祉の増進と町政の進展に少しでもお役に立ちたいと心に期しておるところであります。どうぞよろしく願いいたします。

質問事項の第1は、地方自治法、今年は66年の春を迎えております。我が町の行政は、と題して、長信町長にお尋ねをいたします。

私がこの質問通告を書き終えたのは2月28日の午前中でした。たまたまこの日の午後、国会で、安倍晋三首相が施政方針演説をされました。私はその演説に聞き入り、感動をいたした次第であります。そして、総理はその質問の終わりに次のように議場に呼びかけられました。「私は、この議場にいる全ての国会議員の皆さんに呼びかけたいと思います。我々は何のために国会議員を志したのか、それはこの国を良くしたい、国民のために力を尽くしたいとの思いからであって、間違っても政局に明け暮れたり足の引っ張り合いをするためではなかったはずで。全ては、国家、国民のため、互いに寛容の心を持って建設的な議論を行い、結果を出していくことが私たち国会議員に課せられた使命であります」こう述べられて結ばれました。

私はこのとき、心の底から震えるような思いで、これは町議会議員の私たちも謙虚に心しなくては

ならないことと肝に銘じた次第であります。

今年、地方自治法が制定されて66年、現下も地方自治の動向と、本町をめぐる諸情勢は極めて厳しいものがあります。かかる時、このたびの町議会議員の選挙で選ばれた選良は、おのおのの識見と見識を持って住民の負託に添えていかななくてはならないと思います。日本国憲法の93条1項には、地方公共団体には法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置すると規定されております。議会を必置機関としています。町長、市長などの首長については、これに対応する明文の規定はなく、憲法が住民の代表機関として議会をいかに重視しているかを物語っていると思うのであります。しかしながら、一方で今日の特に町村議会に対して住民の声は、まず1、議員にサラリーマンや女性が少ない、2つ目は、執行部への質問や批判に終始していて、みずから条例をつくるなどの政策立案機能を積極的に果たしていない、3、議会は執行部となれ合いになっている、あるいは遠慮している、行政監視機関の機能を果たしていない、こうした批判が寄せられていることも謙虚に心に反省をいたしております。

また、地方自治を説き議会の重要性を説く学者も多いものの、議会や議員が具体的に何をするかを説く人がないのであります。地方自治研究上の欠落の一章と言われる所以であります。こうしたことから私は、この任期を欠落の一章を少しでも埋める議員活動をしようと決意をしてスタートいたすわけであります。

さて質問ですが、今日国の政権も交代し日本に明るさが戻ってきたことが報じられ、70%近い国民の世論が支持をしておりますとともに、厳しい中にも明るい日本の未来を開く展望があるか、こういう情勢かと思われませんが、町長はこうした現在この位置でどのような御認識を持って町政を進められるか、とりわけ新年度の事業や予算にどのような格別の配慮をされたのか、町民にわかりやすく話していただきたいと思っております。これが第1の質問であります。

第2の質問事項は、微小粒子、小さい微小粒子状の物質PM2.5への対策をお尋ねするものであります。

毎年3月から5月ごろにかけてまして、本町でも黄砂が飛来し、濃霧が立ち込めたように視界が閉ざされることがたびたびございます。最近、黄砂とともに硫酸塩エアロゾルという有害物質や、中国の大気汚染PM2.5が飛来していると最近とくに報道されております。

このPM2.5という微小粒子物質は、人の肺の奥まで入り込んで喘息や気管支炎などの健康被害を引き起こす原因になると言われております。

このPM2.5へ対して、本町は住民のためにどのような対応をしようと考えておられるのか、今、喫緊の対策でありますのでお尋ねするものであります。

さらに、新聞報道によれば環境省はこのPM2.5のモニタリング、すなわち測定地点増を地方に要請していると言われます。本町の対応はどうされますか。また、住民の健康管理にどのような対策を考えておられるか、お尋ねするものであります。

質問事項の3は、町民の所得に対する税と、税金と、社会保障費の個人負担率についてお尋ねするものであります。ちなみに昨年は、一人一人の年間所得の約30%未満の負担率であったかと思いますが、ことしはどういうことになりますか。これをお尋ねするものであります。

私は毎年この質問を継続してお願いしているところですが、お尋ねしておりますが、この趣旨は町民所得のうち税金や社会保障費の健康保険料とか、また介護保険料とかの負担率の動向を注視する資料として利用したいと考えているからでございます。

長信町長は、住みよさ山口県一のまちづくりを標榜しておられます。負担率の低いことは住みよさの重要な要件と思います。新年度の予算も編成された今日、標準的なケースとして、前回と同じ条件で負担率の算出をしていただくようお願いいたします。

質問事項4は、再びいじめの問題について教育長にお尋ねいたします。

政府の教育再生実行会議は、このほどいじめと体罰の防止策の第1次提言を安倍総理大臣に提出し

たと聞きました。報道によればこの会議では、いじめの定義が非常に曖昧で、問題があるとして指摘され変更されたいということであったと、まだ変更したわけではないんですね、ということですが、どういうことで変わるのか、どういう方向へ向かっていじめを定義しようとしているのか、これをお尋ねいたします。そして、本町の小・中学校での現在のいじめという状況があるのかなのか、その状況についてお尋ねをいたします。

以下、再質問で掘り下げて伺いたいと思います。これで、1回目の質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 高川議員さんの御質問にお答えいたします。

町政に関する質問でありますので、就任以来6年を私なりに振り返ってみますと、一昨年策定いたしましたまちづくりの最上位計画となる第5次総合計画の中で、町の将来像のキャッチフレーズを「笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」とし、一層の行政サービスの向上に、将来にわたる健全で安定した財政運営に努めるところであります。

また、私は町長就任以来、農業の再生、安心・安全のまちづくり、健康づくり、住みよさ県一のまちづくりをテーマとして、まちづくりに取り組んでまいりました。おかげ様で、国営圃場整備を進めていくための事務所が平成23年に開設され、いよいよ工事を着手する運びになり、町の最重要事項としてきた公共施設の耐震化対策については、平成22年より麻郷小学校の校舎と屋内運動場及び周辺整備工事を実施し、今年3月末で全面完成することとなります。さらに、城南、麻里府保育園の耐震化や城南、麻郷公民館の耐震化工事も平成24年度には完了し、耐震化対策の一定のめどが立ちました。

さて、国の政権交代があったことにより、日本の未来の展望が開けてきている情勢の中で、町政をどのように進めるかとの御質問であります。

昨年12月の総選挙により自民党政権になり、2回目の安倍政権が誕生しました。再登板ということで経験もあり、山口県が生んだ8人目の総理大臣としても大いに期待しているところであります。

しかし、国の財政状況は厳しく、世界規模の経済要因で我が国の経済状況を大きく影響を受ける中、地方自治体としても厳しい財政運営が続くものと感じております。私としましては、このような状況であります、引き続き第5次総合計画に定める諸事業の実現に向けて努力していく所存であります。

次に2点目は、PM2.5についてのお尋ねであります。

御承知のように、中国では、平成25年1月以降、北京を中心に工場のばい煙や自動車の排気ガスといった、化石燃料の燃焼などにより微小粒子状物質PM2.5等が大規模に発生し、この大気汚染が偏西風に乗って日本に飛来し、健康への影響が懸念されています。この微小粒子状物質PM2.5は、大気汚染物質の1つで、大気中に浮遊する粒子状の物質の中でも特に粒径が2.5μm以下の非常に小さな粒子のことです。2.5μmがどのくらいの大きさかと申しますと、一般的に髪の毛の太さが約70μm、花粉症の原因となる杉やヒノキの花粉の直径は約30μmですから、PM2.5がととても小さいことがわかります。

まず、環境省はPM2.5の測定地点をふやすことを地方に要請しているというが、本町の対応はとお尋ねであります。

現在山口県では、県内19カ所の大気測定局でPM2.5の濃度を24時間連続測定できる自動測定器を設置し、1時間ごとの測定値を公表しています。本町の近隣では、柳井市役所、県立光高等学校に設置しています。県は、国が示した測定設置基準を満たしているため新たな増設は現在のところ考えていないとのこと。町といたしましては、国、県からの要請もありませんが、柳井市、光市に設置しているので独自に設置する考えは持っておりません。

次に、住民の健康保全にどのような対策を考えているのかとお尋ねですが、一般的には基準値を多少超えたから、すぐに重大な健康影響が出るとは考えられていません。ただし、ぜんそくなどの呼吸器や循環器系疾患のある人は、数値が高いときはなるべく外出を控えることや、マスクの着

用などが対応策と言われています。

町では、環境省が示したPM2.5による大気汚染への対応策や、県が3月1日に注意喚起の対応手順と行動の目安を3区分に設定したこと、また、相談窓口の環境政策課と環境保健センターに設置するなど、PM2.5の注意喚起等にかかわる対応方針を示したことを受けて、町では行動の目安や測定値などがわかる国、県の対応方針を町のホームページに掲載するとともに公共施設、特に保育園、小、中学校への情報提供などに取り組んでおります。

3点目は、町民の税と社会保障費の個人負担率についてのお尋ねであります。

昨年と同様、夫婦と子供2人、13歳と17歳の標準的な世帯を想定し、国民健康保険、国民年金加入者で、固定資産税は償却資産を除いた平均税額で、年収額300万円、500万円、700万円の3パターンについて試算してお答えいたします。

まず、税負担についてですが、所得税においては平成25年1月1日より平成49年12月31日までの期間、復興特別所得税2.1%が課税されますので、その部分が3パターンいずれにおいても増額となり、固定資産税につきましては100円の増額となっております。なお、個人住民税においては、税制改正もなく昨年と同額となります。また、社会保障費用につきましては、国民健康保険税等は、税率等の改正がありませんので前年度と同額となりますが、国民年金保険料は、平成16年度の制度改正により、算定で月額60円の引き上げとなり、年間で1人当たり720円の負担増となります。

これらを合計いたしますと、年収300万円の世帯では、租税税負担額20万3,200円、社会保障負担額73万6,560円で、負担率は31.3%となり、平成24年度より金額で2,340円、負担率で0.08%の増となります。

年収500万円の世帯では、租税負担額45万9,700円、社会保障負担額92万1,360円で、負担率は27.62%となります。同じく、平成24年度より金額で4,340円、負担率で0.09%の増になります。

年収700万円の世帯では、租税負担額85万8,500円、社会保障負担額195万7,060円で、負担率は27.96%となり、平成24年度より金額で9,140円、負担率で0.13%の増となります。

3パターンとも、微増となっております。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。

高川議員さんの4つ目の御質問にお答えをさせていただきます。

学校におけるいじめの現状につきましては、昭和60年度から国が各都道府県の教育委員会を通して、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」というものを毎年実施しておりますが、いじめの捉え方、いわゆる定義ですが、これにつきましては見直しが行われてきております。

昭和60年から始められました調査において、平成5年までに調査を行われたときの定義でございますが、これは捉え方と言ってありますが、自分より弱者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものと定義され、学校においてその事実を確認しているもの、起こった場合は学校の内外を問わないとするという留意事項が示されました。

平成6年度調査では、いじめの捉え方についての見直しが行われ、学校としてその事実を確認しているものという文言が取り除かれ、そして、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的、形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことと留意事項が示されました。その後、いじめ問題に対しては、官民挙げて取り組んできたにもかかわらず、いじめにより児童生徒がみずからその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生したことに対し、これら事件では、子供を守るべき学校や教職員の認識や対応に問題がある例や、自殺という最悪の事態に至った後の教育委

員会の対応が不適切であった例などが見られ、保護者をはじめ、国民の信頼を著しく損なったことから、改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応するため、平成18年度からいじめの捉え方が大きく見直されたところがございます。

そして、平成18年度から新たにいじめの定義として、本調査においては個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

いじめとは、当該児童生徒が一定の人間関係のあるものから心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は、学校の内外を問わないと定義されました。

さらに、いじめの発生件数が、認知件数に改めるなどして現在に至っております。

次に、本町の状況につきましては、教職員や保護者、児童生徒一体となった取り組みによりまして、昨年度調査におけるいじめの認知件数は、小学校、中学校ともゼロです。

山口県全体の昨年度の認知件数は、小学校で155件、中学校で294件となっております。本年度につきましては学期ごとに行っておりますが、提出させておりますが、2学期末現在での調査においては、小学校における認知件数はゼロ、中学校における認知件数が1件です。

山口県全体における、同じく本年度2学期末現在で、小学校の認知件数は243件、中学校では343件となっております。

本町におけるいじめへの取り組みにつきましては、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの早期対応の3つの柱を中心に取り組むとともに、現在各小、中学校ともにいじめの未然防止と早期発見に努めるべく毎週1回児童生徒を対象とした、生活アンケート調査を実施しているところでございます。

なお、先ほど議員申されました自民党で協議された内容につきましては、いろんなマスコミ等では承知しておりますが、まだそういった面での通知、通達につきましては届いてはおりません。

以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） では、順に再質問をさせていただきます。

きょうの一般質問終了後に町長から上程されると思いますが、ことしの当初予算の今原案は53億9,400万円です。去年から見ると、1%増ということで報道されております。また、資料もいただいております。

県は6,932億5,900万円で0.3%減、総額が減じております。国のほうは92兆円というものすごい膨らみになってきております。中身は借金っていうことであります。それだけ成長を見込んだと、デフレからの脱却が題目でございます。

これを見ると、各山口県下の市や町のニュースで知る範囲であります、予算の編成に非常に凹凸があります。

本町の場合は、非常に手堅い組み方だなと思いつつながら今度審議に臨むんでありますが、町長お尋ねですが、昨年の決算以降聞いたことですが、山口県下においては、学校の耐震化とか新しく校舎を建てかえたというようなことによつて、本町が教育施設のそういう整備では県下一だと100%だという、耐震化に関してです、100%だということを聞いておるんですが、非常に私はそれを聞いたときに気持ちが悪うございました。

それは、この財政の厳しい中で、何を重点的にやっていくかということですから、私はやはり身の丈に応じた財政運営というのが一番、今、大事じゃないかという感じなんです。こうしたときには、ハードに力を入れるよりも、ソフトの充実をしっかりとやっていくということが大事じゃないかと、町長の今の答弁の中ではそれが聞けなかったんで、ここで再質問で改めてそういう姿勢でことしの予算編成も事業の計画もしておるのかということなんです。

もうちょっと続き、今、笹子トンネルが、昨年12月に崩落をいたしました。そのことによって9人の尊い人命が失われたわけですが、聞けばトンネルだけじゃない橋も非常に危険な橋がふえている、そういう今、いろいろと更新あるいは保全をしっかりしていかなきゃならないときが来ているわけですが、学校の耐震化なんていうのは、その最たるものだったと思うんです。そういうことに、力点を置きながら、財政運営をやっているのか身の丈に応じた運営をしようとしているのが心情なのか、質問というよりも町長にも本当お尋ねしてみたい、まずそれだけお願いします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） ありがとうございます。私、一貫してこのきょうの答弁の中に入れてなかったですが、財政再建っちゅうのを町長になったときの、一番の項目に挙げてたわけです。今回はその辺は触れませんでしたけど、何とか何とか少しは良くなってきたと、まだまだ本当の財政再建にはほど遠いところがあるんですが、今、高川議員さんが質問されましたように、来年度予算約5,000万円ぐらいプラスの状況でスタートになります。

町の将来といいますか、私だけの問題じゃなしに、町の将来にはどうしてもこの安心・安全と同時に子供たちが後の田布施町を担ってくれるんだということをいつも頭の中に入れておかなきゃいけない、そのために耐震に関する学校等の問題は、特に一番安全で安心な子供たちの学び舎をやってやろうというのは、大きな課題でもありました。

高川議員さんが言われましたように100%ではないんですが、山口県でトップにはなったんです。ところが、学校数の数からいまして、今は岩国のすぐ近くの和木町さんが多分100%になられたんじゃないかなというふうに思います。これは学校の数が違いますから、手のかけようが違った部分で、和木町さんが100に近いというふうに認識しておりますが、やはり上位ではあります。

まだ何点かそういった施設、特に構造部ではなしに今からは非構造部においても耐震の問題が出ております。ここなんかで言いますと、この天井部分が非構造部ということで、揺れた場合は天井が落ちる、建物はどうにもならんが天井だけ落ちるとかいう部分が新たにまた出てまいっております。できるだけそういった面は、優先してやっていかなきゃいけないなという気持ちで学校の教育課のほうに対しては話しております。

今、私がハード、ソフトどちらか、どうしてもソフト面の優先範囲と同時に、安全面に対してはどうしてもハード面になる。先ほどトンネルの崩落等もありましたが、田布施町におきましては、ほとんどトンネルっちゅうのはございませんが、橋の関係が何点かあります。先般、補正予算等の中で一部先取りのような形で橋の長寿命補修は幾らか取り組んでまいります。また、今後の予算説明の中に出てくるかというふうに思いますが、その辺と、あと同時に、冒頭申しました財政再建がまだまだ十分でないんで、できるだけそれをしっかりとっていくというのが、私の大きな役回りだなということでもあります。

御承知のように、私、6年間町長やるのに、以前にも話したかと思いますが、6年で6人の総裁ということで、毎年国の総理大臣が、町長になってからずうっと毎年毎年代わるわけです。国の方向性っちゅうのをつかむのには、どうすりゃいいんじやちゅうくらい大変な苦勞をしたこともあります。県政におきましては、新たにまた知事が代わられましたから、その辺との連携をしっかりとって、地方行政の厳しいところっちゅうのは、国、県の動きに非常に左右されること、やはり自分でいつも感じるんですが、分権分権っちゅうて、ほんとに我々に権限をくれて、何もかんもちゃんと我々の要望が通るんかという気持ちを持ちながら、国や県に振り回されている部分が多いのを感じております。こんな先般の臨時議会でも、議員の皆さんにお願いを申し上げましたが、ひとつ議員と行政ちゅうのは連携をしっかりとって、議員さんの力を借りて、その辺をしっかりと対応していかなきゃいけない。そのためにも高川議員さんが冒頭きょう申されましたように、やはり議員の皆さんも私も、執行部も一緒であります、何のためにお前たちはそれをやってるんだということをいつも認識しておらなきゃいけないんだと心に決めておらなきゃいけないという気持ちがあります。

安倍総理の演説の中で言われたのも、私も高川議員さんと同様の気持ちで聞き入っております、やはりそのためにはいつもそういう認識を持って、何のためにお前、町長をやっちょるんじやと言われて、それがちゃんとできるということが大事だろうという認識を持っております。ちょっと答弁とは違う方向になりましたかもしれませんが、そういう気持ちであります。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） 残り時間は、何分ありますか。

○議長（藤山 巖議員） 29分です。

○議員（6番 高川 喜彦議員） あと、30分近くあるん。

○議長（藤山 巖議員） ごめんなさい、22分でございます。

○議員（6番 高川 喜彦議員） そうですか。

1項目は、もう1つだけお尋ねをします。財政再建の中で、財政の大きな部分を占める人件費等について、我々の歳費や報酬についても先ほど話がありましたけれども、住民の皆さんから非常に強い関心を持って、いろいろと御指摘があります。今、地方公務員のほうが非常に給料がいいんだそうです、国家公務員より。本町の国家公務員と職員の皆さんの給与ってというのは、給与は比べてどうなんですか。ラスパイレース指数ってというのがありますが、それはどのくらいになっているかちょっとお尋ねをします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 先般、国のほうの公務員の削減がありました関係で、今、本町では105.7というラスパイレースになっております。100切ってるのは、上関町だけ、先般新聞にもちょっと載ってますけど、そういう状況です。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） ひとつ財政再建にしっかり取り組んでいく、その一つは本当に私どもの気持ちの引き締めにあると思うんです。その辺をひとつ心しながら行財政改革もしっかり手を緩めない、綱を緩めないように進めていかななくてはならないんじゃないかと思います。

2番目のPM2.5についてのお尋ねであります。そうすると、先ほどの答弁でいいますと、県がこれ以上、今19カ所ですか、測定地点があるっていうのは、もう進めなくてもいいって言うんですか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 県が進めなくていいというか、国自体と県自体がそれ以上ふやす状態では今ないという表現にさせてください。やらなくてええという状況ではないと思います。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） そりゃ無駄なことはせんほうがいいけれども、町民の健康にかかわることですから私はやったほうがいいと思うんです。確かに柳井の市役所には、きのうのPM、きのうっていつても夕方5時ごろのPM2.5は、何 μ mだったか御存じですか。

○議長（藤山 巖議員） 田縁町民福祉課長。

○町民福祉課長（田縁 和明君） お答えします。

昨日の夕方、ちょっと測定値は持っておりませんが、けさほどの、朝7時から1時間測定値でございますが、柳井市については一応23 μ g/ m^3 というものでございます。それで、光市については、15 μ g/ m^3 ということで、国の環境基準でいいますと35以下でもあるし、国が示しておる1日平均70ですか、県が示している1時間当たりの数値85は、注意喚起するんです、これは超えておらないということで、今は特に健康にも問題ないというような値になっております。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） きょうは安心ですね。おとついったか、先おとついったかは、68だったよ。70になったら外へ出るなっていう国の基準が、注意が出てます。警報を出さないん

ですか、町では。

○議長（藤山 巖議員） 田縁町民福祉課長。

○町民福祉課長（田縁 和明君） 注意喚起ということで、県は3月1日に一応マニュアル、方針、出されました。それを受けまして、町といたしましても、県に同調してまず、ホームページには当然載せました。町として注意喚起が県下4地域に天気予報と同じで4地域にそれぞれ注意喚起を出すような形にされておりますので、一応東部地域においてそういう県からの注意喚起の情報が、まず私ども町民福祉課のほうに來ます。それをもって、今（ ）関係においては、学校関係あるいは公民館、保育園等々についてはそれぞれ注意喚起の文書を出して、それで今どういう状態ですと屋外に出ることは極力差し控えなさいとかそういうものは出します。今出すような形は、今とっております。しかしながら、国にしても県にしても、注意喚起をどうしなさいということで、出すだけでほんならどうしなさいとかいう具体的な案は出しておらない、特にきょうの山口新聞にもそういうことも載っております。各自治体も、どういうふうにしたらいかが苦慮しておるところです。それで3月の15日に県は各市町を集めて1つの素案ですか、そのような会議を持っておるような状況でおりますので、その中でまた具体的に出てくると思います。

以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） せっかく、防災無線もあるんです。きょうはPM2.5が多いから警戒してくださいというぐらいのことは、考えたらできるんじゃない。ほいで、マスクをして出かけるとか、できるだけ外へは出ないとか、そういう基準もやっぱりよく検討していただいて、これ吸い込んですぐ体にさわるってことじゃないかもしれないけれども、盛んに学校とか幼稚園とかおっしゃいますが、高齢者も多いんですから、だからそういうやっぱり町民の健康については、しっかり役場も責任持ってやっていくようにひとつ町長取り組んでほしいんです。

○議長（藤山 巖議員） 答弁いる。

○議員（6番 高川 喜彦議員） いやいや、そりゃ、答弁してほしい。するか、せんかを言うてください。検討するんじゃないかと。

○議長（藤山 巖議員） 誰か。田縁町民福祉課長。

○町民福祉課長（田縁 和明君） 3月15日、今度会議がありますので、それを受けてどのような情報が入ってくるか、それを受けまして、また今言われたような形で、またその辺も考えてみたいというふう考えております。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） 私、この間、柳井地域の広域水道の議会へ出まして、あの弥栄ダムの中へPM2.5がどれだけ来るかっていうのを非常に慎重に調査しております。それに対応する、やっぱりあの広いダムですから、そういったことも非常に感心したし、安心をしたんです。やっぱり、飲む水の中にそれが溶けてくるというのは非常に嫌なことでありますから、一ついろいろ新しい事態ですから、先ほど申しましたように塩化ニトロ何とかがって非常に毒性のあるもの、硫黄の毒性があるんだそうですが、こういうものと一緒に黄砂とやってくるって言われますから、もう本当に私は何げなく吸つとるこの大気の空気ですけども、やっぱりきれいな空気になっていくように、また、それをそれぞれ町民が守れるように、我が身を守れるように、行政のほうでひとつ御配慮を、誘導をお願いしたいというのがこのことについてのお願いであります。町長、お願いします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） おっしゃる通りであります。安心・安全ちゅうのもこのひとつの大きな要因なんです。このPMについては、本当ここ最近に出てきて我々も一生懸命勉強しております。先般、Q&Aちゅうのをここへ15項目ほどつくって、どうしたらええかちゅう対応の仕方も専門学者がやってるのがありますので、こういったものも町民の皆さんにできるだけ早くわかるように対応し

てまいりたいし、そして情報もいち早く町民の皆さんへ周知できるように、対応してこれからいきたいというふうに思っております。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） 第3の項目に移ってあれいたします。それぞれの年間所得300万円と500万円と700万円を想定した、これで非常に本町我が町は、300万円の人が31.3%というのは、所得の少ない人ほど高いのは非常に気になるんです。これ何とか施策の上で公平になるようにというか、格差がないようにできないものでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（藤山 巖議員） どなたか。長信町長。

○町長（長信 正治君） 本当、願いであります。格差がなくなる方法っちゅうのは一番大事なことなんです。今言うふうはどういいますか、いろんな面においてその負担の比率の格差をできるだけなくしていきたいという望みは、ここの願いであります。町民が皆同じような負担比率で対応できれば一番いいんですが、町として努力できる範囲は多くの方にやはり所得を含め、いろんな形で収益を上げながら対応できるまちづくりをするというのが私に課せられてる部分だろうと思います。

今、格差なくなる方法はないかという、ようご返答…、申しわけないんですが、努力はしてまいります。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） はい。

○議長（藤山 巖議員） 残り時間10分です。

○議員（6番 高川 喜彦議員） 承知しました。えらい早よおたったね。

もう1つだけ、ちょっと、国は個人の負担率っていうのを出していますが、38.何%かだったと思うんですが、岡本課長、その辺、本町と国とはちょっと違う。

○議長（藤山 巖議員） 岡本税務課長。

○税務課長（岡本 正君） 確かに、ちょっと本町のほうが低くなっております。

それから、ちょっと1点よろしいですか。先ほどの答弁の中で1点訂正していただきたいんですが、年収700万円の世帯の社会保障負担額を195万7,060円と申し上げましたが、109万8,560円の誤りです。訂正いたします。申しわけありませんでした。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） だから、答弁はどうじゃったんかね。訂正だけが聞こえたが。

○議長（藤山 巖議員） 岡本税務課長。

○税務課長（岡本 正君） 国の38%と町の今現在30%前後ですか、原因については把握しておりません。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） もういい、次、行きましょう。

いじめの件ですが、いじめと体罰についてもちょっと聞きたかった、だから質問の中で申し上げたと思うんですがね、本町では体罰はあるんですか、ないんですか。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） これは、現在ここ何年も教育委員会のほうに体罰事案について保護者からいろんなクレームとか苦情とかはございません。現在、文部科学省のほうで、全国小、中、高等学校あるいは、特別支援学校対象に、児童生徒保護者へのアンケート調査の実施がなされております。今、ほとんど本町もそうですが、集計が終わって取りまとめに入っている状況であります。まだ、それぞれ各学校で調査された内容について、教育委員会のほうにはまだ届いておりません。もうしばらくたったら届いてくると思いますが、内々に校長先生方からの情報によりますと、そういった面で子供たちが例として挙げている状況はないというふうに捉えておりますが、これはかなり先生方が皆優しく、1人も怒らないということはありませんので、やっぱり厳しく指導する場合がありますが、保護

者、子供ともそういった面での捉え方をしなくて、やっぱり教育として一生懸命先生方やってくれているというふうに捉えているんじゃないかと思います。そういった面で、体罰という事案としての件数で今のところ挙がっている例はございません。

○議長（藤山 巖議員） 高川議員。

○議員（6番 高川 喜彦議員） 本町では、いじめ根絶アピールっていうので宣言もしてみんなで気をつけていこうっていうことを、特に決めていただいたことがあります。今いろいろいじめの定義についても変わってきているという話、変わってきてるのはどういう点が変わってきてるのかっていうと、児童生徒、つまりいじめられる側が苦痛と感じるということに重きを置いている。苦痛と感じることは、たびたびあるわけで、先生に叱られてもそれもいじめだろうか、それも体罰じゃろうかというところが国でまじめに話し合われておるんです。新聞の報道でも、これ注意深く読んだんでありますが、子供が先生の叱りをいじめと、あるいは、体罰と受けとめておるっていうようなことを、子供自身に教育委員会が直接手紙で報告するようになっていうようなことやっとなる教育委員会があります。名前をお挙げしますが、神奈川県教育委員会なんかはそういう方法で、そしたら子供に先生が怒りもできない、怒るっていうか、叱るっていうこともできんではないかと、叱責もいじめかっていうような問題。この辺は、よほど本当教育する側が、つまり教育委員会なり、もう本当に大人がしっかりその辺をあれしとかなないと、先生のあの言葉によってとか、いじめが非常に、いじめられた側のほうだけを尊重して、それがなければいじめはないというのか、本町のゼロもです。その辺のところをよおくあれしとかなないといけないと思います。これ特に注意すべき点なんです。そのいじめを何をもっていじめとするかっていうところ、本町でもよく先生方とも話し、動向を見てしっかりしてもらいたいということが1つです。

子供が、教員名を、これは特別な新聞じゃないんです、日本教育新聞に書いてある、子供が教員名を報告をしたと、こうって書いてあるんですが、私はこれ注意深く読んでおるんですが、何か、何か教育がおかしい方向へ行きよるような気がしてならんのでございます。この点、本町ではどうですか。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） また、別の議員さんから御質問いただいておりますので、そのときにまた触れますが、体罰の定義につきましては、局長のほうから、きちとした指針を示されておりますんで、田布施町の場合は、さっきの保護者、子供に対しての調査についても、そういったことをきちと（ ）に抑えて、そして教職員がそういったものを周知して調査に当たってもらうようにしておりますんで、そういった今おっしゃったような例はないと思います。ちゃんとそれらの規定がありますんで。

ただ、自民党が今先ほど言われたような中については、幅広く家庭にも大きな責任があるわけですから、そういったものを取り入れるとか、それから今申されましたような、体罰についての定義をしっかりと自民党のほうで取りまとめて、また文科省にそれが上がってくるんじゃないかというふうに思います。

まかり間違っても、そういった子供から直に教育委員会に訴えて出るとか、それから教員が指導ができなくなるというようなことはあってはならないというふうに思っておりますし、田布施町の状況を見てもまだ全ての今アンケート調査の結果は届いておりませんが、校長が面談等で申し上げてくれるのは、先生方も結構厳しい指導はしとるけど、子供たちも保護者も田布施についてはその辺は指導だという認識をしっかり持っておられて、そういういちいちそういったちょっと注意したことを体罰にしてカウントされるような保護者やら子供たちがいないということで、非常に校長も学校経営に自信を持ってやれるということで、こういったことについては我々も町内の保護者等にこれからも十分いろんな面で周知を図って、また御理解をいただきながら、あくまでも子供たちが健全に育成していくために、ときには叱ることもいろいろかと思いますが、愛情を持って育っていくような教育を進めた

いというふうに考えております。

○議員（6番 高川 喜彦議員） これをもって、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、高川 喜彦議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（藤山 巖議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、木本睦博議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） 3問ほど質問します。

質問方式は、最初は一括質問、一括答弁、2回目より一問一答方式でお願いします。2問目までは、答弁、町長、3問目は教育長にお願いいたします。

では、最初の質問、本町のスポーツの現状と、我がまちスポーツについてお尋ねします。我がまちスポーツは、山口国体の成果を一過性にしないように、地元開催競技を基本に、県が補助金を2分の1出し、各市町に対しスポーツ振興を図る目的で、3年計画で実施される事業です。正式な開催競技のなかった田布施町は、スポーツレクリエーションに向けて楽しんでもらうことにより、気軽に取り組みやすい健康づくりの普及、啓発を図るという目的で、ウォーキング大会を実施しているようですが、今後、我がまちスポーツへの取り組みについてどのような施策がとおりかお尋ねします。2つ目は、町長はスポーツを通じて明るい健康な町づくりを考えておられますが、本町のスポーツ振興策、推進策をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

2番目の質問は、この圃場整備についてですが、前回、ちょっと配分間違えまして、同じような質問をまたしますが、圃場整備について質問します。美しい町づくりの一環として、国営圃場整備事業は、町長就任時の公約の一つとなっておりますが、農業施策の担い手への重点化が進められることに伴い、この南周防地域において、国営緊急農地再編整備事業の基幹事業として圃場整備事業が行われます。そもそもこの事業は、平成17年、国、すなわち農林水産省中国四国農政局が進め、平成19年6月に地区申請を取りまとめ、事業実施予定でした。その後、着手がおくれ、6年前、町長に質問した際、町長は21年着手予定だと答弁されました。しかし、この21年着手予定も延期され、22年、やっと地区調査申請が出され、採択され、23年着工ということになりました。この事業の経費は、圃場整備に係る事業で、93億円、暗渠排水12億円、ため池整備7億円、総工費112億円の大工事となっております、工事予定期間は平成23年から29年まで7年間となっております。しかし、23年度予算は約2億4,000万円、本年度予算は10億7,000万円となっております。予算の関係上か、2年間工事の遅れが出ております。残された工事期間は5年であります。この間に工事が完了するのか、また、今後の工事予定をお聞きいたします。

3番目の質問は教育長にお願いいたしますが、埋蔵文化財の発掘作業になります。圃場整備の前段階として、波野地区の林地で埋蔵文化財の発掘作業が実施されております。昨年、城南の尾尻遺跡の、堅穴が建物跡から出土した三川私印は貴重な出土品として、テレビ等マスコミで紹介されました。現在は波野地区で三反地遺跡、堀川遺跡、平井遺跡、3カ所、12月初旬から山口県文化センターの指導のもと、発掘作業をしております。大変、夢とロマンがある作業ですが、一方、一反当たり1千万円からの事業費がかかります。発掘作業は3月で終了の予定ですが、これまでどのようなものが出土されたのか、また、ほかの地域にも発掘予定地があると聞いておりますが、今後の発掘予定をお尋ねいたします。

○議長（藤山 巖議員） 町長。

○町長（長信 正治君） それでは、木本議員さんの御質問に対してお答えを申し上げます。

第1点目は、本町のスポーツの現場と我がまちスポーツについてのお尋ねであります。所管は社会教育課となりますが、教育長が答弁すべきところですが御指名でありますので、私の考えをお答え申

上げます。

本町におきましては、平成13年度に夢開く新世紀スポーツプランが作成され、以後、多様なニーズに対応した生涯スポーツの推進に努められております。特に、3大スポーツ行事であります田布施川さくら健康マラソン大会、たぶせスポーツまつり、田布施町町内一周駅伝競走大会をはじめ、他の各種スポーツも本町会場として開催されており、近隣の方々とこのスポーツを通じた交流も盛んに行われているところです。こうした町民の活発な取り組みにより、さきのロンドン五輪や大学箱根駅伝等に代表されるような、全国で活躍する人材も育ててきているところであります。お尋ねの、我がまちスポーツへの取り組みにつきましては、さきの山口国体、山口大会で得られた地域の人材やスポーツ施設等の財産を活用しながら、地元開催競技や国体大会の開催競技等から選択して地域を挙げて参加していくために、各市町が策定する、我がまちスポーツ実施計画に基づいて取り組む事業となります。本町におきましては、町民の健康維持と増進を第一の目的としながら、たぶせスポーツまつりとの関連性や、国民体育大会で活躍いただいたボランティア団体等との連携を生かしながら、ウォーキングを我がまちスポーツとして定着を図るべくウォーキング大会等を開催しながら普及啓発に努めていけばと考えております。

次に、本町のスポーツ振興策等につきましては、まず、町体協の活性化や、三大スポーツ行事のさらなる推進に加え、我がまちスポーツとして取り組むウォーキングにつきましては、ウォーキング大会やウォーキング教室、ウォーキング交流会等の開催やウォーキング、ジョギング等の手軽にできるコース整備に取り組みが必要と考えております。

なお本町では、平成13年度を初年度とする、田布施町スポーツ振興基本計画により、総合型地域スポーツクラブであります田布施スポーツクラブを中心に、スポーツによる健康の増進が図られています。しかしながら、今回、県が新たなスポーツ推進計画を策定され、県内各市町にも同様の推進計画の作成を求めていることから、平成25年度において、新たなスポーツ推進計画を策定されると聞いております。新たなスポーツ推進計画では、第5次田布施町総合計画で掲げた生涯スポーツ活動の推進、スポーツ推進体制の強化、スポーツ施設等の整備、充実等に取り組み、スポーツ、レクリエーションの振興を図ることを目的に、上位計画とも言える、県スポーツ推進計画の基本方針である生涯スポーツの推進、競技水準の向上、人材の育成、地域の活性化に係る施策と整合性をとり、かつ、田布施町の実状に沿った推進計画を策定されることになると考えています。

その中で、今後の具体的な振興策、推進策が計画されると考えております。なお、平成25年度の主な事業としては、以上申し上げました、私が最も重要と考えておりますスポーツを通じた健康づくり、つまり、生涯スポーツ推進の受け皿でもあります田布施スポーツクラブや、平成24年度から本格活動を始めたコミュニティスポーツ城南への支援を継続するとともに、両スポーツクラブの協力を得ながら、我がまちスポーツであるウォーキングの推進と定着に教育委員会と連携して取り組み、町民の健康増進が図られればと考えております。

2点目は、圃場整備についてのお尋ねです。国営圃場整備事業、つまり、国営緊急農地再編整備事業の実施に向けて、平成23年9月に南周防地区整備事業所が開設され、町内11の換地地区で工事に向けて換地委員会を設置し、換地計画原案の作成を行っています。工事は、地元で作成する換地計画原案の完了時期と予算との兼ね合いもありますが、今の予算規模が継続すれば当初計画どおり平成29年度完了予定です。今後の工事予定ですが、今年度は葛岡、瓜迫換地区の工事が平成25年10月10日を完成工期として工事に着手しています。平成25年度の工事計画は、木地換地区、御蔵戸換地区及び川西納所換地区の3換地区で工事着工の予定です。平成26年以降の予定は、予算及び埋蔵文化財発掘調査、換地計画原案の進捗状況にもよりますが、平成26年度に西山・潤田換地区、中西換地区、時貞換地区、平成27年から28年度に埋蔵文化財発掘調査が増大な石の口の換地区、宿井換地区、県道改良工事と調整が必要な瀬戸換地区、麻郷奥換地区の工事完了をめどに、平成29年度に換地処分を行う予定となっております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 教育長

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。

それでは、3つ目の御質問にお答えをさせていただきます。3点目は、埋蔵文化財発掘調査についてのお尋ねでございますが、現在、波野、木地地区において、堀川遺跡、平井遺跡及び三反地遺跡の発掘調査を実施しておりますが、これらの遺跡からも遺物や遺構が発見をされております。まず、堀川遺跡では鎌倉、室町時代の集落跡が発見され、同時代の土器片の遺物が発見されております。また平井遺跡では、縄文時代初期の槍の穂先や弥生土器、古墳時代や奈良、平安時代の土師器等、多くの遺物が見つかるとともに、弥生、古墳時代の堅穴式建物跡が確認されました。さらに、三反地遺跡からは、弥生時代から中世にかけての集落跡が確認され、弥生土器、石鏃、古墳時代の土師器や須恵器等の遺物が見つかっております。

次に、今後の発掘作業の予定でございますが、平成25年度は今年度に引き続きまして、波野、木地地区の水奥遺跡、中屋B遺跡及び西河内遺跡の発掘調査を行うとともに、新たに西山、潤田地区の上石田A遺跡、才役遺跡、重長A遺跡で発掘調査を行う予定にしております。

以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） まず、我がまちスポーツのほうから質問させていただきます。

今、この我がまちスポーツ、取り組んでいるところは、県下19市町のうち17市町が取り組んでいるようですが、トップアスリート育成してるところもあるようですが、田布施町のこの我がまちスポーツに対する本年度の予算50万円ですね、来年度の予算書見ますと70万円ついておりますが、これ、やっぱりウォーキング大会で全部使われるんですか。

○議長（藤山 巖議員） 岡本社会教育課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） 来年度のウォーキング大会の、すいません、我がまちスポーツ予算は90万円、そのうち70万円が補助で20万円が町の直轄の事業としておりまして、予算総額としては90万円となっております。予定としましては、ウォーキング大会、それから来年度はウォーキングマップを作成したいと考えております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） はい、わかりました。町長は、スポーツで医療費を抑制したいと言われておりますが、この前テレビでやっておりました、新しい国民病の一つでロコモというのがあります、正確にはロコモティブシンドロームというそうなんです、この病気は年をとるにつれてドミノ式に骨折をしていく病気なんです、私の親戚も入院している人がおりますが、これを運動法で予防するという、私の妻もやっておりますが、これでかなり医療費が抑制できると言っておりましたが、こういう取り組みも考えてほしいと思います。これは答弁は結構でございますので、次の質問に移ります。

田布施町のスポーツの現状を近隣市町と比較してどのように捉えられるのですか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 以前と少し状況が変わってきたということは言えるんです。市町村合併以降、熊毛郡体育協会とか体育大会とか盛大にやっておりました。ですから近隣という形で言いますと、今現在近隣とのかかわりというのは、両市、それと平生、上関の関係であるというふうに感じております。ですから、郡の体育協会等もまだ機能はしておりますが、郡大会等とか、いろんな形での試合はほとんどございません。柳井市、光市を含めた近隣の市と連携をとりながら統一的なスポーツに取り組んでおるところでございます。御承知のように、周南平和記念競争大会の駅伝等もまだ継続されてますが、この辺も以前と変りまして、1町なくなることによって大変な、運営が厳しいということで

今後どうなるかと。いろんなスポーツに対するマイナス面が非常に多く出てるということは認識しておりますが、できるだけ本町だけでもそういったものへ対応して、しっかりとスポーツができる対策、これを立てていかなきゃいけないなという気がします。今、特に子供からお年寄りの方までのスポーツが可能な状況で本町は施設等含めて、今後対応をしていかなきゃいけない部分が多分にあるというふうに認識しております。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） 田布施町のスポーツの振興計画です。平成22年で終了しておりますが、この間の評価と今後の振興計画の策定はおありでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 岡本課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） 現スポーツ計画は、総合型地域スポーツクラブである、実際、田布施スポーツクラブですが、それを中心とした計画になっております。そのスポーツ計画、田布施スポーツクラブですけれども、最初は7クラブ126名のクラブ員から出発いたしました。現在10クラブ291人と伸びております。また、今年度からコミュニティスポーツ城南という第2の総合型地域スポーツクラブもできまして、徐々に生涯スポーツ、皆様が楽しめるスポーツについては伸びてきておると思っておりますが、町民全体の数からいいますとまだ少ないので、これからも教育委員会としても力を入れて、皆さんが親しめる、スポーツ人口を増やしていきたいと考えております。

それと、スポーツ推進計画ですけれども、今、22年度とおっしゃいました。確かに当初計画は22年度でしたけれども、山口県がこのたびスポーツ推進計画をつくるということで、今、24年度まで延長をしております。それで、25年度に県の上位計画であります県のスポーツ推進計画に合わせて、町のスポーツ推進計画を策定して、その中で具体的な計画等を見ていきたいと思っております。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） 町長に聞きますけれども、社会体育の指導者、今は何ですか、スポーツ推進委員ですか、これらの人に対しての待遇改善や研修の充実など具体策はおありでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 社会体育指導員ちゅうような表現をしておりましたが、先般変わって社会体育スポーツ推進委員という形になって大方一、二年なるんですが、もちろんそういう活動をしてもらうのが大事でありますから、できるだけそういう方と連携とって、それぞれのスポーツにかかわってもらうということをやっけていかなきゃいけないというふうに思います。予算的な措置については、今回予算の関係でどうこうしておりません。今までどおりの計上を上げておるというふうに思いますが、今いうスポーツ推進、今後新たにかかわっていく状況であれば、そういった面も含めて対応していかなきゃいけないというふうに思っています。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） スポーツ推進委員ちゅうのは、今、10名ですかね、年間報酬が4万5,500円…。

○議長（藤山 巖議員） 岡本課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） 年間報酬が4万5,500円です。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） 次の質問ですけど、スポーツ施設の管理を、平成20年から指定管理者制度により、田布施の体育協会に委ねておりますが、これまでの評価と、今後何を要望されるでしょうか、お願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 特に、スポーツ関係にかかわる、今現在、体育協会にお願いしてるのは、あそこの施設管理運営を含めてお願いをしていると同時に、多くのスポーツ関係で対応できるようにということが基本であります。私の今後の希望は、体協の会長にもお願いを申し上げておるんですが、

できることなら、今、任意の団体をできるだけ早く法人化計画を立ててほしいなという要望はしております。これは町がやることでなしに、やはり体育協会が法人化することによって、自分たちの施設管理を含め、そして運営を含め、いろんな諸行事につけて、予算的な処置がしっかり組んでいける法人組織にしてほしいという願いを持っておりますが、まだ具体的にそれがどうこうとは言っておりません。御承知のように指定管理制度については、3年間ということで、今、4年、3年過ぎて、さらに今1年たったのか、あと残り1年かございます。その辺を踏まえて今後も体協さんとのほうは協議をしながら、しっかりとして運営をしていってほしいという願いはしていきたいというふうに思います。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） あの中のもの、相当古くなったり、傷んだものありますけど、使いやすいするためにいろいろなものの整備が必要と思われませんが予定したのがありますか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 現在、スポーツセンターのほうでございますプール等については今から整備をしていくという状況等であります。あるいは、体協、施設管理していただくのどうしても必要なもの、これは、あくまでも町の施設でありますから、運営管理等はお願いしてるけど、設備については十分機能できるように、今後も対応はしていきます。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） プールってどれくらいかかるんですか。

○議長（藤山 巖議員） 岡本課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） 今度の改修は、プールの上屋の腐食が激しいところの補修ですので、360万円から400万円ぐらいの間の補修になります。一部補修です。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） わかりました、時間を、質問時間がなくなるかもしれないが、圃場整備のほうに移ります。

2年前質問したとき、たしか予算が2億4千万円しかつかなかったときに、ことしは何をやるんですかって町長に質問をしたときに、今まで圃場整備したところ、暗渠、フォアスを入れるんだと言われましたが、フォアスもまだ工事が終わってないわけですが、これはいつ予定されてるんですか。

○議長（藤山 巖議員） 落合経済課長。

○経済課長（落合 祥二君） やります。葛岡、瓜迫地区は26年度です。柵つくったあとにやるようになりますので、26年度か27年度にやるようになると思います。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） 当分あれですね。電柵ですよ、自民党時代にはこの電柵も圃場整備の中に農家負担で3.1%で入っております。民主党の時代になってからこれが、電柵はだめだちゅうことで、とにかくこの電柵がなければ私らの地域は、猿とイノシシで、今と同じで全くつくれないと思います。私なんかも百姓やれないで、よそのほうに土地借りてつくっておりますが、この電柵が圃場整備の枠内になるよう、町長なり吹田さんなりが国のほうに何か要望されてるわけですか。これがつきそうですよね。

○議長（藤山 巖議員） 落合課長。

○経済課長（落合 祥二君） そういった要望も私たちも知ってるわけではございますが、運用法で1つの要綱といいますか、そういったものが定められている関係もありまして、それを変えないとそういったことはできませんので、今後もそういった要請をしまして、もとのように、鳥獣防護柵もできるような形にさせていただきたいというふうな要望をしているところでございます。

先ほどちょっとと言いました、暗渠排水のフォアスの関係ですけれども、葛岡、（ ）小行司と納所と大田がでございますが、これも26年度から27年度にかけてやるようなことに今進めております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 今、担当所管の課長が答えましたが、計画見直しというのが多少必要になってまいります。ということは民主党時代にやった計画が全部見直しをかけまして、今の事業になっているということ。今後の事業については、もし、新たに元に戻していこうということになると計画的な見直しも一部必要だということで、先般、岡山の農林の関係とよく協議をしておりますが、まだ確定はしておりません、できるだけ地元要望をちゃんと受け入れてほしいという要請をしながら。ほとんどが国の予算でやってもらえるものですから、今やらなきゃだめだよという気持ちで、今一生懸命それには取り組んでおりますが、確定はまだしておりませんので、今後も一生懸命努力して、その方向性に持っていけるようにいたします。鳥獣害被害をいかに防ぐかというのも大変な問題ですが、やっぱり電柵等含めて、かなうものであるならやりたい。

それともう1点は、一部農道等のかかわりもありますので、やっぱり計画的なものの見直し等が多少出てくるという見方をしながら進めていきたいというふうに思っております。

納期的なことですが、29年、これはあくまでも約束ですよということで、本町としては要望をどんどん通して、29年には全て終わるように努力してくださいということ、あるいはやってほしいという要請をしております。木本議員も御存じだと思いますが、今般の補正に国家事業でありますから、国のほうから何か大きな補正をこの事業につけてるといふふうに聞いておりますので、事業推進は進んでいくというふうに私自身は認識しております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） 今言われた補正というのは、多分土地改良についたんじゃないですか、9億円くらい。

○議長（藤山 巖議員） 経済課長。

○経済課長（落合 祥二君） 先般、15カ月予算ということで国が審議されまして、その関係で今回9億3千万円ほど、これは15カ月予算ということですので、あと25年度予算、今国会で審議されてますので、どういった金額になるか私たちもわかりませんが、そういった形もございますので、計画どおり29年度には終わるだろうというふうに、国の事業ですのではっきり私たちが約束するわけにはいきませんが、そういった形で今思っております。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） 9億3千万円っていうの、これ、電柵のほうには回せないんですか。

○議長（藤山 巖議員） 町長。

○町長（長信 正治君） 先ほど答弁したように、いったん計画した中において、新たにまたこの電柵とか農道とか入れますと計画見直しちゅうのがあるそうです、これは国の事業でも。その辺を整理しないと、予算はつけても、予算をつけるというのは全体の予算を、現状の予算を増額してくれたわけですから、予算がつけばつくほど事業が早く進むという今の状況であります、今言うふうに電柵とか農道とかいろんな附帯の関係に新たに取組もうと思えば、もちろん予算も要りますが、計画見直しをしないとできませんという話を聞いておりますので、その辺はその辺として、担当事務所と担当の農政局と本省のほうへかけ合って今後はいきたいという思いであります。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） この圃場整備にしても、とにかく鳥獣対策、これをやってもらわないと、これは、また長い話になりますが、イノシシで猿で私ども困っておりますけど、まあ猿なんかは、畑のタマネギどころか、軒下に置いておいたタマネギまで持っていきますし、猫なんかも襲われて頭ざっくり裂かれております。これを猟友会だけに任せておく問題じゃないと思います。もう、行

政と一体となって、とにかくこれを、鳥獣対策をしてほしいと思いますが、どうですか、一生懸命おやりになりますか。

○町長（長信 正治君） 圃場整備の質問とちょっとずれてまいりました。鳥獣対策ちゅうことになりましたが、この後、その辺も含めて他の議員さんからもいただいておりますが、大事なことであります。非常に、農家の生産意欲をなくするような状況、せっかく圃場整備してもその生産意欲をなくするんじゃ困るわけですから、これはこれとして県自体もしっかり力を入れてくれておりますので、今後も鳥獣対策等については一生懸命取り組んでいかなきゃいけない。決して猟友会に任せてるわけでもありません。担当の所管のほうもそれなりに一生懸命その問題については、近隣の市町との連携も含めて対策をとっていかうという、今、話になっております。県は県としての、県全体の対策をとっていくという話になっておりますので、一朝一夕にすぐはできませんが、少しだけでも良くしていくということ、これが大事だと思います。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） 私も、きょうの朝でも1時間半ぐらいかかって、罨ずつと山の中見て回ってるんです、よろしくお願ひいたします。波野地区も、この夏から圃場整備が始まるらしいですけど、1作だけつくらないように言われておりますが、波野地区もまだ埋蔵文化財が2、3カ所発掘作業が残っておりますし、つくるなと言われて皆、米も備蓄しておりますし、いろんな、芋なんかも種芋保存もありますし。もしこれが1年間でできなかつたら、これは補償というのか、してもらえるんですか、補償はどうですか。

○議長（藤山 巖議員） 町長。

○町長（長信 正治君） 県営の圃場整備等では補償はございませんでしたし、実際に期間がずれたりしたと、1年ほどで済むはずだったんじゃないか、ずれたらどうするんだという話をしたことあるんですが、ちょっと国営についてはそういう認識を持ってません。県営がやらなきゃ国営もやらんかはわかりませんが、そのかわり県以上に国営はちゃんとその対応策として納期を確実に間に合わすというのはやってくれるという認識を私は持っております。ただ、補償するとかせんとかちゅうのはちょっと聞いておりません。よく聞いておきます。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） この補償の問題も地区で開かれた集会で問題になっておりますが。圃場整備も大変ですが、圃場整備した後ですよ。またもとの荒れ地になったんでは、1番責められるのは町長ですよ。圃場整備をした後あちこちが荒れてるのをよく見ますが、今回の圃場整備はいろいろな制約が入っております。8年間は転用できないようになっています。要は、売買できない転用もできない、8年間は縛りがかかっております。落合課長に聞きますが、とにかくやったからにはどこも一生懸命つくらなきゃいけないんですから、落合課長は担当課長として、あちこちの換地委員会や、営農委員会に出席されておられると思いますが、営農計画ですね、地区でちゃんとした営農計画が出ておりますか。私らもこの夏から圃場整備が始まりますが、まだちゃんとした営農計画が出て、なかなかまとまらないわけなんですけど、この営農計画ちゃんとしたものがないところは圃場整備させないように、とにかくつくってきたからには、ちゃんとした、農地を守っていくという考えがなければだめだと思います。どうですか、ちゃんとした営農計画、各地区で出ていますか。

○議長（藤山 巖議員） 落合課長。

○経済課長（落合 祥二君） 今、営農計画をどこの箇所もつくっております。今言われたように、営農できないと何のために整備したかわかりませんので、それは一体的なものだというふうに認識しておりますし、まだ流動的なところもございまして、葛岡・瓜迫は工事に入ってるわけでもございまして、そういうところは、まだ多少流動的な話も聞いておりますけれども、営農そのものはちゃんとしているような形で決まっております。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） 圃場整備、最後の質問なんですが、大事業、112億円の大事業なんですけど、国がやることですからできるだけ地元の業者、地域を活性化するためにも使ってほしいわけです。今、この埋蔵文化財の関係でも、仮設事務所が高知県のほうの業者がやっております。設計なんかは広島県の業者が来てやっております。こういう業者も地元でやれないちゅうか、入札できないんですか。

○議長（藤山 巖議員） 町長。

○町長（長信 正治君） 国の出先機関であります中国農政局、あるいは国のほうの関係に対して事業登録をして仕事をという形をとらないと、正直言います本町なんかでも一緒ですし県でも一緒ですが、ちゃんと登録制になっておりますから、地元じゃお前使えやというわけにいかない部分があるので、その業者のほうにはそういう斡旋をして、早くから申し出なさいよということを地元の業者には言っております。ただ、設計なんかは特に、この山口に支所があるとかっていうような形によそから来るものもおるし、工事業者でも、臨時に山口支所を設けるとかっていうてやるらしいんですが、議員さんも御承知のように、なかなか国営の事業で、国家の国がやる仕事をするのに地元の人がすつと入れるというのは厳しいものがあるので、早めにその辺の対応はしなさいよちゅうことで地元業者には言っております。今後も何年間かあるわけですから、その辺を踏まえて田布施町も29年まで数カ年の年数があるわけですから、話をしながらしっかりと事業には地元優先でやってほしいという要請はしておるわけですから、業者のほうに参画してくれることを願う形になると思います。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） できるだけ地元の業者使ってほしいと思います。

次は、最後の質問、埋蔵文化財の質問です。後ろの傍聴席の方も文化財発掘作業に来ていらっしゃる人もいますが、大変これおもしろい作業でして、珍しいものが出るたびに歓声が上がって皆が見に来られる。教育長、現場に来られたことありますか。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今のこの、波野はまだ行っておりませんが城南のときはしょっちゅう行っておりましたし、それから、これからやるものについては、皆一応確認したりしておりますし、今、麻郷奥のほうはこの間、怪しきものが出るということがあって、できるだけ行こうとは思っております。

○議長（藤山 巖議員） 木本議員。

○議員（4番 木本 睦博議員） 教育委員会の主管ですから、できるだけ、もうまもなく終わりますから、早く来てもらわんと、今一番いいときなんです。今まで見つかったものを掘り返して取り出しているところなんですけど、もう4、5日で終わりますからぜひ見に来てください。これも出てきたものを写真撮ってもいいからちゅうたら、写真は撮ってもいいけど絶対人に見せないでくださいって言われるわけですが、貴重なものは文化センターのほうに持って行って、いろいろ復元したりして、できたら、復元できたら各地で展示して歩くそうなんですけど、できるだけ田布施にこういうもの展示できるようにしてもらって皆に見せてもらいたいと思います。今、結構珍しいものが出ておまして、紡錘車っていうんですか、昔の、糸を紡ぐ機械ちゅうか石でつくった機械、それから祭器っていうんですか、昔の祭りを、何か祝うときの土器らしいんですけど、珍しい土器が出ております。珍しい土器は向こうの文化センターのほうにすぐ隠して持っていきますから、我々なかなか触らせてもらえないからわからないんですけど、できるだけ町長も見に来てない、まだ、私もたまに掘っておりますから。（「答弁いるんですか」と発言する者あり）別に要りません、能書きです。私の質問、これで終わります。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、木本睦博議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は午後1時30分とします。

午前11時54分休憩

午後 1時28分再開

○議長（藤山 巖議員） 会議を開きます。

次に、畠中孝議員。

○議員（7番 畠中 孝議員） それでは、ただいまより私の一般質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、これからの4年間、議員としての活動の場をいただきましたので、どうぞよろしく願いいたします。それでは、質問に移ります。

1つ目は、国民健康保険事業についてお尋ねいたします。答弁は長信町長にお願いいたします。

国民健康保険事業の新年度予算は20億円余りとなっております。そのうち、町及び町民の負担額は5億5千万円です。この金額は今後も増加の傾向にあると思います。町民一人一人の負担は現状でもとても厳しい状況です。保険料を安くしてほしいという声をよく聞きます。地域社会は高齢化の真ただ中にあり、近い将来には超高齢化社会を迎えることとなります。このままでは、今後、町民の負担はさらに増加してくると思われれます。町長は国民健康保険事業の将来をどのように考えておられるかお尋ねします。

質問に先立ちまして、質問方式は一問一答でお願いしております。よろしく願いします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは畠中議員さんの1問目の質問に対してお答え申し上げます。

国民健康保険事業についてであります。まず、田布施町国民健康保険特別会計の現状について御説明申し上げます。平成25年度の国民健康保険特別会計の予算であります。初めて総額が20億円を超える予算額として前年度比に比べて1億4千万円の増額としております。

主な歳出経費であります。保険給付費を約14億円以上計上し、前年度当初に比べまして1億6千万円、13%の増額としております。また、他の保険事業への負担金である後期高齢者医療支援金や、介護納付金及び共同事業拠出金について5億2千万円を計上しております。

一方、歳入のほうでは、国民健康保険税収入を4億1千万円、一般会計からの繰入金を1億4千万円計上しています。また、国や県からの負担金等収入を4億3千万円と、支払基金交付金及び共同事業交付金収入を10億2千万円計上しています。

まず、保険給付費であります。加入者の高齢化や医療の高度化により医療費の増大が著しく、平成19年度に10億円台となり、23年度には12億6千万円に増えております。

一方、保険税であります。国民健康保険の加入世帯は自営業者や農林水産業者から年金生活者等、無職者の割合が大幅に増加しており、また、低所得世帯の割合も次第に増加しているため、保険税収入が伸びない状況にあります。そのため、国民健康保険給付の拡大等により、国保会計に財源不足を生じたときの財源としている保険事業基金の取り崩しをしてきました。基金も平成19年度まで1億円以上の残高でありましたが、保険給付費の増大や保険税の据え置き等により、平成23年度末にはその基金が底をついてしまいました。

このため、事業の財源となる保険税の徴収強化や、生活習慣病の早期発見や発症予防を図る特定健康診査等の受診促進など、保険財政の健全化に努めてまいりました。しかし、本町の高齢化率は29%で、5年以内には3人に1人が高齢者という超高齢化社会を迎えようとしており、医療費は増大するばかりであります。

このような中、町としては高齢者が、できるだけ人の手を借りることなく長く健康で過ごせるバロメーターとなる健康寿命の延伸を図るため、田布施町健康増進計画の策定に取り組んでおります。この計画では食生活や運動、また心の健康や生活習慣病、がん対策、歯の健康等を乳幼児時期から高齢期まで生涯を通して、日々の取り組むべき実施目標を設置することとしております。実施に当たっては、町民や地域及び行政が計画的、総合的に取り組む方法を示すこととしております。この計画により、多少なりとも医療費の抑制ができ、国民健康保険事業の財政健全化につなげることができればと

考えております。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 畠中議員。

○議員（7番 畠中 孝議員） 今、町長の答弁に田布施町健康増進計画に取り組んでいるという説明がございました。これは、具体的にいつごろ出されるものか、その辺わかれば教えてください。

○議長（藤山 巖議員） 猪俣健康保険課長。

○健康保険課長（猪股 勝美君） 健康増進計画につきましては、今ほとんど製本に取りかかっていますので、4月には皆様に周知を図りたいと思いますし、町民の皆様にはリーフレットを配布する予定にしております。

○議長（藤山 巖議員） 畠中議員。

○議員（7番 畠中 孝議員） 間もなく4月には出てくるということで、それではそれを待っておきたいと思います。

そこで、国民健康保険料を上昇させないためには、健康な人を増やし病院に通う人を減少させることが一番良い方法ではないかと考えます。人間はいくら高齢になっても普段生きる目標がはっきりしているとか、人との出会いが豊富にある人はいつまでも健康でいられる確率が高いと思います。

話は少し外れますが、3.11東日本大震災が発生して間もなく2年になろうとしています。2年前の3月定例会の会議中の出来事で、地震の報道を聞き議会事務局にあるテレビで東北地方を襲う津波の映像を見たことを思い出します。昨日テレビ番組で、ある被災地のことを紹介していました。2年を経過した現在でも復興のめどは立たず、たくさんの被災者が仮設住宅での生活を余儀なくされています。その多くは高齢の方々です。隣近所は慣れ親しんだ郷里の知人・友人ではなく、以前は面識もなかった人がほとんどということです。次第に外出の機会も減り、孤独な生活になっているといえます。そして、体調を崩して活力を失っているとのこと。

これは、よその出来事ではありません。田布施町の将来も、このまま何の手も打たないでいると同様な状態になるのではないかと心配されます。現在、地域交流館は午前中たくさんの買い物客でにぎわっていますが、午後は閑散としています。午後もたくさんの人が集まる方法を工夫するとか、例えば地域交流館横の広大な町有地で日曜日にバザーやフリーマーケットを設けるとか、とにかく人と人との出会いの場をふやすというような取り組みが必要だと思えます。

余談になりますが、来る4月7日「たぶせ桜まつり」が開催されます。一角に体験コーナーが設けられる予定と聞いております。私はこのコーナーに、私のこれまで取り組んできた事業を町民の皆様を知っていただくべく、ただいま準備をしておりますのでよろしく願いいたします。

やる気があればいくらでも方法は考えられると思います。肝心なことは、前に進もうという気持ち、姿勢があるのかなのかだと思えますが、町長、いかがですか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） いろんな御指摘とまた御提言ありがとうございます。

私も町長になったときの前提の中に、スポーツを通じた健康づくりという一点を上げておきました。それはなぜかという、6年たった今日、このようにやはり国民健康保険会計等含めて、やはり医療費の増大がどんどん上がっていると、それには何が大事かっていうと、やはり町民一人一人の健康、この辺をしっかりと保っていかないと大変なことになるんじゃないかなという気持ちを持ちながら、取り組んできております。

ただ、御承知のように非常に厳しい情勢の中で、国民健康保険会計が非常に窮屈な状況になり厳しい状況になってきておる。これは、言わずと知れた少子高齢化も含めて、やはり医療に対する負担がふえてきよるとというのが本音であります。医療も非常に良くなってきているということもありますが、やはりその分だけ高額な医療費になる。そしてほんの少しのことでも病院に行けばちゃんとしたことをしてくれるという状況が今の現状ではないかなというふうに思います。私自身もう高齢者に突入

してきております。先般来からいろいろと病院に行ったり、いろんところで注意を受けております。やはりみずからが、町民一人一人が健康にはどうあるべきかというのを再認識できる方法、これが今回の計画の中にもしっかり取り入れて進められるというふうに思っております。議員の言われるように、今後どうしていくかという大変厳しい高齢者医療あるいは国民健康保険会計の厳しさはありますが、少しでも医療費を抑え、そして町民の皆さんが元気で笑顔でおれること、ちょっとニュースを見ますと、笑顔の方にはほとんど病気がないよという話を聞きました。ですから、私どもが目標としている笑顔で元気な町づくりというのを、今後もしっかりと推進していきたいというふうに思っております。

○議長（藤山 巖議員） 畠中議員。

○議員（7番 畠中 孝議員） ただいまの町長の答弁、大変私は共感できるところが多くあるように感じております。ぜひ、町民が笑顔で過ごせるような活気ある町づくりに、ともに努力してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目は体にハンディを抱えた障害者に対する取り組みについてお尋ねいたします。答弁は長信町長にお願いいたします。

本町の例規集の中に、田布施町心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例がありますが、その中の第3条に「田布施町心身障害者福祉作業所は障害者基本法第2条に規定する障害者で、通所による授産指導、生活訓練等を要する者を対象にし、次に掲げる事業を行うものとする」とあり、1つ目は軽易な授産指導、2つ目は団体生活への適応訓練、3つ目にその他町長が必要と認める事業となっております。

私は議員になる以前に、民生児童委員を9年間勤めさせていただきました。その経験の中から、身体に障害のある方に憲法で保障された生きる権利がなかなか十分に満たされない福祉の現状があると思っております。例えば、町内の障害者福祉作業所では障害のある方が限られた仕事に取り組んでおられますが、不況のあおりを受けて仕事が激減し大変苦慮されております。このような事実には町はどう対応していくのか、説明を求めます。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、2点目の障害福祉作業所についてお答え申し上げます。

お尋ねの心身障害者福祉作業所さくら園は、昭和56年4月の開所以来、在宅の心身障害者の通所による授産指導や生活訓練などを実施し、平成18年度から指定管理者制度の導入により、田布施町心身障害児（者）父母の会に指定管理を行い運営を行っております。現在、所長1名、指導員1名の体制で、通所者7名の指導をしています。主な授産事業はお菓子の箱折りであり、季節業務ではありますが、JA周防大島からのみかんの皮むきなども行っております。御質問のとおり、不況の影響を受け、箱折りの発注量は減少しているのが現状であります。平成24年度から資源ごみの回収やアルミ缶の収集などの業務を新たに始めるなど、工賃の向上に努力しているところであります。町といたしましても、新たな業務の発注に向け、町内業者に福祉作業所への業務の発注を仲介したりして努力はしているところであります。

なお、平成24年6月に、国等による障害者就労施設等から物品等の調達等の推進等に関する法律が成立し、本年4月に施行されることに伴い、柳井圏域の市町により、障害者就労施設からの共同受発注の仕組みづくりを現在検討しているところであります。今後、町としてもできるだけ協力、支援をしていく所存であります。

○議長（藤山 巖議員） 畠中議員。

○議員（7番 畠中 孝議員） 本年4月より新しい制度で検討をやっていくという御説明でございました。大変心強く思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

では、3つ目の質問へ移らせていただきます。

3つ目は、児童への教育のあり方についてお尋ねいたします。答弁は尾崎教育長でお願いいたします。

午前中の高川議員の一般質問に類似の質問内容がございましたように、この件については世間も大変高い関心を寄せているところがございます。昨年12月、大阪桜宮高校のバスケット部の生徒が、指導者の体罰が原因で自殺に追い込まれるという事件がございました。大変痛ましい出来事で残念としか言いようがありません。その後の調査では、体罰が常態化していたとのことです。町内には1つの中学校と5つの小学校がありますが、どのような指導の取り組みを行っているのかお尋ねいたします。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。

それでは、3つ目の学校における指導のあり方、特に体罰についての御質問にお答えをいたします。

学校教育法第11条では、「校長及び教員は教育上必要と認めるときは文部科学省の定めるところにより、児童生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と体罰の禁止が明文化されております。また、これを受けて学校教育法施行規則第26条では、「校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずるなど教育上必要な配慮をしなければならない」と定められています。

また、体罰に関する考え方としましては、平成19年2月5日付の初等中等教育局長通知において、学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒、体罰に関する考え方が示されております。本町におきましては、これら法や国・県等からの通知を受け、体罰の禁止についても機会あるごとに注意を喚起しているところであり、毎学期、体罰の禁止等の綱紀の厳正な保持について所属教職員に周知徹底し、具体的な措置を講じるよう町内各小中学校に通知の上、取り組み状況については報告をさせていただきます。

体罰等、教職員の不祥事につきましては、本町はもとより、学校教育そのものの信頼を大きく失墜させるものであることから、教育委員会の服務規律の確保には万全を期しているところです。また、体罰は人間としての尊厳や自尊心を著しく傷つける行為であり、児童生徒の人権に係る重大な問題であることから、その不当性や違法性を強く認識させ、いかなる場合でも体罰をしてはならないことを周知徹底するとともに、組織としても体罰を許さない雰囲気づくりの醸成に努めているところでございます。

具体的には、管理職や外部講師等の指導による教職員対象の綱紀保持研修会や、体罰に係る児童生徒へのアンケート調査等を実施させているところであり、管理職につきましても、私や学校教育課長が校長研修会等の機会を利用して、体罰等不祥事の根絶に向けた取り組みを行っているところです。今後とも、体罰や飲酒運転等の絶無を始め、教職員の綱紀保持、服務規律の厳正な保持に向けましては、研修を充実させていくとともに、日頃から教員と児童生徒、保護者間での信頼関係を築いていけるように指導してまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤山 巖議員） 畠中議員。

○議員（7番 畠中 孝議員） 今、教育長が答弁されたように最も大事なことは、教える側と教えられる側との人間関係、信頼関係が最も大事であると考えております。ですから、体罰になる、そういうふうには持っていかれる指導者という方が生徒との間の信頼関係が構築できていない、そういう場合にそういう現象が出てくるのではないかと考えております。

私は7年前より小中学生に囲碁の指導を行っており、生徒数は現在約50名います。5年前より毎年、県代表として東京で行われる全国大会や、北九州で行われる国際大会で活躍する生徒が育ってきたことは教育長も周知のことと思います。その経験の中で、私が常に念頭に置いていることは、子供がいかに関心を持ち自主的に取り組むことができるかということです。子供がおもしろいと感じることができたら自然と自主的に取り組むようになります。教育長には釈迦に説法だと思いますが、

教育は決して強制や体罰で行われるものではないと思います。指導者と生徒間の信頼関係を築くことが最も大切なことと考えます。私は指導に当たり、技術だけでなくマナーや礼儀もあわせて身につくよう心がけておりますが、その辺は学校教育ではどのようにされておられますか、お答えください。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 田布施町におきましては、県や国のいわゆる規律、規範あるいはしつけ等の通知はありますが、田布施は独自に共通規範に基づいた同じようなレベル化というのを図りまして、共通に各小中学校取り組むような、そういった事項を具体的に示しております。

そして、それぞれの学校の中でレベル化と言いまして、それぞれいろんなその学校の特色がありますが、一つの、例えば机にもものを出すとか、あるいは忘れものをするといったことで1～5あるいは1～4のような段階的に先生方が目標を決めて、それぞれのクラスあるいはそれぞれの子供に応じて、その段階が少しでも上がっていきように子供に目標を持たせながら、それぞれの子供が価値規範やしつけが上へ向いていくように、いわゆるレベル化方式という方式をとっております。そういうことによって、非常におかげさまで落ち着いた状況が続いておりますが、こういったものをますます磨きながら、全小中学生がそれを進化させていくような取り組みを進めていくよう、課長あるいは指導主事等が随時学校を訪問しながら、チェックをしながら、評価をしながら進めているという状況でございます。

○議長（藤山 巖議員） 畠中議員。

○議員（7番 畠中 孝議員） きょうは体罰ということでの質問ではございますが、少し関連性があるかなと思ってお話ししたいんですけども。

私が指導している生徒たくさん同時に来るわけですけれども、ひょっとしたらこれがいじめに発展するのかなというような現象が時々見受けることがあるんですが、一つはある生徒の帽子や履物や持ち物を冗談半分で隠したりといういたずらをするわけですが、いつも決まった生徒がその被害を受けるわけですね。その生徒の特徴といえば、非常におしゃべりでいろんないわゆるちょっかいとか、そういうことをやる生徒なんです、その子がどうもそういう対象になる。これは恐らくいじめの発端になるんじゃないかなというふうに感じております。ですから私は、そういうことがエスカレートしていかないように、またそれぞれ生徒一人一人はお互いの人権を尊重する、相手に思いやりを持たなきゃいけないという指導を常に行っております。だから、そういうことが学校あたりでも先生方に目のつくようなことがあれば、特に注意を払って、それ以上エスカレートして発展していかないような処置を講じていってほしいと思っております。

私は指導していく中で、基本のしっかりした人間が多く育てば地域は必ず発展すると考えており、私は今後もこの活動を続けてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは4つ目の質問に移ります。

4つ目は、高齢者の交通手段の確保についてお尋ねいたします。答弁は長信町長にお願いします。私は以前から若い世代の生活環境を考え、光通信網の整備を訴えてまいりました。周辺の市や町に比べ、本町だけが取り残された印象がありました。昨年、本町ではやっと光通信網が整備され、光ファイバーの利用でインターネットが高速となってきたことは、特に若い世代にとって生活しやすい環境が整ったと言えると思います。

さて、私はこの場で幾度か将来の高齢者の交通手段の確保について一般質問で取り上げてまいりました。以前、周辺地域で生活しておられるあるお年寄りから、「近くにお店がないので町の中央地区に買い物に行くのに、タクシーで片道2,000円ほどかかるのでたまにしか行けない」との話を聞きました。その方にとっては、生活そのものが大変な状態にあるのだなと感じました。

私自身、現在は自分の車で行動できておりますが、いずれはそれもかなわなくなる時期がまいります。路線バスの運行は次々と廃止され減少しております。町では福祉サービスの一環として、タクシーの割引券を条件つきで提供していますが、全員がこのサービスを受けられるというものでもあり

ません。ですから、サービスを受けられない方は不自由な生活を余儀なくされているということになります。根本的な解決策を考えなくてはならない時期に来ていると思います。町では昨年、これについてプロジェクトチームを立ち上げたと聞いておりますが、どの程度作業が進行しているのか、また将来の計画についてどういったビジョンがあるのかの説明を求めます。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは4点目の高齢者の交通手段確保についてお答えいたします。

昨年7月に田布施町の最上位計画である田布施町総合計画の実施について、めまぐるしく変化する社会情勢や社会構造、住民ニーズを的確に捉え対応するため、政策の立案、調整を行うため、副町長をトップに課長級で政策調整委員会を設置いたしました。その政策調整委員会から要請された事項を調査研究するため、委員会の下部組織として10のプロジェクトチームを昨年10月に設置しております。10のプロジェクトチームの中には既に、結果報告を政策調整委員会に提出しているところもありますが、高齢者の交通手段の確保については地域交通対策プロジェクトの中で調査研究を進めており、今年3月末までに中間報告を政策調整委員会に提出する予定にしております。地域交通対策プロジェクトでは、県主催の研修参加や他のプロジェクトと共同で65歳以上の高齢者にアンケート調査を実施し、これまでに8回の会議を開催しております。

現在、自家用車の普及や地域の過疎化、高齢化が進む中、近年の買い物弱者問題に代表されるように、自家用車を所有していない者や高齢者にとっては、バスやタクシー等の地域公共交通機関のみが唯一の移動手段となっています。町内の路線バスは現在8路線ありますが、町内の一部の地域しか走っていない状況であり、また高齢者福祉タクシーは町内在住の75歳以上の在宅者であってひとり暮らし、または75歳以上の者のみで世帯を構成している方を対象としており、身体障害者福祉タクシー及び対象者の世帯の構成員が自動車等を所持していないこととされております。

地域交通対策プロジェクトでは、地域交通対策機関や福祉タクシー等の現状、課題、政策の立案等を目指しています。大きな問題でもあり、中間報告という形で調整政策委員会に提出されると聞いておりますので、委員会の中でも検討していくこととなります。その後、具体的な施策については議会とも十分協議しながら、高齢者等の移動手段の確保対策を検討したいと考えております。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 畠中議員。

○議員（7番 畠中 孝議員） 他の自治体では既に巡回バス、乗合タクシーやコミュニティバスといった形で事業が展開されております。しかし、見込み違いから廃止となったものもあります。事前の調査分析は大変重要で、緻密な作業と高度の判断が必要です。一般的に自治体が新しい事業に取り組む場合、見込みが甘く見積金額に多額の追加が発生したり、仕様が不十分であったりということがありがちです。専門家の知識を活用して、精度の高い事業にしていきたいと思っております。

私は以上で一般質問を終わりますが、きょうお尋ねした4点について、それぞれ前向きな明るい展望の答弁が得られたと思っております。しっかりと今後町民の希望にかなうよう取り組んでいてもらいたいと思いますし、我々も一生懸命取り組んでまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

これで質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、畠中孝議員の一般質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） 次に、國永美恵子議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 通告をいたしましたとおりにお尋ねいたします。

まず、町長に、男女共同参画に関する取り組みについてをお尋ねいたします。

新たな田布施町男女共同参画プランの策定が進められているとお聞きしました。プランの策定も男女共同参画への取り組みですが、男女共同参画条例を制定したり、男女共同参画宣言を行ったり、地

域の男女共同参画推進の拠点となる施設を整備したりと、地方自治体でもいろいろな取り組みが行われております。女性の活動促進による経済活性化行動計画では、「隗より始めよ」と、公務員から率先して取り組むとしております。町としてできますことは積極的に取り組むべきと考え、申し上げ、お尋ねをいたします。

昨年の9月議会で認定されました平成23年度決算でございます。平成23年度歳入歳出決算審査意見書の各部署に対する指摘事項について建設課に係るものについて、入札参加業者の資格審査について有資格者の在籍、国の関係省令体制による社会保険加入義務づけの確認などの審査について、今後の対応を検討されたいとあります。私は、公共調達の方から男女共同参画の推進はできないかというこの観点でお尋ねをいたします。

公共事業の競争参加資格審査に項目を設定しておりますのが、24年4月1日現在で都道府県66%、政令市が45%、市区町村が3%ということであります。事例として申し上げますと、総合評価方式で公共工事や委託の契約時の評価点の算定方法に、企業が育児、介護などの休暇制度を整備していることが確認できた場合、1点加算する自治体があるということでございます。

本町でも、公共工事入札の参加資格審査項目や評価項目に、子育て支援や男女共同参画に関する取り組みの項目が設定できないか、お尋ねをいたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答え申し上げます。

男女共同参画に関する取り組みについてのお答えですが、現行の男女共同参画プランの計画期間が平成24年度で満了するため、国・県の動向を踏まえつつ、第5次田布施町総合計画のまちづくりの目標である「笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」の実現に向け、さらに本町で実施しました男女共同参画に関する町民意識調査の結果も考慮し、第2次田布施町男女共同参画プランの改定を進めております。この計画は、「みとめあい、支えあい、ともに輝きたぶせ」を基本理念とし、男女の人権が尊重され、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すものであります。

取り組みの一つとして公共工事入札の参加資格審査項目や評価項目に、子育て支援や男女共同参画に関する取組事項の設定ができないかとの御質問であります。国永議員が申されますように実効性のあるプランとするために、公共事業工事入札の参加資格審査については、参加資格審査項目や評価項目に子育て支援や男女共同参画に関する取組事項を設定したいと考えております。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 国永議員。

○議員（12番 国永美恵子議員） 今までにない、いい——今までにこういった質問をしてきましたが、なかなかそういう答弁はいただけなかったんでございますが、きょうは大変いい御答弁をすぐいただきました、もう本当に感謝でございます。

プランでございますけれども、やはりプラン、計画、こういうものに力を入れてまいりまして、その後の実行というものが大変大事でございますので、ぜひそのプランに合う実行をしていただきたいということでございます。

それともう1点は、男女間はやはりパートナーがよろしいかと。オーナーではなくパートナーがよろしいと、私も町長と同じように思います。

もう1点ですけれども、町が取り組めること、今私が申し上げたことございますね。町民の方にいるんなもの、例えば農業委員会の委員にとか、町会議員にとか、そういうものはなかなか難しいものがございます。審議会にも難しいものがございます。ただ、町が積極的に取り組むことができるもの、庁舎内の職員体制であるとか、そういう面では町長に、町長でなければできないことだろうと思っておりますので、町長でなければできない取り組みをしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） いろんな形において、男女協働ということはもう当たり前のことであるというふうに私自身も認識しておりますし、お互いにパートナーとしてこの世の中をつくっているわけですから、できるだけそういう形で、私で判断して町で対応を、町長のほうで対応せえという事項等については、今後、しっかり研究して対応してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） それでは、次の質問に移ります。

保育についてでございます。

社会保障・税一体改革の一環として、子ども・子育て支援法や子ども・子育て支援法整備法などが昨年8月10日に成立いたしました。新システム関連法が成立したということでございます。

新システムは、保育に対する公的責任を投げ捨て、保育を営利化させることになると大きな反対の声があり、修正されることになりました。最も問題とされたのは、児童福祉法第24条市町村の保育実施義務を撤廃するというものでありましたが、修正により24条の1項として市町村は保育の義務を担うことが残されました。

この市町村の義務が残りましたが、新システムは問題を残しております。認可保育所の建設や改修整備の現行の施設補助規定が廃止されます。7月26日、参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会で当時の小宮山大臣が、施設の新増築、増改築または施設の耐震化に対して市町村が計画的に対応できるよう、児童福祉法56条の4の2と3に基づいて交付金による別途支援を行う、現在の補助水準を維持すると答弁をされております。しかしながら、補助率が示されておられません。

補助金契約や保育時間、認定こども園など、今後の課題は多いと考えます。国の方針であっても、批判すべきところは批判するのが地方自治体の基本と考えます。何よりも大切なことは、保育所保育指針にありますように、入所する子供の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならないということでもあります。

政府の予定では、平成27年4月の本格施行を目標とし、ことし4月に政府の子ども・子育て会議を設置し、事業計画、指針、保育の必要性の認定基準や施設サービス基準などなど、検討、決定を行い、実施に向けた準備を進めるということですから、本町も検討準備を行うことになると考えます。新システムは、本町にどのような影響がありますでしょうか。

次に、西田布施保育園についてであります。

町立保育園が、平成16年4月に田布施保育園に経営移譲をされました。土地の使用権は26年3月で終了いたします。現在地は災害警戒区域にあり、昨年には示された改築案も取りやめとなりました。土地使用貸借は自動更新であり、建物は無償譲渡されておりますので、本来であれば、そのまま問題なく西田布施保育園が現状のまま保育園として続いていくと考えます。

しかしながら、この場所は土石流の警戒区域であり、避難所にもならないところです。町として、このような場所を保育園に、今後さらに10年、無償であったとしても貸していいのかが問われるところでございます。新システムとの関連もあるでしょうが、町としての方針はあるべきです。田布施保育園側の意向もあるでしょう。それぞれの立場でのお考えがありましても、何よりも一番大切なことは、子供たちのための保育ということでもあります。私は西田布施保育園が民営化されましたときにも、このことを申し上げております。

財政面だけ考えて事を運べば、取り返しのつかない事態になるおそれもあります。西田布施保育園の今後について、町の方針をお尋ねいたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、2点目の保育についてお答え申し上げます。

まず、子ども・子育て新システムは、本町にどのような影響があるかとお尋ねですが、子ども・子育て新システムは、全ての幼児期の子供への質の高い教育、保育の提供や待機児童の解消などを柱とする総合的な子育て施策で、教育施設と位置づけられる幼稚園と保育を担う保育園について、

認可や補助金の仕組みを一本化し、特に両者を一体的に運営する「幼保連携型認定こども園」を増やすことを目指しています。

御承知のように、平成24年8月に子ども・子育て関連法が成立し、消費税の引き上げを前提に2015年からの施行が予定されています。

次に、このシステムにより本町への影響はあるのかとお尋ねですが、国は、子ども・子育て支援法に基づき、本格施行までのスケジュール案を示していますが、平成25年度前期に幼稚園、保育所の経営実態調査及び地域型保育事業の実態調査を実施し、これらの調査を取りまとめ、子ども・子育て会議において、基本指針、認可運営基準、支給認定基準、利用者負担等を確定し、市町に随時示すとされています。

町は平成25年7月ごろから地域のニーズを把握するための実態調査を実施、平成25年12月までにはほぼ取りまとめ、平成26年9月までに実態調査を参考にしながら、子ども・子育て支援事業計画を策定する予定になっています。

この制度は、現時点で不確定要素が多く、影響額については見えない部分が多々あります。わかっていることは、運営費補助金が、法人保育園は現行の保育園のままでも認定こども園に移行しても補助率は同様であり、補助基本額の変更がない限り、町負担は変わらないと見込まれています。幼稚園については、現行の幼稚園であれば私学助成補助、就園奨励費を受けて運営し、町の負担はありませんが、認定こども園に移行するとそれがなくなり、保育園と同じ負担率となり、町の負担が発生します。

また、認定こども園に移行しましたら、国の示す公定価格による保育料の導入、利用者の応能負担が義務となり、幼稚園の保護者の負担増が予測されます。

本町の影響について、国の子ども・子育て会議において今後検討され、具体的な内容が確定すれば、随時報告できると思います。

次に、西田布施保育園の今後についてのお尋ねであります。

西田布施保育園の土地使用貸借期間の10年が平成26年3月末で終了いたしますが、本町として継続して保育の実施をお願いしたいと考えております。今後、子ども・子育て支援事業計画を平成26年9月目途に策定することとしておりますので、その中で公立、法人保育園等の考え方を示す考えであります。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 田布施町の場合は新システムでいろいろございますが、待機児童というのがないので、この点だけは、本当いいなど。むしろ子供が増えてくれなきゃいけないんですけども、この面ではいろいろなシステムに行きましても余り状況は変わらない、影響がないかと思っております。

それで、西田布施保育園でございますが、継続ということで、継続ということ自体はよろしいんですけども、場所の問題ですね。最初に申し上げましたように、わかっているのに町が本当にこれを貸しているのかということでございます。これは、単純にいいとか悪いということでは言えない部分があるかと思いますが、災害というのは1年先に起こるのか100年先に起こるのか、もしかしたらないのか、こういう予測がつかないわけですけども、一応、県の指定になったところを田布施町が社会福祉施設、保育園に、こういう状態をわかっていながら貸しているのかということが、私の一番の、悩ましいといいますか、問題じゃないかと思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 御承知のとおり、県の土砂災害の指定の地域になったっていうのがここ、私どものしっかり、調査が不十分であって、議員さんの御指摘のとおり、あそこはなっとるやないかということでもあります。

当初はそういう状況にない段階で、保育園との契約をされてた10年間でそろそろ終わるという時期に来ております。急遽その保育園を、町がほいじゃ安全なところにといいのもなかなかできる状況ではございません。ただ、御承知のように、やはり保育園であります。子供たちが通う場所がそういう指定地域にあるということは、決してよろしいわけじゃありませんし、今後、とにかく早い段階でこの辺の解決を見たいという気持ちでおります。

ただ、今すぐそれをじゃあやりましようと言っただけのけるわけにもいきませんので、当面は保育所とのほうとの連携をしっかりとりながら、理解をいただきながら、できるだけ早い解決に向けて努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） このままというのは私はよくないと思っております。あと、まだ1年残ってるわけですけども、この1年に対して、こういう地域指定をされているわけですけども、町としては、何か保育園と連携して、万が一というときには、町のほうからもすぐ手伝いが出せるような体制はとられてるんでしょうか、そういうお話はございますか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） ああいう場所の経緯については、先方に言ってるんですが、その後のいろんな対策については別に直接協議しておりません。今後、その辺も踏まえて十分協議していきたいと思っております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 特に、これから梅雨時期とかに入りますと大変心配なところでございますので、今後というのは、もう早い時期に町としての何か支援ができるものであれば、そういう支援を含めて、町の土地でありますし、私立の保育園でも、田布施町の子供たちですから。ましてや町がそういうところを貸してるわけですから。お金をもらうか、ただかというような問題ではなくて、そういうところを貸してるんですから、やはりこれは、町の十分な配慮、この1年はしていく必要があるかと思っておりますので、そこは申し上げておきます。

それから、今後なんです、さらなる10年をどうするかというところでございますが、継続というふうにおっしゃるんですけども、そのまま貸していかどうかなんです。考えられることとしてましては、新しい安全な場所へということになろうかと思っておりますが、じゃあ、それをどういうふうにしていくのか、町が土地を提供するのか、今までと同じように。いろんな考え方としてはあると思いますが、田布施保育園に全部お任せするのか。

なかなかこれも厳しい状況ではあると思うんですが、だけど、1年後に何事もなく単純にお貸ししましょうというのは私は納得できない。いけないんじゃないかと思うんです。例えば10年をお約束にお貸しになったとしても、1年後にはこういう方針でいきます、2年後にはこういう方針でいきますので、その間はちょっと私たちもお手伝いさせていただきますが、何らかの対策があって、何にもしないでさらなる10年はよくないと思うんです。この契約が、もう来年ですから、1年後ですから。そのところを考えると、もし、仮にこのまま契約される、継続でおやりになるのであれば、そういうことも考えておやりいただきたいと思うんです。10年先まで何も考えんでまた10年というのは私よくないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） もちろん、もう契約したら10年このまま私どもも放置するという考えはございません。御指摘いただいておりますし、あの状況が、どういう対応が一番いいのかというのは、まだ正直言って早急に研究しなきゃいけないんですが、國永議員さんも現地も御存じだし、私もよく知っております。あれをどういうふうにするか、あそこを移動するんか、あるいは砂防事業等によって防ぐことがかなうのか、その辺も踏まえて、きょう、建設ちょっと今おりませんが、十分に検討しなきゃいけないし、また、担当の所管とも保育園のほうとしっかり協議しながら対策を立ててい

かなきゃいけない。

そして、10年ということになりますと、今おる子供たちは全てあそこから出るわけで、新たに皆、そのときにはまた若い違う方が入って来られるという状況にありますので、その辺を踏まえていろいろな点を研究しながら、できるだけ早くあの場所の対策は立てるということをお約束させていただきます。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） よくわかりました。それでは、具体的には1年で、いつごろから話し合いを始められて。まあ1年の間にお決めになるのかと思いますが、実際にその対策というのは、計画といたしますか、どういうふうに持っていこうと思っておりますか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 正直言いまして、今、先般なったときに、私も現地に行ってみて、何でもそういう指定になるんかちゅうのもわからん状況であるわけなんですよ。建設のほうとも随分その件も話したこともあるし、まだ結論も出てないし、結果も聞いておりません。できるだけ早くしなきゃいけません。今言われたように、もうじき梅雨にも来るし、台風シーズンもあるわけですから、その辺も十分踏まえ、また、あそこに実際に子供たちが保育してるわけですから、その辺も考えて、子供たちの安全も含め、あそこの施設が本当にどうなんかというのは、もう一度よく研究したいということもある。1年間の時期はあるが、その後は新規10年続くということになるのか、あるいは場所を変えるんか、その辺も踏まえてしっかりと担当所管等を含め、あるいは土木等も含め、研究して早い決論を出したいというふうに思っています。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） わかりました。1年の間にぜひ将来の見通しをお願いしたいと思いますので。

それでは、3問目に移ります。3問目は、午前中高川議員が御質問をされましたのと重なる部分が多分にあるかと思っておりますので、町長の御答弁は、はしょっていただいても結構ですが、御答弁はいただきたいと思っております。

それでは、お尋ねをいたします。微小粒子状物質PM2.5への対応について、車の排ガス、工場からの排出、化学物質が大気中で反応してできることもある大気汚染物質のPM2.5の健康への影響が住民の不安となっております。中国大陸から飛来する割合がはっきりしないということですが、新聞報道によりますと、中国からの越境汚染が西日本や日本海側で基準を超えたと見られるところもあるということでした。2月27日に環境省はPM2.5の対策指針を出しました。指針は、1日平均1立方メートル当たり70マイクログラムを超えると予測される場合に注意喚起を促すこととございます。70マイクログラム以下であっても影響を受けやすい人もあるということですから、日常的に注意をし、対策は必要と考えます。

町としての対策と、小中学校における通学時や戸外での授業など、どのような対策がとられますか、お尋ねをいたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、3点目のPM2.5についてお答え申し上げます。

2月27日、環境省はPM2.5への注意喚起のため暫定的な指針を示しました。

内容は、レベル1から2とし、レベル2の判断基準は、PM2.5濃度が日平均値で大気1立方メートル当たり70マイクログラムを超えた場合は、不要不急の外出や屋外への長期間の激しい運動をできるだけ減らすこと。また、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等、体調に応じてより慎重に行動することを望まれるなどの行動の目安を示されております。

県では、国が注意喚起のため指針を示したことに伴い、PM2.5の注意喚起等に係る対応方針を3月1日に示しました。その内容は、国はレベル1から2としていますが、県はレベル1から3まで

とし、判断基準を国の日平均値に対し、県は1時間単位としています。

また、国・県ともにレベルごとに行動の目安を示しております。県の注意喚起のレベル1の判断基準では通常の活動が可能とし、レベル2では特に行動を制約する必要はないが、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児や高齢者等では健康、体調の変化に注意することとしています。レベル3は濃度が85マイクログラムを超えた場合、この時点で注意喚起を実施するとしています。この場合は、国のレベル2と同様に行動の目安が示されております。日常でもこの注意喚起の基準を参考にしながら注意していただきたいと思います。

町といたしましては高川議員さんにもお答え申しましたように、町のホームページに、国・県の対応方針を掲載するなど、PM2.5について町民への理解をしていただくため情報提供をしております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼します。加えて、小中学校への対応についてお答えをさせていただきます。

本町の各小中学校のいわゆるPM2.5への対策といたしましては、国や県の通知にのっとる対応に加え、県教委や庁舎内の関係部局と連携を密にしながら、情報収集を行い、他の大気汚染オキシダント等の情報と同様、小中学校への的確な情報提供に努めてまいり所存です。

具体的な対応としましては、注意喚起が実施された場合、町教育委員会から各学校へ速やかに情報を伝えるとともに、学校としての対応方法や児童生徒への対応、保護者等への対応につきまして、共同歩調を進めていくための留意事項を通知したところであり、早急に児童生徒、保護者、教職員への周知を図っていくように指示をしております。

以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 町長にお尋ねをいたします。

保育園での対応というのはどうなりますか。保育園は送迎は保護者の責任でございますので、保育園の中での生活というところにかかってくるかと思うんですけど、その点はどういうふうにされますか。

○議長（藤山 巖議員） 田縁課長。

○町民福祉課長（田縁 和明君） 保育園にいたしましては、私どものほうから、注意喚起が県から届いたら保育園のほうに連絡して、実質保育園の中では子供たちが、その注意喚起が出たならば、屋外での運動ですか、そういう等については注意して、室内に入れるような方向で今いくということ考えております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） わかりました。教育長にお尋ねをいたします。

学校では、通学時などは具体的にはどういうふうにされるのでしょうか。もちろん体育を外でやらないとかというのはあるんですが、通学時、これはなかなか、マスクなどで対応されるのか、具体的にはどういうふうにされるのでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） これは校長宛てに私のほうから通知した内容の中に、校長は、休日等情報が配信されないで、県教育環境課や県環境保健センター等のホームページにより情報を収集し、学校行事や部活動等において的確な処置を図るというふうにしてはありますが、登下校時等につきましては、これから、大きな学校へ通知しております保護者等への対応につきまして、そういった朝等につき、できるだけ保護者等あるいは子供たちも中学校などはもうできるし、小学校高学年もかなりそういう面では情報収集ができますので、事前に、やはり個人の責任としてそういった情報がつかめるよ

うな、また教育も進めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 先日、テレビを見ておりましたときに、一般のマスクではこれが防げないというのをやっておりまして、工業用のマスクなら防げると。ただ、工業用のマスクというのはそういうところで仕事をする人たちのための物であって、働く人用のための物であって、子供用がないというのを言っておりました。今後はつくられるのではないかというようなことでしたが、子供たちに対して、こういう知識、PM2.5に対する知識とかそういうものはどこかでなさいますでしょうか、それとも、そういうものは一切言わなくて、行動的なものだけで終わられるのでしょうか。

以前のことですけれども、私が小学校のころの記憶でございますんでちょっとあれですが、世界の中でアメリカとソ連が核実験をやっているところでございます。教育長ももしかしたら同じぐらいの年代かなと思うんですけど、子供のころに、放射能が降ってくるから、雨にぬれたらはげになると、そういうことを言われる時期がございましたけど、子供心に半信半疑なんですね。なぜそういう話が出てくるのかという、でも、そういう話が子供たちの間ですら、もう、私、城南小学校でございましたが、山道を、雨が降りだしたら、走って帰ると、みんなで走って帰るような状況がございました。

ただ、子供たちにとりまして、正しい知識、認識というのは大事なと思ひまして、そういうことも子供たちにお話がされるのでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 大変これは今私たちも憂慮しているところでございますが、御存じのように、もうご覧になったと思いますが、行動の目安として一応70を超え85になると警報が実施されますので、具体的な例としては、屋外で長時間の運動を避ける、まず、とにかく戸外へ出さない。それから、換気等についても最小限にするという、またあるいは病気を持っている子供たちは特別配慮ということになっておりますが、その他やっぱり、ちょっと今おっしゃったように、マスク等については難しいことはあります。

そういったことも配慮すると、やはりこの、どういうことでこういうことが起こっているかという、そういうことを教えていかないと守りようがないので、当然今議員さんがおっしゃるように、その辺は学活等を使って指導させるように通知したいと思います。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 理屈も何もわからないまま、ああしろこうしろと言われたんではなかなか納得ができないですよ。きちんと子供たちにも教えるべきだろうなと思ひますので、教育長の御答弁でよくわかりました。

それで、4番目の質問に移ります。奨学基金貸付条例、奨学基金についてでございます。

奨学基金の新規貸付者が20年度ゼロ人、22年度、23年度もゼロ人でありました。受給者も22年度末ゼロでありました。24年度の状況をお尋ねします。このような利用実態について、また、条例そのものに対する教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼します。それじゃ、4番目の奨学基金貸付条例についてにお答えをさせていただきます。

まずは、利用状況ですが、議員御指摘のように、平成22年、23年度には利用者はございません。24年度についても利用者はありませんでした。25年度についての問い合わせは数件ありましたが、申し込みは4月26日まで可能ですので、現実に申し込みされるかどうかは未定でございます。

ちなみに、平生町では23年度4名、24年度ゼロ、上関町では23年度、24年度ともゼロ、柳井市においても23年度ゼロ、24年度1名という状況で、利用率はどこも高くございません。

2点目の利用状態と条例に対する見解についてですが、この条例は、向学心に富む優秀な学生、生徒のうち、経済的な理由により就学が困難な者に対し、就学資金を貸し付け、就学の支援を図るものとともに、田布施町における有為な人材の確保と若者定住の促進を図ることを目的とし、高等学校またはこれと同程度の学校に在籍する者には月額1万円、大学またはこれと同程度の学校に在籍する者に対しては月額2万4千円の貸し付けを行っております。

利用者が少ない理由とし、田布施町では貸付金額が月額1万円または2万4千円ですが、例として、有名な独立行政法人「日本学生支援機構」の場合を申し上げますと、無利子貸し付けの場合、大学私立・自宅外で月額6万4千円、利息つきの場合は12万円等と、金額に大きな隔たりがあることや、重複して貸し付けができないことが原因ではないかと思われます。

また、田布施町のような市町独自の奨学金制度のある市町は県内8市4町で、貸付金額については、隣接の柳井市では大学・短大・専門学校などで3万円、平生町では高校1万2千円、大学・専門学校4万円、上関では高校1万円という状況です。

このような状況を考えますと、条例の見直しを検討しなければならない時期かとも思いますが、近隣市町に問い合わせますと、見直しは考えていないという回答でございました。

本町においては、金額の設定や条件の緩和等、もう少し状況を見ながら近隣市町とも検討することとし、現時点では見直しは考えておりません。

以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 何かお尋ねしようかという、今気持ちでございまして、それはなぜかと申しますと、私、平成23年12月議会でこのことをお尋ねしてるんですよ。そこからのお答え、そこでいただいたお答えから進歩がないということでございまして、そのときにも私、今条例改正はないとか、そういう、近隣でこういうことに、まだ金額的なものもあるからとか随分細かくそのときには申し上げたと思います。そうして、教育長も、ちょっと前回の議事録を出してみました。状況を見ながら近隣市町の動向を含めて検討することとして、本年度末での改正はない、考えてない。全く同じなんですね。1年3カ月たってるわけですけども、教育長、その間何か検討するようなこと、私が今回質問を出したから近隣の状況をお聞きになったのかもしれませんが、この1年数カ月の間、何かしていただけましたか。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） そういうふうには怒られるだろうとは思っておりました。（笑い声）

一つは、やっぱり金額等につきましては、御存じのように、やはり12万円とかそういうことはなかなか市町では難しいと思います。一つは、もう言わなくてももうわかると思いますが、重複して貸し付けができるようなやり方ということで、何にもしないのではなくて、いろいろ検討はさしていただきましたが、我々の弱いところは、なかなか他を押さえて一歩踏み出るといことが難しい状況もありまして、近隣市町といろいろそういった面で情報提供は事務局等でやりましたが、なかなかそういった面で、歩調はなかなか合わせられるような市町も少ないし、できれば、そういった重複を避けられるような方法でいきたいと個人的には思っておりますが、なかなか力不足で申しわけございません。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 残念でございます。少々申し上げたいんですけども、今の基金は5,579万円ですか、見込みで。基金ですから、減免などがあればこれが減っていくわけですけども、減免に対してまた町が繰り入れをすれば、また5千万円幾らかの基金が残ろうかと思えます。そうして、そのうちの現金が4千万円以上あるんですよ。何にもしないで4千万円を遊ばせていくつもりですか、教育長。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 私のほうになかなか言われても、いろいろそれは、個人的に何か増やせと

かそりゃあるかもわかりませんが、そういうわけにはいきませんし、なかなか苦慮してるところですが、有効に使いたがるとか、なかなかこういったものは基金ですからそうもいきませんし、本来は、本当に勉強したいけどお金がという方に、また、使っていただくのが本来と思います。なかなか、いい名案があれば、ぜひまた、こうやったらどうかというような具体的な案をまた國永議員さんに御指導いただければ、それを参考にしてやろうかと思えますんですが。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） じゃあ、参考になるかどうかわかりませんが申し上げます。

入学をいたしましたときに、一括で大変お金がかかるんですよ。このときに、一括で少し、月々とは別に出してはいかがでしょう。入学金ですとか、遠くへ行くときのいろんな準備とか、これ大変お金がかかるんです。今、私立の大学を1校受けましても、試験を受けるのに3万円か幾らか要ると聞いております。それに、遠くへ受けに行けば、交通費、宿泊費、こういうなものも要るわけです。そういうものは別としましても、ただ、入学が決まりまして東京へ出ていったり、大阪のほう、京都のほう、あるいは九州のほうと、いろいろ北海道のほうまで行く方もあるかもしれませんが、そういうときには、どうしてもちょっとまとまったお金が必要なんですね。ですから、月々プラス一番最初の年度初めに、多少まとまったお金を出してはどうでしょう。これも一つの案だと思うんですよ、まだいろいろあるんですけれども。この前も、金額を上げてはどうかということを申し上げました。覚えておいてですか、月々の金額を上げてはどうかと、変えてはどうかと、それが私は申し上げました。条例改正、こういうのことをされたいんですかって言ったんです。

もう一つは、金融機関でいろいろ、進学ローンとか教育ローンとかあるわけですよ。金融機関というのは、お金を預けても「ありがとうございます」、借りても、制度を使ってもらう、制度といいですか、そういう借りるのがあるわけですが、借りても「ありがとうございます」ということなんです。町は窓口に行ったときに、書類に不備があったときに、ここが不備でここがいけません、やり直してきてくださいとか、決して「ありがとう」というのはないですよ。制度を使ってくださいありがとうございます。でも、制度というのは使わなければなくなるんですよ。本当は、使ってください町民に感謝しなきゃいけない。そして、よりよい制度になっていく、皆さんが使われることによって。

だからいろいろな制度のときに私は、どうぞ制度を使ってくださいと。こういうのは使いたくないという方も実際いらっしゃるんですよ、町民の皆さんの中には。だけど、もし使いたい人がこれ使いたいなと思ったときに、誰も使わなかったらこの制度がなくなりますよというのを、就学援助ももちろんそうですけども、いろんなところで町民の方にお話はさせてもらってます。せっかくいい制度があるんですから、これを4千万円幾ら、この財政の厳しいときにこれをこのまま寝かせておくという手はないと思います。

いろんな考えが出てきて、皆さんが望まれる方向でこの制度が充実させていただきたいとこのように思います。ですから、私はまだ、今申し上げた入学時に一時金というような形もあるんだろうかと、月額が低いのであれば月額の見直し、それからやはり、借りに来る、制度を利用する人に対してやっぱり、あんまりつけんどんなと申しますか、やはりそれは町民のサービスの、町民に対してのサービスですから、そこはきちんと対応して、余り二の足を踏ませないような対応というのもしていただきたいんです。

まだ、ほかにもいろいろ、こうしたらどうかというものもあるんですけれども、ちょっとその辺でお考えをいただけないかということでございますが、いい案があったらとか、そういうことも、この前も教育長がおっしゃったんですよ。まあいいです、それで、そういうこともお考えいただけませんかということでございます。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 本当ありがとうございます。今の一時金、入学一時金とか、大変これは、また検討させてもらうって言ったら怒られるかもわかりませんが。（笑声）それと金額を上げるとい

うのは当然ありましたけど、やはり、ほかのを見ても中途半端な金額ではなかなかあれですから、その辺は難しいので、今言われたように一定の金額に加えてそういった一時金とか、そういうのがあればまた違うかなというのが、まず、その辺はまた、本当、今度またしばらくしたら、またお尋ねになると思っていますので、そのときには少し、もう少しは頑張っとかんといけんですね。また、やりたいと思います。

それから最後の「ありがとう」でございますが、町長がいつもおっしゃっておられますが、笑顔と元気ということですので、笑顔で対応しておりますので御安心いただきたいと思っております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） それでは、また聞かなきゃいけないんでしょうけれども、大体いつごろ、聞くタイミングというのもございましょうから、いつごろこれを聞けば、教育長が検討してお答えがいただけるのかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 私が勝手に言ったらあれかもわかりませんが、できるだけ1年程度の中で検討しながら、また方向を見出していけたらなというふうに思っております。また、事務局とも相談しながら、できるだけ御期待に答えられるというか、いわゆる少しでも改善できる方向で取り組むように、また、していけるように努力したいと思います。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 検討するとおっしゃって1年数カ月ですから、今度の検討は短いだろうと、こういうふうに思います。ちょっと1点ほど、条例の中のことでお尋ねをいたします。

減免のところ、これは、教育長にお尋ねするんでしょうか、ちょっとあれですけど。町長は借り受け人が卒業後云々とうこうあるんですけども、町内に住む場合、卒業して町内に住む場合2分の1の額を減免することができるとあります。それは、最初から町内へ帰す、卒業して仕事についたときに最初から町内に住まなければいけないのか。例えば1年、なかなか今就職も厳しい状況ですので、1年は外に出ていた。2年目、3年目になって帰ってきた。そのときには、もうこれは適用されないんでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） すみません、今ここに、手元にあります、曖昧なことを申し上げてもないので、また後、お答えさせていただいてよろしいですか。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） わかりました。随分昔のことなんですけど、私こういうことがございまして、今もそうですけど、随分前からもう就職が厳しいんですよ、地元からってというのは。そういうときに、最初を出ていた、たまたま地元から家から通えるようになったんで、田布施町に帰ってきたんで聞いたんですけど、そのときにはそういうものはないですとおっしゃったんです。ただ、そういうものはないですと、この条例には書いてないんですよ。それで今、そのときは条例というの中身を見たことがなかったもんですからその当時。今ホームページでも見られるようになってますけれども、わからなかったから、ああそうですかと申し上げたんですが、でも、ここに一行もできませんとか、できるとか書いてないんでお尋ねをいたしました。またで結構でございます。

それで、この奨学金の制度でございますが、私はいろいろこの間、前回は申し上げたんですが、こういう制度があつてうれしいということでございます。それは、本当に借りたいと思うときには、ですから、制度があつてうれしい、借らずにすめば、なおうれしいということでございますので、質問は終わらせていただきます。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、國永美恵子議員の一般質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） ここで、暫時休憩します。休憩時間を10分間といたします。再開は3時5分にいたします。

午後2時55分休憩

午後3時05分再開

○議長（藤山 巖議員） 会議を開きます。

次に西本篤史議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） 今回の新人の西本でございます。よろしく申し上げます。2つ質問をさせていただきます。最初、一括質問、一括答弁。2回目より一問一答で申し上げます。

まず、1問目が、県が進める再生可能エネルギー推進指針の田布施の取り組みについてです。

県は、2020年度までの導入促進を目指す再生可能エネルギー推進指針の骨子案をまとめ、2011年度末時点の2倍の73万7千キロワットの発電出力を目指します。東日本大震災を受けて、エネルギー源を多様化する重要性が指摘されることと、地球温暖化防止の観点から、県全体で導入を促進します。

骨子案では2020年度末までに太陽光発電32万5千キロワット、11年度末比約4.4倍、風力、水力、バイオマスなど発電タイプ別に目標を定めています。

そこで、田布施町の「再生可能エネルギー発電プロジェクト」をつくり、導入促進をして、売電収入を家庭用太陽光導入補助金や町民、地域に還元していただくのはどうでしょうか。

以下に、3案の提案をいたします。

まず、学校屋上太陽光発電。これは、文部科学省の指導にありますように、スクールニューディール政策、耐震化工事、今のIT化、今の太陽光、これがスクールニューディール政策に入っております。今、50キロワットクラスを4カ所提案しておりますけれども、比較的新しい学校、東田布施小学校、西田布施小学校、麻郷小学校、田布施中学校、大体20年もちますから、それ以上の校舎、比較的新しい校舎の屋上につけるという案を示しております。

案2で、耕作放棄地の田んぼの太陽光発電ということで、使用不能、例えば、余ってしょうがない田んぼ、セイタカアワダチソウとか生えておりますから、それを刈り取ってここに仮設式の太陽光発電、これをつける。こういう案を示しております。

案3、家庭用太陽光発電。これは今の案1、案2、これでできました電気を売電収入、これを家庭用太陽光発電の導入促進に使う。この田布施周辺の自治体では、ほとんど家庭用太陽光発電に補助金がついております。田布施町にはついておりません。この辺を売電収入で補助金をつける。その際に、施行業者を、田布施町内の施行業者を使っていただくと。そうすれば、地域の促進にもなるんじゃないかと考えております。

次の質問です。これは教育長にお願いいたします。県教育委員会が進める「地域協育ネット」の推進の田布施町の取り組みについて質問いたします。

県教育委員会が進める地域協育ネットは、幼児期から中学校卒業程度まで子供たちの育ちや学びを、おおむね中学校区を一まとめとして、次代を担う子供の生きる力を育むことを目指し、学校・家庭・地域が連携し、学校支援、放課後子ども教室、家庭教育支援等の支援活動を効率的、組織的に推進するための住民参画による教育支援体制のことであります。

田布施町のこれからの取り組み、組織づくりはどうなっているのか御質問いたします。

1つ、活動は一部校区では課外授業や公民館活動で学校との連携が見られるが、町全体としてはまだまだ浸透していません。指導者の発掘をどのようにするのか。

2つ、報告書では、将来的に町全体で一まとめにして、コーディネーターをつけるようになっているが、組織づくりはどのようにするのか。一度町内の教育支援員人材バンク登録者を集めて、田布施町内の、総会、講習会などを行って見たらどうなのかということです。

3つ目、地域住民にこの地域協育ネットの言葉や内容を知らない方が多いが、広報・啓発活動はどのようにするのか。実際にここの場におられる方も、この地域協育ネット、これは何じゃろうかと言う人がたくさんおると思います。

以上、質問いたします。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

第1点目は、県が進める再生可能のエネルギー推進指針の田布施町の取り組みについての御質問でございます。

現在、政策調整委員会に「再生可能エネルギー・LED化検討プロジェクトチーム」を立ち上げ、地球温暖化防止を目的として検討を行っているところでございます。

まず、「学校屋上太陽光発電（スクールニューディール）」の御質問でございますが、プロジェクトチームで検討した結果、小中学校や給食センターといった教育施設については、学校施設環境改善交付金を活用し、太陽光発電システムを設置することができるため、今後、大規模な施設の補修や改修の時期と合わせて、導入の検討を行っているところでございます。

次に、「耕作放棄地の田んぼを太陽光発電」の質問についてでございます。農地法では、農地を農業以外に使用するためには、県知事の農地転用許可が必要となります。また、仮に設置できたとしても、土地の課税地目が変更となり、土地所有者にとっては固定資産が増加するなど、設置にさまざまな問題があるところでございます。御提案の耕作放棄地の田んぼ太陽光発電は、今のところ具体的な検討に至っておりません。今後、研究してまいりたいと考えております。

最後に、売電収入で家庭用太陽光発電導入の補助金の御質問でございます。この御提案につきましては、プロジェクトチーム内で検討いたしましたが、高額所得者や新築家庭の住民が対象となり、高齢者や低所得者には恩恵が少ないことや、電力会社が買い取った電力については、賦課金として電気料金に上乗せされることなどによる不公平感もあり、家庭用太陽光発電補助の導入は見送ることいたしました。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。2番目の地域協育ネットの推進につきまして、御質問にお答えいたします。

まず、西本議員におかれましては、東田布施小学校のPTCA課外授業を通して、田布施町地域協育ネットの推進に、大変御尽力ご助力を賜ってますことを、まずもって厚くお礼を申し上げます。

申し上げるまでもなく、地域協育ネットにつきましては、平成23年度まで文部科学省の事業として行われておりました。学校支援地域本部事業や放課後子ども教室等、学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業を一つにまとめ、24年度から地域協育ネットの名称で、新たな事業として開始された事業でございます。

地域協育ネットに至る概略を少し申し上げましたところで、1つ目の地域協育ネットの活動を浸透させるための指導者の発掘をどのようにしているかという御質問にお答えをいたします。

本町におきましては、これら文部科学省関係の事業に加え、厚生労働省が主管しております放課後児童クラブとも連携しながら、地域協育ネットへの取り組みを進めているところです。

田布施町地域協育ネットの具体的な取り組みといたしましては、麻里府小学校と西小学校の放課後子ども教室、東田布施小学校のPTCA課外授業、田布施中学校の放課後学習や、親子で参加するたぶせキッズ教室、たぶせ天体教室、さらには田布施町少年少女発明クラブ、たぶせ少年少女合唱団、田布施子ども囲碁教室など、9つを超える教室やクラブが開設されており、地域の御支援をいただきながら、活発な教育活動を展開していただいているところでございます。

おかげさまで、取り組みのすばらしさに対しまして、国や県から表彰をいただいている教室やクラブ

もでございます。

御質問の指導者の確保や育成につきましては、大変苦慮しているところでございますが、本町では、指導者の発掘を目的とした田布施町生涯学習人材バンク制度を設けるなどして、指導者の確保に努める一方、各公民館長や自治会長、社会教育部長、各種学習講座等の会員、また各小中学校PTAの役員や小中高等学校の校長等に指導者を御推薦いただきながら、各事業を円滑に進めているところです。

2つ目の組織づくりにつきましては、平成19年度に組織した田布施町放課後子どもプラン運営委員会を見直し、本年度田布施町地域協育ネット運営委員会として再編成し、全町の教育支援活動をつなぐ組織として整備をいたしました。

これら、地域協育ネット全体を取りまとめるコーディネーターにつきましては、現在、町教育委員会事務局が中心的な役割を果たしているところですが、人材や予算面について検討しながら、専任コーディネーターに移行していくのが理想だと考えております。

また、御指摘の教育活動支援員や人材バンク登録者に対する講習会や研修会等につきましては、まずは田布施町地域協育ネット運営委員会に関係のある方々を対象に実施していけたら、というふうに考えております。

3つ目の広報・啓発活動につきましては、主に小中学校や公民館、スポーツセンター等を経由しての参加者募集や、町広報や公共施設等により情報提供に努めており、おかげさまで、現在開設しております各教室やクラブ、学習会等につきましては、積極的な御参加をいただいているところです。

ただ、一般町民の方への周知までには至っておりませんので、今後は議員御指摘のように、町広報やホームページ等活用しながら、広く町民の方々に活動の様子を御紹介するとともに、指導者募集等についても努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） 町長にお尋ねいたします。プロジェクト、今立ち上がっておるんですかいね。

○議長（藤山 巖議員） 町長。

○町長（長信 正治君） 現在、立ち上げていろんな研究をしております。まだ、確定の対象ではございませんが、担当のほうの、内容についての詳細。

○議長（藤山 巖議員） 西本企画課長。

○企画財政課長（西本 重貴君） それでは、お答えいたします。

現在、再生可能エネルギー・LED化検討プロジェクトを立ち上げております。検討、研究、調査の課題といたしまして、太陽光発電システム設置補助の検討、個人住宅、企業の関係でございます。

それから、2つ目が、公共施設への太陽光発電システムの設置の検討。それから、3つ目に、公共施設のLED化の検討。それから、4つ目に、再生可能エネルギー、太陽光、風力等ありますけど、推進と活用についての検討を一応課題といたしまして、今、検討を行っているところでございます。これまでに報告があった内容は、先ほど言いました住宅用の太陽光発電システムの売電の件でございます。これは、先ほど町長が答弁で申し上げましたように、不公平感があるんですね、見送ることといたしました。

それから、あともう一点、公共施設の省エネ化について、これの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） 太陽光発電にいたしましては、今年度は、42円の買い取り、来年度は大体38円になるであろうというふうに聞いております。きのうは、安倍総理大臣が答弁なりましたが、向こう3年間のうちに推進するというのを言われております。

2020年までとなっておりますけども、実質的には向こう3年間、これが勝負じゃろうと思って

おります。目標達成したら多分、県、国もあんまし促進しないんじゃないかと思っておりますので、できれば、来年度いっぱい目標に、方針を決めていただいて、買い取りの高いうちに推進すると、設置するというふうにさせていただいたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 先ほどの午前中の答弁でもお答えしたんですが、中国電力さんのほうとの話し合いを少しさせていただきました。そうすると、もう、中電さん自体のほうで、今、太陽光のエネルギーに対しては、正直言うて、もう申し込みいっぱいあるんかと思いますが、対応が厳しいと。今先ほど話されたように、買い取り価格等も自動的に下がるとかというような状況の中でちゅう話を、少しされてましたんで、今一生懸命プロジェクトで研究はしておりますが、タイミング的にどうなのかちゅうことと、国が本当にもう20年までちゃんと対応してくれるという等がはっきりするんであれば、また話もできるんですが、二、三年したらやめますよとか言うんですと、我々の調査がせつかく意味をなさないでも、意味のない気がします。

研究はどんどんしておりますけど、本当に自然エネルギーで十分賄えるようにいくのか、いかないのかの、ちょっとまた研究をしなきゃいけないという状況であろうかと思えます。

もう一点だけ申し上げますと、その太陽光以外に、今、農水省の関係で小水力による発電というのでも一部出ております。大晃さんもポンプの関係があるから水力のほうも研究したいんだということで、先般申し入れがありました。そりゃあ、まあ一緒になって、ぜひとも地元企業ということで大晃さんにも小水力発電については、研究してほしいし、営業的、事業的にならうんであれば、やってほしいなという気持ちはありますよという話をさせてもらってるということでもあります。

そういう現状でありまして、すぐにちゅう具合には話としてできないということで、研究はこれからも進めていくということでもあります。午前中の松田さんの質問やったら、ああ言っちゃいていつになるんかと言われても、ちょっと困るんですが、そのつもりではありますんで、一生懸命やっまいります。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） メガソーラー、これに関しましては、当然設備費、売電にいたしましても、8年で元が取れても、10年後ぐらいに、パワーコンディショナー、これが破けて更新と、また莫大な金がかかると。

今回提案するのは、校舎の上につけるとか、50キロワット以下、これでしたら、低圧動力で送電できますので、高圧キュービックとか、ああいった高圧施設全く要りません。主任技術者とか、そういった人も要りませんので、50キロワットであれば、手続も簡単じゃし、費用もあんましかからないということで、今回50キロワットをたくさんつくるというふうに提案しております。

水力に関しても、田布施町、水がないとこですから、あんまり水力発電、小さい水力発電、これあんまし効果がないんじゃないかと思っております。

田布施の地域的な特色を生かせば、どうしても太陽光発電がいんじゃないかと思っております。

別の話になりますけども、地域ネットのほうで、先ほどありましたけども、実際問題、城南小学校と麻郷小学校、これが地域ネットのほうがちよっと出遅れておるように聞いております。その辺も、人材発掘、この辺どのようにされるか。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） この地域協育ネットというのは、西本議員さんに今さらお話しても失礼に当たりますが、地域と学校がうまくいってないとか、なかなかいわゆる新たな団地の学校であったりということで、全国の学校が大変その地域と連携できないとか、地域に支えられない状況があつて、学校が疲弊していると、そこを運営する校長も大変な状況であります。

やっぱり学校っていうのは、地域に支えられてこそ、安定した、やっぱり荒れない学校ができるわけで、一つの例で申し上げれば、やっぱり全国の都道府県の県庁所在地で、ただ1校犯罪が減ってい

る市があるのは、御存じ、鹿児島市ですね。

この鹿児島市は、なぜ犯罪が減るかって言うと、あそこは各小学校に全部公民館を配置しているわけです。そういうことが、顕著にあらわれているということを文科省も見て、こういった事業を始めたわけですが、田布施町はもともと山口県でも非常にこの地域協育ネットについての地盤は評価していただいております。これは、各小学校に全部公民館があるということ、こういう市町は案外少ないわけです。

そういった中で、城南小学校と麻郷小学校に、まだ設置してないのはどうかということですが、田布施町、どの小学校区も大変地域に支えていただいておりますが、特に城南のほうにつきましては、いろんな防犯等についても、その中でもとりわけもともと高い連携率がありまして、必要性が薄かったということもあると思いますし、ある一方では、指導者あるいは組織的なものがなかなか進めてこられなかったということもあろうと思います。

ですが、今、西小学校も実は、これは教育委員会のほうが多少指導しながら、いま地域にお願いしていくような取り組みをしております。来年度、西小についても本格的に地域の人に支えられる学校になると思います。そうすると、東小、麻里府小、西小、3つがそういった面で教育委員会等が介入するのではなくて、地域に支えられる学校になってきます。

その後、城南小学校、麻郷小学校という形で、進めていくというような計画を立てています。また、それぞれ学校等への理解図りながら、また地域のそれぞれお願いをしながら、組織化していきたいと。公民館等と連携しながらということもありますので。

また、議員さんにはいろんな面で、先進的な学校ということで、お知恵を拝借させていただけたらというふうに。

○議長（藤山 巖議員） 西本議員。

○議員（9番 西本 篤史議員） どうもありがとうございます。地域・学校・家庭、この取り組みで、この連携というのは、東日本大震災のときに一番最初に復興したとことというのは、やっぱ、地域の絆があるところ、これが一番最初に立ち上がったと聞いております。また、地域の方が学校に入る学校ほど、いじめがないというふうにも聞いておりますので、これからも未来の子供たちのために、一生懸命やっていただきたいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

○議長（藤山 巖議員） 次に、清神清議員。

○議員（1番 清神 清議員） それでは、通告のとおり3件について質問をいたします。質問方式は、最初は一括質問、一括答弁、2回目より一問一答方式でお願いいたします。1問目は杉山選挙管理委員長、2問目は長信町長、そして3問目は尾崎教育長、よろしくお願ひいたします。

最初の質問ですが、選挙の掲示板設置について質問をさせていただきます。

このたびの町議会議員選挙を終えまして、運動員や住民から多くの疑問や質問がございました。4月と7月には参議院選挙も控えております。少しでも次の選挙に向かいまして、改善できればと思いつつ今回質問をいたします。

住民から疑問を私なりに整理して質問いたしますが、まずは、このたびの選挙から看板の材料をベニヤ板からアルミに変更され、再利用できるようにされたことは経費節減につながり、また4年前の私の一般質問をした成果があらわれ、一步前進したものと感謝いたしております。そして、開票時間も4年前の選挙に比べますと、30分以上も短縮されました。ということは、開票の人選もお願いしたと思うんですが、それに配慮されたことがつながるのではなかろうかというふうに思っております。

しかしながら、選挙のポスターを張る場所について、運動員や住民からさまざまな要望や意見が出されました。1つ目に、それは看板を設置された場所、この場所が交通量の非常に多い交差点の中に

あることです。ポスターは候補者の顔と信条、そういうものを確認されるために設置されていると思いますが、実際は交差点の中に設置されておりまして、ポスターを見ながら運転するという形になります。こういうことは運転できるはずはなく、非常にその危険を伴います。むしろ、私はその場所を変えていただくならば、信号待ちしているところの右側もしくは左側、そちらに移動すべきだというふうに思っております。

それから、この設置の場所なんですけれども、多分ずっと前、もう30年も40年も前のころから余り変わってないと思います。というのは、先ほども一方通行の面で皆さんがそれももう麻痺しているんじゃないかなと思うんですけども、4、50年前といいますと、馬車が走っている時代だと思いますが、その時代から場所というのはほとんど変わっていないのではなかろうかという気がいたします。

そしてまた、ポスターを張る人も車道の中にありますので、もう本当にその危なくて仕方がなかったと、すぐ車が通るので非常に危なかったというふうに聞いております。設置場所を早急に安全な場所、例えば、歩道側、歩いていても見える歩道側に移すべきだというふうに思います。

そのいい例が西田布施の公民館の前ですが、これは車道側にあります。ですから、車がどんどん通っておりますので、全く反対側の歩道側から見ても遠くて見えません。さらには、岸田の交差点ですが、これもちょうどカーブのところのど真ん中にありますので、その顔写真を見ながら右折する、もしくは直進するというのは不可能だというふうに思っておりますので、ぜひ、この場所を、設置をする位置、この見直しを、全面的に見直しをしていただきたいという要望でございます。

それから、4年前にも質問したんですけれども、ポスターの看板は町内85カ所あります。これも多過ぎるしということでも少なくできないかということをお聞きしたら、これは選挙のといいますか、公職選挙法に基づくということで、この数は変えることができないという御回答でしたけれども、例えば、JAの農協の前と駅前、これわずか50メートルぐらいしか離れてないと思うんですね。それなのに、その看板があると、口をそろえてあんなに近いところ何で必要なのかということをお聞きしました。特に、農協の前なんかは、田布施農工高校に通う生徒、結局は田布施町内でない二十歳未満の選挙権のない人が見るような状況ですので、ここが本当に必要なのかなというような疑問を感じているような状況でございます。

次に、3番目といたしまして、設置場所の地図が余りにも古過ぎるということでございます。地図をよく見ましたらおわかりかと思っておりますけれども、本町から三宅へ通じる庄山バイパスができてもう数年たちますけれども、これが全く地図にはありません。それから、斎場付近から浜城、周防大橋に抜ける農免道路の表示もありません。一体何年前、いや何十年前の地図だろうかというふうに疑問視しておるような状況でございます。一体この地図は何年前のものでしょうかというように質問しております。

そして、駅前の拡大の詳細図と位置がずれております。拡大のぶんが左のほうにあったと思うんですが、42番の住所と氏名がどうもこの場所が、場所がちょっとずれているんじゃないかなというようにも何カ所か見られました。それから、これは名前は言ってもいいと思うんですが、イバキョウコさんの住所が天神というふうになっておりますが、あそこは本町じゃないんですかね。そういう番地もおかしいということでございます。さらには、62番の八海の方なんですけど、名前も言ってもいいかわかりませんがカトウヒロユキさんという名前になってます、この方はもう亡くなられております。亡くなられた名前まで載っているということでございますので、早急な見直しが必要ではなかろうかというふうに思います。

次に、4番目ですが、番地のポイントがカーナビ等で目的地に行けるようにピンポイントといえますか、それで確認できるように、これは再調査が必要だというふうに思います。実は、これ私、先日、選挙の関係である電気メーカーで2万円ちょっとのなんでも買いました。これは住所と番地を入れますと、そのところに目的地にぴたっと行くんです。わずか10メートルの狂いもありません。さら

には、電話番号も入れますとぴたっとそこに行きます。それが実は、この85カ所の中でわずか17カ所しかないんです、ピンポイントでマッチするものは。あとはほとんど目的地周辺というふうに表示されるんです。ということは、例えば、その1番、選挙の、ここは宿井団地のあそこの公園の入り口になってます。それを検索していきますと、その目的地周辺という形で出るんです。

けさ、実は私8時に家を出まして、質問するためにわざわざその目的地に行きました。目的地周辺というところに見ますと、何とそこから250メートル奥の、元亀井亭二町長、その先のほうへビニールハウスがありますよね。あの辺になるんですよ。これじゃあ何ぼ何でも目的地には行かないということだと思いますので、そういう場合に提案なんですけど、公園の近くに家がある、一番近い家ですよ。例えば、アキモトヤスマサさんの番地、338の104というのを検索しますと、ぴたっとそこへ行くんです。目的地周辺というんでなくて目的地ですと言うんです。そこにとまってこう看板見れば、この方の表札があるというぐらいにこういうものがぴたっと行くんです。

ですから、今回の85カ所の全ての見直し、これをぜひやっていただきたい。そうしないと非常に困りますし、また、今回ポスターを張るのは張ったけれども、剥がす人間が別の人間に剥がしてもらったんです。ところが7カ所どないにしてもわからんと言うんですよ。ですから、私も一緒に行って、このカーナビと番地を入れると、またこれその番地のポイントがないから非常に難しいんですが、自分もかなり過去に4度も選挙してますので、ここと、ここと、ここにあるということで、一緒に行って初めてその目的地がわかったというような状況がありましたので、ぜひ、7月まで十分時間があると思います。この見直しをするのは2日ぐらいで私であってもできると思いますので、番地の。ぜひ、早急に見直しをしていただきたいということと、場所の変更はちょっと時間がかかろうかと思いますが、その辺の現地を見て、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

次、2つ目の質問です。鳥獣被害防止について質問いたしたいと思います。長信町長、よろしくお願いいたします。4年前の3月議会にも鳥獣被害の質問いたしました。しつこいかもしれませんが、再度質問いたします。

ちょうど1年前の平成24年の3月の6日に、社団法人大日本猟友会会長佐々木洋平氏から、都道府県猟友会に対しまして鳥獣被害防止特措法等改正法案、3党合意の速報が出されました。その内容は3月6日時点で、民主、自民、公明の3党間の基本合意が成立いたしておりますので、以下、主要3点を速報しますと、次のようになります。

1つ目に、特措法で定める実施隊の隊員は、当分の間、銃所持許可更新時の技能講習を免除するとあります。2つ目に、有害鳥獣捕獲に従事する者は、平成26年12月3日までは銃所有許可更新時の技能講習を免除するとあります。3つ目に、農水省と本会にて対象者への具体的協議を進めるというふうに書いてあります。

文中を抜粋いたしますと、いわゆる、都道府県知事に対する要請等には市町村長は、当該市町村が行う被害防止施策のみによっては、対象鳥獣による当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害を十分防止することが困難であると認めるときは、都道府県に対して必要な措置を講ずるよう要請することができると思います。

また、捕獲をした対象鳥獣を食品としての利用等として、国及び地方公共団体は、対象鳥獣の食品としての利用とその有効な利用を図るため、必要な施設の整備充実、食品としての利用に係る技術の普及、加工品の流通の円滑化、その他必要な措置を講ずるものにとすると、いうふうにこう書いてあります。

昨年の12月の20日に下関市の豊田町で豊田農業公園みよりの丘に、みよりの丘ジビエセンター、事業費が5,920万円でイノシシや鹿の肉を加工処理する施設の起工式がございました。新聞やテレビでごらんになった方もいらっしゃると思います。この3月には完成して、4月以降には供用を開始するという記事が3月1日の山口新聞に掲載されておりました。昨年のNHKより、電話で私にイノシシの捕獲映像を提供してほしいという電話がございました。その映像が起工式の模様と一緒に放

映されまして、私も非常にうれしく思っております。

ということは、山口県の西部にこのような施設が完成しましたので、今度は山口県東部、徳山から岩国の間ですね。その間にぜひ、できればちょうど中心地が田布施になりますので、田布施付近にこのような処理施設をつくっていただけたらという切なる要望をいたしたいというふうに思います。ちょうど4年前の一般質問のときに、町長からの回答は、建設については近隣の市町と研究してみたいとの回答をいただいております。先ほどから研究とか検討しますとかいう言葉が聞かれますけれども、今後、県や国に対しても要望してほしいというふうに思っております。

最後の質問です。3件目は麻里府小学校の統合計画について、尾崎教育長に質問いたします。

少子高齢化が進む中、麻里府小学校の1年生から6年生までの生徒の総数は、昭和31年には183名いたのですが、年を追うごとに減少を続けまして、昭和60年には約半分の94人、それから50年たったうちには約4分の1になっておりまして、53人まで減少しております。平成19年にはさらに8人減って45人、平成22年にはさらに15人減少して30人、そして、平成23年にはまた5人減りまして25人、現在は1年生から6年生までの全校生徒が24人、たしかなっていると思います。25年度以降も減少するということが聞いております。このままでは学校やスポーツ面においても、競争心に欠ける子供が育つのではないかと我ながら心配しております。

学校は、スポーツや学を通じて、お互いに競い合い、励まし合いながら、切磋琢磨していくことで成長していくのではないかとというふうに思います。ちょうど、タイミングのよいことに麻郷小学校の校舎とグラウンドがこの3月中に完成いたします。この機会に麻郷小学校との統合計画はあるのでしょうか。あるとすれば、それはいつ計画しておられるのかお尋ねしたいと思います。実は、私の孫も2人麻郷の小学校にお世話になっておりますので、人よりも関心がある一人でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、3件、1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） 杉山選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（杉山 精展君） 選挙掲示板設置について、4点の御質問にお答えします。

まず、第1点目のポスター掲示場の位置について安全面も考慮してほしいとの御提言であります。

ポスター掲示場については適時見直しを行っており、御指摘の岸田交差点に設置しておりました掲示場につきましても、庄山バイパスの三宅付近に変更することについて、山口県選挙管理委員会に事前協議を行っておりましたが、2月22日に県選管から変更決定の通知をいただきましたので、4月の参議院補選から変更できることとなりました。今後も、安全面にも配慮したポスター掲示場の設置に努めてまいりたいと考えております。

次に、ポスター掲示場の数が多過ぎるとの御質問であります。

これは、私4年前にも清神議員から同じ質問をいただきまして、答えが同じような感じがいたしますが、公職選挙法施行令によりまして、ポスター掲示場の数は各投票区の選挙人名簿登録者数と面積により、投票区ごとに掲示場の数が算定されております。田布施町の場合、13投票区ごとに算定された掲示場の数の合計が85カ所であり、法定数と御理解いただきたいと思います。

次に、ポスター掲示場の位置図が古いとの御質問であります。これまでお配りしておりましたのは、B4サイズの田布施町全図をもとに作成したもので、見やすくしてほしいとの御要望がありました。このため、現在、都市計画図に掲示場の位置を表示する作業を進めております。都市計画図はサイズも大きく、道路関係も詳細に載っておりますので、改善できると考えております。新しい地図は4月の参議院補選にはお渡しできると思います。現在、田布施町で最も詳細な地図に当たるものとして、この地図を考えております。

最後に、ポスター掲示場の位置図をカーナビでピンポイントに確認できるようにしてほしいとの御要望ですが、さきにお答えいたしました新しい地図を御利用になれば、どなたでも位置がおわかりになると思いますので、地図ができましたら一度ご覧いただきたいと思います。

いろいろと選挙に伴いますこの掲示場について、清神議員、真剣に考えておられまして、厚く感謝しております。

以上でお答えを終わります。

○議長（藤山 巖議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答え申し上げます。

イノシシや鹿肉の処理加工施設の整備についてお答えを申し上げます。

イノシシや鹿肉などの野生鳥獣の肉はジビエと呼ばれ、ヨーロッパをはじめ諸外国では貴重な食材として珍重されており、日本においても縄文時代からよく食べられた食材であり、これを食材に加える鍋料理は日本各地で見られます。

近年、イノシシなどの野生鳥獣を一つの地域資源として捉え、被害防止のための捕獲したイノシシなどを食材として幅広く活用する目的で、処理加工施設が建設されています。今月完成予定の下関市豊田町のみのりの丘ジビエセンターもその一つで、4月以降に指定管理者制度で供用を開始し、イノシシ310頭、鹿290頭の合計年間600頭の処理加工を計画し、事業費は約5,920万円と聞いています。

捕獲したイノシシ等を資源として活用できれば、鳥獣害被害対策のコスト低減に役立つだけでなく、対策にかかわる人々の意欲を向上させ、地域の活性化につながることを期待されているため、獣肉の活用を推進することは、地域にとって非常に重要な課題となっています。

しかしながら、捕獲獣肉を販売する場合は、さまざまな問題を克服する必要があります。特に重要な課題は、獣肉の衛生面での取り扱いと生産物の販路確保などのマーケティングに関する問題です。衛生管理面の正しい取扱いは食肉としての安全安心の確保だけでなく、品質の向上にも関係しています。また、獣肉の販売等においては、供給量や品質の安定化、価格等の問題も十分考慮し、販路の確保や商品のコンセプトづくりに取り組まないと、事業の継続が困難になるおそれもあります。

このため、捕獲頭数が少ない本町が単独で整備し運営することは、さまざまな面で困難性を伴うと考えていますが、昨年7月に設置された岩国市から周南市までの5市5町で構成する山口県東部鳥獣被害広域対策協議会の動向等も踏まえ、広域整備の可能性について情報収集に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、3つ目の麻里府小学校統合計画についてお答えを申し上げます。

麻里府小学校の統合につきましては、平成22年度から学校が完全複式になったことから、平成22年4月に保護者会の場をおかりして、屋内運動場の耐震化対策工事の内容説明とともに、完全複式ということで、まず児童のことを考えていただき、このままでいいのだろうかということを考えてみてほしいという提案を申し上げました。

その後、地域との懇談会や連合自治会との意見交換会を行いながら、麻里府小学校PTA会長と協議を重ねてまいりました。平成23年11月の保護者との話し合いの中で、校舎棟の耐震の問題もあり、平成24年12月までに方向性を出してほしいとお願いしました。その結果、平成24年10月にPTAとしての結論を麻里府小学校の存続を希望するというものでいただきました。

これを受け、平成24年11月28日に麻里府公民館において、保護者、今後入学予定保護者27名に御案内をし、町からは町長、副町長、教育長私、学校教育課長、課長補佐において懇談会を実施いたしました。その内容は、今までの経緯説明の後に私の統合に向けた考えを示し、さらに町長としての意見を示されました。

町長としては、東日本大震災での津波被害のことを考えると、現在の場所での耐震補強工事や建てかえは行わないとのお考えを示され、麻里府小学校との統合を検討してほしい旨をお伝えいたしました。しかしながら、関係者から出た御意見は麻里府小学校存続を願う御意見でした。2時間30分以上に

わたる懇談会でしたが、話はまとまりませんでした。

清神議員の御指摘のように、教育におけるメリット・デメリット両者はあると思いますが、統合という問題は、実際にそこで学ぶ児童を中心に考えなければならないと考えています。行政が強制的に統合することも難しく、まずは保護者の理解が不可欠と考えます。

4月以降、また話し合いの場を持ちながら、お互いの理解を深め、一定の方向性を求めていきたいと考えております。よって、今時点で平成何年から統合ということは言明できる状況にございません。以上でございます。

○議長（藤山 巖議員） 清神議員。

○議員（1番 清神 清議員） 選挙後の看板の件について御質問いたしました。

岸田の交差点は庄山のほうのバイパスのほうに移設するというようなお話でございました。多分、今のところ1件だろうと思いますけれども、多分ほかにもたくさんあると思うんです。特に、西の公民館の前、これは道路を挟んで向こう側ですから、あそこに行ってみるとということは絶対不可能になります。ということは、西の公民館の歩道側、もしくはあそこのフェンスがありますのでその反対側、これはもう場所も変えればよいということになってきますので、そういうような方向にぜひ見直していただきたいと思います。

とにかく、ポスターを張る方が車道の中から張らないけんです。これが一番危ないんです。ですから、張るとき、剥がすとき、このこともぜひ考えていただきたいということと、見るほうの側、ただ、ポスターがあるから「おお、何これ」と言うのではなくて、やはり顔写真とその人の信条というのが書いてありますので、それが確認できる位置に変更していただきたい。ということは、私の今の質問は岸田だけでなく、ほかのところの見直しも検討させていただけるかどうかという質問です。

○議長（藤山 巖議員） 東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） 先ほど委員長が申し上げましたように、安全面には配慮して今後も見直しをしていくというようになりますが、参議院の補選につきましては県の決定がもう終了しておりますので、かなり早く締め切りがあるものですから、こちらの用意と合わないんですが、県の補選につきましては、もう終了いたしておりますので、7月の選挙のときということになりますので、今、7カ所ぐらい反対側にしたらいいというところは存じておりますので、ただ、反対に入るときが危ないという、出るときに見るつちゅうことは入るときに見るつちゅうことになってしまうから、少し離すべきかどうか、その辺と、先ほど委員長も申しましたが、新しい都市計画図にも落とししたら、また3月議会の中でも見ていただきまして、この辺道路できて、この辺がないじゃないかという御提案がいただけましたらちょっと参考にさせていただいて、いろいろお考えがあらうと思いますので、ぜひ、調整をいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤山 巖議員） 清神議員。

○議員（1番 清神 清議員） 新しい都市計画図に記載されるということでございますけれども、これはほとんどもう決定で多分変えられないというふうに認識したんですけれども、やはりこういうのは、4年ごとに選挙があるたびに見直しを必要だろうというふうに思います。先ほども言いましたように、実はこれ私もよく調べてみたら、何十年前の地図ですかと言いましたらその答えはなかったですが、よくよく見ましたら1987年8月ってこう書いちゃある。24年前のことですよ。そのぐらい古いのを4年ごとにコピーしては。この位置は、掲示板の設置場所の位置は、私は4年前に全部一区一区チェックしました。確かに一部分は変更されております。

でも、これはまだまだ大いに変更する余地があるんじゃないかというふうに思いましたので、引き続き見直しと、それから都市計画図もありますけれども、やはりこういうメディアを利用して、その場所にすぐ行けるというものもぜひ見直していただきたいんですよ。私、きょう非常に疑問に思いましたのは、ピンポイントで行ったら、それこそ250メートルくらい先のとこに行っただけですよ。これじゃ多分わからないと思いますので、ぜひこの辺の見直しをもう一度できればお願いしたいと思

ます。もう一度お願いします。

○議長（藤山 巖議員） 東総務課長。

○総務課長（東 浩二君） 先ほど申し上げましたのは、この4月の参議院の補選の件はもう県のほうが締め切っておりますので、変更の手だてがございませんいうのでございますので、3月見ていただきまして、御意見がありましたら7月はまだ間に合いますので、それは別に町のほうが申請をすれば結構なわけですから、その調整のほうはさせていただきます。

都市計画図のほうは、いろいろ職員のほうが選管の職員が作成ができるようにちょっと加工のほうをして、業者のほうに言って訂正ができるようにいたしましたので、今後は都市計画図が変わりましても最新なものにできると思います。その辺の御心配はなくなると思います。

○議長（藤山 巖議員） 清神議員。

○議員（1番 清神 清議員） 4月はもう無理だということで、それは納得いたしました。ぜひ、7月のときに、その4月の見直しがまた生かせるようにひとつお願いしたいというふうに思います。では、ポスターの件はこの辺で終わらせていただきます。

続きまして、イノシシの件でございますけれども、先ほどの町長のほうで単独では困難だと、5市5町、いわゆる東部での広域の整備の計画があるんだという話がありました。ぜひ、この辺を今後具体的な方向にさせていただいて、そりゃ、田布施というのは無理なことであろうと思いますけれども、5市5町、東部、これに向けてひとつ進めさせていただきたいということで、その辺の詳しいことが少しでもわかれば教えていただきたいと。

○議長（藤山 巖議員） 落合経済課長。

○経済課長（落合 祥二君） お答えします。

5市5町で昨年そういう（ ）たわけですけども、具体的にそういう施設をつくろうというお話があるわけではないんです。（発言する者あり）中で、そういった動向を見て、検討したいということで、各市レベルでいきますと、結構、捕獲頭数も多いところもあります。そういったところが、いろいろ聞いたところによりますと、検討をしているというような話でございますが、先ほど町長の答弁したような内容のこともございまして、なかなか踏み切れていないというのが実情でございます。ただ、県内で下関にできましたので、その辺の実情等も見ることがあるかもしれませんし、そういった中で今後も広域的なものの設置に向けて検討させていただきたいというふうに御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 清神議員。

○議員（1番 清神 清議員） ぜひ、機会があるたびにひとつそういうことを言っていただいて、今、本当に皆さん困っていらっしゃるんです。それを少しでも還元できるような方向にさせていただいたらというふうに思います。

これは実は、参考までにですが、全国農業新聞、2月22日の新聞です。これは熊本県の多良木町というところなんです、これも全国では珍しい、イノシシの生体市、市場、これは、いわゆる生きたイノシシを競りにかけるんです。昔その田布施の今テニスコートになってますが、あそこで牛の競り市場がありましたよね。それと同じようなことをやるんです。生きたイノシシを競るんです、2万、2万、2万5,000円、3万、3万、3万2,000円ってこうやってやるんです。この市場が実際にあるんです。こういうことも含めたものもひとつ検討していただいたら、今は鉄砲で撃つというよりも箱わな、これで捕獲してますので、生きたままの状態で取引ができるんです。ということは、昔のイノシシの肉は臭いというのが定着しておりますけれども、くくりわなとか箱わなでとったイノシシという全く臭みがないということで好評ですので、こういうのもあるということのを頭の中に置いて、もし今後そういう検討がありましたらお願いしたいというふうに思います。これはもう返答は要りません。

それから、余談ではありますが、実はきのう、麻里府のほうへ行きましたら、ある方から私引きとめられまして、「清神さん何で今頃はイノシシをとるのやめたんか」とこう言われました。「実は、選挙もあって、選挙期間中にイノシシがとれたら誰が処理するの。おまけに議会があります。議会があるときイノシシがとれたら、あなた処理してくれますか」って言ったら、「いえいえいえ」とこういうふうに言われます。ということは、こういう処理場ができれば、たとえ議会があろうとも、選挙期間中であろうともそこに電話して、どうにかすれば処理ができるという形ですので、1頭でも多くのイノシシがとれるというふうに思いますので、私、イノシシ議員と言われておりますけれども、ぜひ今後、自分がその議員の間に少しでもその方向性ができればということをお願いしておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。では、イノシシのほうの、これは有害鳥獣の件は終わらさせていただきます。

最後の麻里府小学校の統合問題について御質問さしていただきましたけれども、教育長のほうからは、地元のPTAもしくはそういった方々から存続を願うというようなお答えがあったそうなので、これ、ある意味地元の意見を尊重しなければいけないという面もありますけれども、せっかくのいいチャンスだと、機会だというふうに思いますので、だからといってこのまま、はい、そうですかと言うんではなくて、町民のほとんどの方が、何でも麻里府はあるんかと、あれだけ少なくなっても、もう統合してもええんじゃないかというのをたびたび私も聞くんです。

ですから、今、完全複式になってるということは、この25年度は多分無理だと思います。ですから、24年度、26年度、もしくは28年度と、2年2年ピッチでやはり統合のチャンスがあるかというふうに思いますので、その1年前くらいからやはり話を出していかないといけないということで、私も今回そういうことで質問させていただきました。

ですから、もしこの26年度が無理であれば、また27年にはまたもう一遍私も質問させていただきますので、少しずつ子供たちのためにできれば統合して、子供たちが本当に競争心といいますか、切磋琢磨していける学校にしていきたいというふうに思いますから、ぜひ、もう一言お願ひいたします。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 大まかなお話は申し上げました。私もやっぱり子供たちのいわゆる実際の教育について御理解をいただきたいというふうに、保護者の皆様にもお願ひをしていきたいというふうに思います。

また、一番最後に申し上げましたように、また話し合いを持たせていただいて、もちろん保護者の中にも賛成の方もいらっしゃいますし、そういった方の御意見、反対の方ももちろんいらっしゃいますので、調整しながらできるだけいい方向に持ってって、所期の方向に向けて御理解をできるように尽力していきたいというふうに考えております。

○議長（藤山 巖議員） 清神議員。

○議員（1番 清神 清議員） 実は、もうこれで質問、答弁要りませんが、傍聴者の中から、私に朝言われました。清神さん、きょうは何時ごろ一般質問になりますかという話になりまして。6時くらいになるんじゃないですかねという話をしましたら、そりゃ6時までおれるかどうかかわからんと。ぜひ、この麻里府小学校の統合計画だけは家の主人が聞いて帰れというふうに言われたということを知りましたので、そのぐらいに町民の方も関心を持っているような問題でございますので、ひとつ今後ともいい方向で、子供たちがそれこそ勉強ができる方向性にしていってあげたいというふうに思います。

少し早いんですが、以上をもちまして私の質問を終わらさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、清神清議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

.....
○議長（藤山 巖議員） ここで暫時休憩します。
午後4時13分休憩

.....
午後4時15分再開

○議長（藤山 巖議員） 休憩前に引き続き本会議を開きます。
ここで会議時間の延長について申し上げます。本日の会議は、議事の都合により延長して午後6時までといたします。

-
- 日程第5. 議案第2号
 - 日程第6. 議案第3号
 - 日程第7. 議案第4号
 - 日程第8. 議案第5号
 - 日程第9. 議案第6号
 - 日程第10. 議案第7号
 - 日程第11. 議案第8号
 - 日程第12. 議案第9号
 - 日程第13. 議案第10号
 - 日程第14. 議案第11号
 - 日程第15. 議案第12号
 - 日程第16. 議案第13号
 - 日程第17. 議案第14号
 - 日程第18. 議案第15号
 - 日程第19. 議案第16号
 - 日程第20. 議案第17号
 - 日程第21. 議案第18号
 - 日程第22. 議案第19号
 - 日程第23. 議案第20号
 - 日程第24. 議案第21号
 - 日程第25. 議案第22号

○議長（藤山 巖議員） 日程第5、議案第2号平成25年度田布施町一般会計予算議定についてから、日程第25、議案第22号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまで、21件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、本日提案いたしました21件議案の概要について御説明申し上げます。議案の説明に先立ちまして、私の平成25年度の行財政運営全般にわたる所信の一端を申し上げます。

御承知のとおり、昨年12月に行われた衆議院議員選挙の結果、民主党から再び自民党を中心とする政権へとかわり、国政において大きな変化がございました。

かつて、岸信介、佐藤栄作の兄弟宰相を輩出した田布施町の長といたしまして、感慨深いものがございます。

さて、現在、我が国を取り巻く状況につきましては、長引くデフレにより疲弊した経済、東北の被災地の復興、また、近隣諸国との外交といった諸問題が山積しております。地方におきましても、少

子高齢化の進展に伴う医療費の増大や担い手の不足等が、地域の活力や経済活動の低迷を招いており、日本全体の基盤を揺るがすものとなっております。まさに危機的であり、それは、ここ田布施町におきましても例外ではありません。

こうした現況において、地方の自治体も、ただ手をこまねていることはできないと考えております。国においては安倍新政権のもとで、日本の再生に向けた諸施策が推進されておりますが、本町といたしましても、国の施策と連携するとともに、事業効果のある独自の取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

今年から、いよいよ国営圃場整備事業の工事も始まります。本町がこれまで培ってきた「住みやすさ」を維持していくためには、将来にわたり、豊かで、美しいふるさとづくりへの取り組みは欠かせません。

今後とも議会の皆様の御理解と御協力をいただきながら、第5次田布施町総合計画に沿いながら「笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」の実現に向け全力を傾注してまいり所存でありますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、提案議案の概要について、説明申し上げます。

まず、議案第2号は、平成25年度田布施町一般会計当初予算であります。

予算総額は53億9,400万円で、前年度当初予算に比べ1%、5,100万円の増であります。

まず、歳入について主なものを説明いたします。

町税は、個人町民税、法人町民税とも、実績に基づき増収の見込みとし、前年度に比べ4,102万3千円増となる16億7,326万8千円を計上しております。

次に、地方交付税であります。国の地方財政計画による地方交付税総額が減額となるため、前年度より1,200万円の減額を見込み、19億1,800万円を計上しております。

国庫支出金は、国の経済対策に係る地域の元金臨時交付金の計上等により、前年度より885万1千円増となる、4億6,360万4千円としております。

県支出金は、前年度より3,010万8千円の増額となっておりますが、これは、やまぐち集落営農生産拡大事業の実施や海岸保全事業の増等によるもので、計上額は4億2,493万9千円であります。

町債は、麻郷小学校周辺整備事業が完了の運びとなりますが、消防無線デジタル化整備事業や消防機庫の整備等を実施することから、前年度より1,310万円の増額となっております。なお、臨時財政対策債は、前年度と同じく3億円を見込んでおり、合わせて4億6,980万円の計上であります。

次いで、歳出について主なものを説明します。

総務費は、7億4,266万円の計上で、前年度に比べ4,409万2千円の増額となっております。これは、市町総合事務組合において退職金手当負担金の算定方法が改正されたこと等によるものであります。

民生費は、麻郷児童クラブ施設整備事業が完了したことなどから、前年度に比べ461万3千円の減額となる17億1,621万3千円の計上です。

農林水産業費であります。前年度に比べ7,966万9千円の増額となっております。これは、営農支援栽培機械の導入事業に係る補助や、農道整備事業、海岸保全事業の増額等によるもので、予算計上額は2億4,284万4千円であります。

土木費は、町道改良事業や河川及び下水路の改修工事の減額、公営住宅の解体工事の完了等により、前年度に比べ3,337万6千円の減額となる4億3,837万9千円の計上であります。

教育費につきましては、麻郷小学校周辺整備事業が完了の運びとなりますことから、前年度に比べ8,568万9千円の減額となっており、計上額は4億9,822万5千円であります。なお、共同調理場運営費において、食器洗浄機取替工事2,625万円を計上しておりますが、このうち

1,071万円につきましては、国の経済対策に係る地域の元気臨時交付金を活用する予定としております。

議案第3号から議案第6号までは、特別会計の当初予算であります。

まず、議案第3号の国民健康保険特別会計ですが、療養給付費について大幅な増額が見込まれ、前年度に比べて1億4,035万9千円の増額となる20億752万2千円を計上しております。

国民健康保険事業につきましては、現在、基金が底をついている状況であります。そうした中、本町では、後発医薬品の利用促進の呼びかけや保健指導等を通じ、保険財政の改善を図っておりますが、収支については非常に厳しい状況が続いております。引き続き、給付費等の抑制に向けて取り組んでいく必要がございますが、今後の高齢化の進捗等を考慮いたしますと、健全な国保事業の維持継続の観点から、適宜、保険料の見直しは避けられない情勢であると考えております。

この点につきましては、何とぞ御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、議案第4号の下水道事業特別会計であります。前年度に比べ2,584万7千円の増額となる7億9,628万9千円の計上であります。主な増額の要因は、流域下水道処理場に係る建設負担金の増であります。

なお、本年度の管渠整備につきましては、本町地域、八和田地域、旭地域等の整備を予定しているほか、前年度に引き続き、中央雨水1号幹線の改修工事を行うこととしております。

議案第5号の介護保険特別会計は、居宅介護や地域密着型のサービス給付について増額が見込まれるため、前年度に比べ5,662万8千円の増額となる12億7,379万3千円を計上しております。

議案第6号の後期高齢者医療特別会計は、2億2,338万1千円を計上しております。前年度に比べ1,008万2千円の増額であります。

議案第7号から議案第11号までは、平成24年度の各会計に係る補正予算に関するものであります。歳入財源の確定見込み及び各事業の最終見込みにより、所要の補正を行うものであります。

議案第7号は、一般会計補正予算であり、208万2千円を増額補正し、予算総額を56億5,565万7千円とするものであります。

まず、歳入ですが、町税につきましては、法人町民税を2,500万円増額見込みとし、固定資産税を400万円減額見込みとしております。

国庫支出金は、国の補正予算に係る道路整備事業の実施により、土木費国庫補助金が増額となった反面、事業費見込みにより児童手当交付金や埋蔵文化財発掘調査委託金が減額となったため、全体では803万2千円の減額補正であります。

県支出金は1,138万8千円の減額補正であり、これは、国保及び後期高齢者医療に係る保険基盤安定、児童手当、子宮頸がん等ワクチン接種、小規模治山等の事業見込みによるものであります。

次に、歳出ですが、総務費は、退職者の状況により、退職手当特別負担金が3,865万円増額となったことや、国の補正予算に係る交通安全施設整備工事を500万円追加したこと等により、全体で4,292万3千円の増額補正であります。

民生費は、926万6千円の減額であります。主な要因は、児童手当の支給費見込みによるものであります。

土木費につきましては、国の補正予算に係る町道補修工事、橋梁の改修工事、町道改良工事について合わせて3,000万円を計上したこと等から、全体で1,356万4千円の増額補正であります。

教育費であります。麻郷小学校周辺整備や埋蔵文化財の発掘調査の事業費見込み等により2,555万2千円の減額補正としております。

議案第8号から議案第11号までは、特別会計に関するもので、いずれも事業内容の確定また見込み額に伴い、所要の補正を行うものであります。

なお、一般会計において継続費、繰越明許費を計上しておりますので御説明いたします。

まず、継続費であります。消防無線デジタル化整備事業につきましては、継続費総額を2億

2,753万8千円から2億3,635万9千円に増額するものであります。増額の理由は、監理業務の追加であり、平成25年度から平成26年度の年割額につきましても所要の補正をしております。

次に、繰越明許費であります。交通安全施設整備事業500万円、漁港海岸保全施設整備事業4,287万2千円、町道舗装補修事業550万円、橋梁改修事業450万円、町道友石線道路改良事業2,300万円、麻郷小学校竣工式開催事業50万円、麻郷小学校周辺整備事業3,929万4千円の7事業、合わせて1億2,066万6千円の計上であります。

次に、下水道事業特別会計の繰越明許費につきましては、下水道事業に係る中央雨水幹線整備事業として145万9千円を計上しております。

以上が、予算関係議案についてであり、引き続き、条例その他の案件について御説明いたします。

まず、議案第12号は、町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。

平成18年度に、三位一体改革等により国の財政支援等が大幅に縮減される中、将来に向けた行財政基盤を確立しようと、平成17年10月に策定した「田布施町緊急財政プラン」に基づき、平成18年度より町長等の給与削減を実施しており、平成25年度も引き続き、町長、副町長及び教育長の給与等の抑制措置を継続するものであります。

議案第13号は、田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、国に準じて自宅にかかる住居手当の廃止、単身赴任にかかる住居手当の見直し及び管理職手当の定額化等を平成25年4月より実施するものであります。

議案第14号は、田布施町企業立地促進条例の一部を改正する条例であります。

この条例は、平成19年度から施行した企業の立地に対する奨励金制度であります。

一定の要件を満たした企業の新設・増設・移転に対し、奨励金を最長で5年間交付するもので、奨励金の額は、適用事業所の設置のために取得した固定資産に賦課される固定資産税に相当する額であります。

この制度は、3年間の時限制度であり、24年度末をもって失効となりますが、引き続き本町の産業振興及び雇用促進を図る上で、企業に対する奨励措置を継続する必要があるため、平成27年度末まで延長するものであります。

議案第15号は、田布施町町有林野条例についてであります。

本条例は、1町3村が合併した新生田布施町が発足した昭和30年に制定されたもので、その後、見直しを行われておりません。条項には営林地区、抱持地区など現在の町有林野管理の実情にそぐわない規定が多くあります。このため、現状に適した条例にするため全部改正により全面見直しをしようとするものであります。

議案第16号は、田布施町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例であります。

本案は、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部改正により、太陽光発電設備、風力発電設備及び津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設が道路占用許可対象となったことから、これらの工作物について、占用料を徴収するための改正であります。

議案第17号は、田布施町新型インフルエンザ等対策本部条例であります。

本案は、新型インフルエンザ及び全国的かつ急速に蔓延のおそれのある新感染症等が発生した場合の本町の対策本部に関し、必要な事項を特別措置法の規定に準じて定めるものであります。

議案第18号は、田布施町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地域社会における共生の実現に向け、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、法律名が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第19号は、田布施町放課後児童の保育に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、町スポーツセンター第2体育館内に開設していた麻郷児童クラブを、麻郷小学校校舎等の全面建替えにあわせ、同小学校敷地内へ新築移転することに伴い、位置表示を変更するものであります。

議案第20号は、田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例であります。

本案は、公の施設の使用において、町内利用者が少しでも施設を利用しやすくなるようにスポーツセンター利用料金の規定と同様に、町外利用者の使用料について2倍規定を設けるとともに、調理実習室等の附帯設備の使用実態にあわせ、実費加算規定を改正するものであります。

議案第21号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてであります。

山口県市町総合事務組合は、県内市町の災害積立金事務、市町の職員の退職手当支給事務、市町の消防団の損害補償等事務、市町の非常勤職員の公務災害補償事務、公平委員会事務、交通災害共済事務及び県自治会館の管理運営事務等を一元的に処理する新たな複合的一部事務組合として、平成18年10月に設立されました。

本案は、平成25年3月31日をもって同組合の交通災害共済事務を共同処理する団体から山口市が離脱し、平成25年4月1日より同組合の非常勤職員公務災害補償事務を共同処理する団体に、光地区消防組合及び柳井地域広域水道企業団を加えるものであります。

議案第22号は、山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更であります。

山口県後期高齢者医療広域連合は、平成20年4月から始まった後期高齢者医療制度を運営するため、県内の全市町が加入して設立された特別地方公共団体です。

本案は、住民基本台帳法の改正等に伴い、適法に在留する等により住所を有する外国人は、住民基本台帳法の適用対象とされることになり、広域連合の共通経費の人口割算定において「住民基本台帳及び外国人登録原票の人口」から「外国人登録原票」を削除するため、規約を改正するものであります。

以上、21議案についての概要を説明いたしました。詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係者から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤山 巖議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第2号、質疑はありませんか。國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 1点だけお尋ねをいたします。

39ページの町史販売収入がございしますが、これは幾らで販売されるのでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 西本企画財政課長。

○企画財政課長（西本 重貴君） 1冊が1,500円でございます。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 実は、町史の中に私見ておりましたときに、今ではこういう表現はしないのではないかなというような、気になっている箇所がございました。でも、それにつきましては、休憩時間に教育長のほうに、こういう表現はどうなんだろうというふうにお尋ねをいたしております。それで、また後ほど教育長からお話聞いていただければと思うんです。

それで、この町史が悪いとかいいとか、そういうことではないので誤解がないようにしていただきたいんです。これはこれでその当時できたものですから、図書館にあっても、町の窓口にあっても、これは、これでいいと思っているんです。ですから、くれぐれもその誤解がないように。ただ、今こういう表現がもし適切でないのなら、それを売ってもいいかどうかということなんです。今ここで内容申し上げませんので、また委員会のほうでもお返事をいただいたらと思います。

○議長（藤山 巖議員） 執行部いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第3号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑はないものと認めます。

議案第4号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） ないものと認めます。

議案第5号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第6号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第7号、質疑ありませんか。國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 詳細説明を求めます。

歳入のほうで7ページです。繰越明許費の教育費、それからその下の債務負担行為補正の追加というところ。それから、16ページにいきまして、国庫支出金、教育費国庫委託金の減、それから、よろしいですか。

それから、歳出のほうにいけます。

総務企画費、24ページです。総務、企画費、補助金、企業立地奨励金、それから33ページ、34ページの教育費の小学校・中学校費の中の扶助費でございます。就学援助費、これは人数の増なのか、あるいはまた別の内容、医療費扶助が増えたとか、眼鏡をしたりとか、そういうことかお尋ねします。

○議長（藤山 巖議員） 田中学校教育課長。

○学校教育課長（田中 章君） まず、7ページの明許繰越の教育費、教育総務費、竣工式費用50万円、小学校周辺整備工事3,929万4千円の理由でございます。

今年度、麻郷小学校周辺整備工事については、建設課にお願いし、現在グラウンド周辺工事の完成に向けて最終段階の工程を進めております。これについては、3月31日までは全て完成する予定でございます。

グラウンド造成工事、体育館、用具倉庫、児童クラブ等は、グラウンドと倉庫は中旬15日ごろくらい、児童クラブについては20日ごろに完成する予定でございます。

法面緑化は、2月にはもう終わっております。周辺整備でございますが、この部分においては3月31日までに完成する予定ですが、1月以降の天候や開発行為申請手続等の影響で結果、完成がぎりぎりという状況になっております。まあ、工程的には確かに厳しい状況にあります。雨が降らんでほしいなというような状況で、急ピッチでやってもらうような状況です。

このため完成検査等がぎりぎりで行った場合の手直した場合の処理や、工程に多少ずれが生じた場合、4月に若干ちゅうか、入り込むことが、おそれがありますので、この事業費を繰り越すということでございます。どちらにしても繰り越したにしても4月、5月というような状況じゃなしに、数日というような状況になるかもしれないということで繰り越させていただいております。

また、竣工式費用50万円、同時に繰り越すこととしておりますが、これについては、当初計画では3月末に竣工式を行いたいなということで当初予算組んでおりましたが、今言うたような状況から3月末に実施した場合、児童の式典参加というのもままならないとか、4月1日からの児童クラブの開館準備とかいろいろあるため、町長や学校関係者とも協議し、5月に改めて実施したいと。4月末

ないし5月に実施したいと考えております。

現に調べてみますと、田布施中学校の竣工式、田布施工業高校の特別教室棟の竣工式等見てみましても5月に実施しております。そういうことで、これを繰り越すものでございます。5月というの、なぜ5月なのかということもあるかと思いますが、案内者、自治会長さんの交代とかいろんなこともあり、人数の把握とかいろんなことがあるから、そういうことになっております。

学校ともいつというのを調整しておりますが、早目に日程調整をし、議員の皆さんにも御案内を送付いたしたいと思っております。この対応のために繰り越すものでございます。よろしく申し上げます。

それと、ついでに、ついでに言うたら御無礼ですが、33ページ、小学校費の扶助費の増ですが、やはり人数増による見込み調整でございます。

教育委員会はそれだけでしたですかね。

○議員（12番 國永美恵子議員） 小、中。

○学校教育課長（田中 章君） やはり同様でございます。人数増減による見込み額です。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 岡本社会教育課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） 続きまして、同じく7ページの債務負担行為の追加20万円について御説明いたします。

田布施スポーツセンターは、体育協会に23年度から25年度の3年間指定管理をしておりまして、基本的には当初1,789万8千円の3年間という指定管理料を債務負担、認めていただきました。

しかしながら、平成23年度の東日本大震災以降、電気料金が大幅に上がっております。この原因ですけれども、電気料金は使用量に応じた電気料金と、燃料費調整額というもので、それに23年度から太陽光発電促進付加金もあるんですが、これによりまして、電力量に応じた使用料とは別に、電力会社が、ある一定の金額以上に燃料費がかかった場合には調整金を付加してもよい——上乗せをしてもよいということになっております。

その金額が23年度以降、大幅に上がっております。実際には体育協会は、23年度は実質的に指定管理料では赤字で、体育協会本体からお金をつぎ込んでいるような状態になっています。24年度もかなり厳しい状況になっております。

ですから、先ほど申しましたようにこの燃料費調整額というのは、体育協会も努力だけでは賅えない部分、この金額がかなりのものになっておりますので、もちろん体育協会にも努力をしていただきますけれども、町としてもその中の一部20万円を24年度、それからまた出てきます25年度につきましては20万円ほど、現在は指定管理料に追加をさせていただきたく計上をさせていただきました。

先ほどの16ページの社会教育費国庫委託金でしたでしょうか。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） そうです。16ページの教育費国庫委託金の減ですね。

○議長（藤山 巖議員） 岡本社会教育課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） 16ページの社会教育費国庫委託金1,243万4千円の減です。

24年度当初事業では、田布施町も国から委託金を受けて発掘調査を行う予定としておりました。この発掘調査は、国からの委託金と国からの補助金、これで成り立っております。それで、当初実施予定であったんですけれども、事業として町だけでなく、県の埋蔵文化財センターもやはり事業やっております。

その中で埋蔵文化財センターが23年度に開明遺跡をやって、24年度も引き続き事業がありました。また、先ほどから出ておりますが、あの地域、木地の発掘調査も埋蔵文化財センターが中心にやるということで、関係者で事業調整を行いまして、田布施町は、24年度は試掘調査だけで瀬戸と麻

郷の一部を今やっています。

その関係で24年度は、委託としての発掘調査は行いませんでしたので、それを全額減額しているものであります。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員、よろしいですか。ほかには。（「ちょっと待ってください。もう一つある。まだある」と呼ぶ者あり）

○議長（藤山 巖議員） 西本企画財政課長。

○企画財政課長（西本 重貴君） 24ページの企画総務費の負担金補助及び交付金でございますが、これは柳井地区の広域行政連絡協議会負担金につきまして、広域観光パンフレット等の製作費が確定したことに伴う負担金の減額でございます。

また、企業立地奨励金につきましては、該当企業の固定資産税額の確定による補助金額の変更に伴う増額補正でございます。

以上です。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員、よろしゅうございますか。ほかに。林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） さっきの16ページの埋蔵文化財の発掘調査やらなかったから、今やる発掘調査、また違うの。

○議長（藤山 巖議員） 岡本社会教育課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） 埋蔵文化財発掘調査を行うのは、町もやることになっておりますが、県の埋蔵文化財センターも行います。

24年度については、波野地区については県の埋蔵文化財センターが担当いたしましたので、田布施町はその事業費の中の3.9%のみを事業を行います。国から委託を受けて事業しているのは埋蔵文化財センターであります。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） 今やりよるんのは違うのかねって聞きよるの。

今、木地やら何やらやりよるじゃろう。それはこれとは違うの、全然。

○議長（藤山 巖議員） 岡本社会教育課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） 違います。今回は田布施町が引き受けてやるという予定だったものを全額落としたものであります。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員、いいですか。

○議員（5番 林山 健二議員） ちょっと待って。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） なら、この発掘調査の詳細をちょっと詳細説明して、ここはこれです、ここはこれです。実際に私らが聞いたのは発掘調査、来年度予算でも三千何百万円、組まれちよるよね。で、町費が大方1,000万円ぐらい出る。それでありやあ違う、こりやあ違うって、発掘調査でそんなに内容いろいろあるの。そんなら、私らにいつそわからん。わかるように説明してほしいから詳細説明をしてください。どことどこが、どうですよと。

○議長（藤山 巖議員） 岡本課長、一層わかる資料出せるかね、どうかね。

○社会教育課長（岡本 憲一君） すぐに、口頭でしか今はできません。

○議長（藤山 巖議員） 今、出せない、すぐは。

○社会教育課長（岡本 憲一君） はい。

○議長（藤山 巖議員） 林山議員、後日資料提出すると、こういうことでよろしいでしょうか。

○議員（5番 林山 健二議員） はい、結構ですよ。

○議長（藤山 巖議員） ほかに、この議案のあるものについてございませんか。林山議員。

○議員（5番 林山 健二議員） 34ページ。社会教育費の賃金。臨時雇い賃金、減額、この内容。

教えてください。

○議長（藤山 巖議員） 岡本社会教育課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） これは、先ほど申しました国から委託を受けて行うつもりだった発掘調査、これを取りやめましたので、歳入も落としましたけれども、それに伴う歳出の部分も落としたということであります。

○議長（藤山 巖議員） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） それでは、質疑なしと認めます。

議案第8号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第9号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第10号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第11号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第12号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第13号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第14号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第15号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第16号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第17号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第18号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第19号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第20号、質疑ありませんか。國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 先ほど町長は、提案理由の中で町内利用者が利用しやすいようにとおっしゃったんです。それで、町外の人に2倍規定を設ける。町内利用者が利用しやすいようにと言うんでしたら、わざわざ町外利用者を2倍規定にしなくても、町内利用者を2分の1の使用料にすれば済むことではないですか。

○議長（藤山 巖議員） これは誰か、答弁されませんか。岡本社会教育課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） 考え方はいろいろあるかと思うんですけども、現在、先ほどの提案理由の中でも申しました田布施町スポーツセンター利用料条例でも町外利用者2倍という、すでにそういった運用方法をしておりますので、各ほかの交流施設についても同じように、町外利用者2倍という規定で改正をさせていただきたいと思っております。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） ただ、これだけを見ますと、町外の人を締め出すような格好にも受け取れるんです。だけど、2倍にするんだったら、町の利用者の使用料を2分の1にすれば、何にも言わなくても2倍になるじゃないですか。わざわざここに2倍にする必要はないでしょう。

それから、町外の人を受け入れて町は発展していくんじゃないですか。むしろ、それを締め出すような格好で2倍にしなくても、今、私が申し上げましたように、これだけ町の人に利用していただきやすくするんですよと言うんだったら、2分の1にすればいい、そういうことでしょう。

いろいろしましても、例えば町に、町外から使われる方があれば、田布施町の交流館に寄って、物の一つも買って帰ろうとか、そういうことの話にもなりますでしょう。

そして今、よその町でもIターンUターン、いろいろ町外から受け入れをしています。そういうことを考えると、むしろ町の利用者の現状の利用料を2分の1にする、それだけでも町外の方は2倍規定になるんです。

何でも町外と町内の人とところに差を設けるといいますか、こういう違いを設ける、そうするとすぐ2倍にする、片っぽを上げる。そういう発想じゃないでしょう。違いますか。

○議長（藤山 巖議員） どなたか。尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 一般にこの規定についてはお願いを申し上げましたが、今、課長が申し上げましたような、他にある条件と同じように、國永さんがおっしゃるのは確かに誰も反論しようがございません。が、ほかの2倍というのがありましてですね、田布施町については、当時の問答を思い起こしていただけると思いますが、よそと比べても、そんなに高くはないと思います。安い料金でやってるんじゃないかというふうに思います。

ただ、町内のいろんな利用者が、町外の方が余りにも多くて使用ができにくいということがありますので、これはまあ一部です。一部のところになりますけど、そういうことがありましたんで、いろんな御意見をいただきながら、こういう形で決定したものでございます。

一応こういう形で認めていただいて、またその後、いろんな御意見をいただきながら、またその以降何かあれば、また改正ということも考えていきたいと思っておりますが、一応こういった点で、今までの利用料金の金額等も加味しながら御理解いただけたらというふうに思います。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 利用者のが増えるのはいいんですよ。利用者がない施設なんて意味がないんですから、利用者がどんどんあるほうがいいんです。

それで、先ほどほかのところもおっしゃった。じゃあ、ほかのところも今、私が申し上げたようなところに合わせて、そこをお変えになればいいじゃないですか。これだけを見ますと、本当に町外を締め出すようなふうにはしか思えないんですよ。

田布施町はそんなに了見が狭い町ですか。もう少し町外の人に門戸を開く、いろんな人をたくさん町内に来ていただくというのがいいんでしょう。

そこからしますと、私が申し上げた今の料金を2分の1にして、そこに何も言わなくても2倍の差がある、これがよろしいんじゃないですか。

いろいろおっしゃっても、根本的などころで考えが違うと思うんですよ。何でも上げればいいという発想ではないですか。住みよいまちでしょう、田布施町、山口県一を目指す住みよいまち。そういたしますと、2分の1にしても十分いいと思うんです。だから、皆さんから、そういう格差、格差と言ってはいけません、そういう差を設けてほしいというんだったら、すぐ上げようというこの発想ですよね、教育長ともあろう方が。2分の1にすればいいじゃないですか。

○議長（藤山 巖議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 國永議員さんがおっしゃることに、真正面で勝負はできないと思いますが、この町外の利用者は、いろんな定義があつてあれですが、田布施町の人がかかなり一緒になってやる場合には、これはなかなか適用難しいと思います。全部、外部の方がお借りになるというようなことですから、そう数はないと思うんですが、実際には、ぱんぱんと最初にそういった方がちょっと予約されるような例もあるように聞いております。

だから、そういう方にはできるだけ田布施町の人を入れていただいて、そういった中でお取り組みいただければ、これは解消できると思いますし、そんなにこれで2倍でもうけようというようなことは考えておりませんし、ましてやその外部の方を全部排除するच्छゅう意図ではございません。

ただ、実際には、施設の一部には町内の方が非常に、外部の方が先に占有されて、お困りになっているという状況がありますんで、それならということで、どうしてもそのような方の意見というのは耳を傾けなければいけませんし、町外の方、全て町外の方で利用していらえるという、そういった今の団体さんが、できれば田布施町の方も入れていただいて一緒になってやっていただければ、こういった面はそんなにはないかと思いますが、2分の1のことに申し上げれば、ある程度低料金でやっていますので、ただ、2分の1、ただが一番いいんですけど、これはそのいきさつは十分、田布施町が財政的にも大変な時期にこういった取り組みがなされたということは御存じだと思いますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（藤山 巖議員） 國永議員。

○議員（12番 國永美恵子議員） 低料金はいいんですよ。施設の利用者がたくさんあつて施設が不足するんであれば、それこそ施設の充実を考えるべきでしょう。違いますか。だから考え方が少し、そりゃいろいろあるんでしょうけれども、考え方としては施設設備の充実を図ることです、1つは。教育長がおっしゃるのもわかるんです。おっしゃることはわかるんです。ですが、考え方として何でも上げればいい、こういうお考えは嫌なんです、私。

だからもう、幾ら議論しても始まらないのかもしれませんが、ただ、考え方が根本に町民に使いやすく、利用しやすい状況をつくるというんでしたら、当然、今の半額でもいいんですよ。

それから、実費につきましては、私は何も申し上げることはございません。実費というのは、これは払わなきゃいけないと思います。かかる費用、これは致し方がないと思います。その分だけ負担する、これは仕方がない。ただ、利用使用料、利用料というのは、私はたとえ半額であっても、そりゃただが一番いいんでしょう。ですけど、まあいろいろございますので、ただとは申し上げませんが、さらに安くするという方法はあつてもいい、そういう方向でいいと思うんです。まあ、ここで上げなければそれで結構です。

○議長（藤山 巖議員） 教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） おっしゃるように、上げていきたいというふうには、町全体、事務局も考えておりません。できるだけ安価でやっていけるように、財政等が多少でも許せるようになれば、また町当局とも御相談しながら、少しでも使いやすい金額ということも考えていけたらというふうを考えております。

決して上げすりゃいいという考え方では、決して思っておりませんので、この点は御理解いただけ

たらと思います。

○議長（藤山 巖議員） ほかに、質疑ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。
議案第21号、質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。
議案第22号、質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ここでお諮りいたします。議案2号から議案6号までの5件については、予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思います。御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長を除く12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。
ただいま設置しました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり、指名したいと思います。御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員は、お手元に配付した名簿のとおり、選任することに決定いたしました。
ここで、暫時休憩します。
それでは、議員控室で予算審査特別委員会を直ちに開催されまして、委員長、副委員長の互選をお願いをしたいと存じます。開会はこの互選が決まり次第といたします。お願いします。
午後5時07分休憩

午後5時15分再開

○議長（藤山 巖議員） 休憩前に引き続き本会議を開きます。
先ほどの休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に畠中孝議員、副委員長に木本睦博議員が選任されましたので、御報告いたします。
次に、議案第7号から議案第22号までの16件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託をします。

日程第26. 陳情第1号

○議長（藤山 巖議員） 日程第26、陳情第1号陳情書（選挙公報の条例化に関する陳情について）を議題とします。
陳情第1号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり総務文教委員会に付託します。

○議長（藤山 巖議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。

（ベル）

午後5時20分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 藤 山 巖

署名議員 木 本 睦 博

署名議員 松 田 規 久 夫

議事日程(第2号)

平成25年3月21日 午前9時02分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第2号
平成25年度田布施町一般会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第3 議案第3号
平成25年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第4 議案第4号
平成25年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第5 議案第5号
平成25年度田布施町介護保険特別会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第6 議案第6号
平成25年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について(委員長報告)
- 日程第7 議案第7号
平成24年度田布施町一般会計補正予算(第5号)議定について(委員長報告)
- 日程第8 議案第8号
平成24年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第9 議案第9号
平成24年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第10 議案第10号
平成24年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第11 議案第11号
平成24年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について
(委員長報告)
- 日程第12 議案第12号
町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第13 議案第13号
田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第14 議案第14号
田布施町企業立地促進条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第15 議案第15号
田布施町町有林野条例(委員長報告)
- 日程第16 議案第16号
田布施町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第17 議案第17号

田布施町新型インフルエンザ等対策本部条例（委員長報告）

- 日程第 18 議案第 18 号
田布施町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例
（委員長報告）
- 日程第 19 議案第 19 号
田布施町放課後児童の保育に関する条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 20 議案第 20 号
田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 21 議案第 21 号
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
（委員長報告）
- 日程第 22 議案第 22 号
山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（委員長報告）
- 日程第 23 議案第 23 号
情報公開審査会委員の委嘱について
- 日程第 24 議案第 24 号
個人情報保護審査会委員の委嘱について
- 日程第 25 議案第 25 号
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 26 議案第 26 号
工事請負契約の締結について
- 日程第 27 閉会中の継続審査（付託事件）について
- 日程第 28 閉会中の継続調査（特定事件）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 2 号
平成 25 年度田布施町一般会計予算議定について（委員長報告）
- 日程第 3 議案第 3 号
平成 25 年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について（委員長報告）
- 日程第 4 議案第 4 号
平成 25 年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について（委員長報告）
- 日程第 5 議案第 5 号
平成 25 年度田布施町介護保険特別会計予算議定について（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 6 号
平成 25 年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 7 号
平成 24 年度田布施町一般会計補正予算（第 5 号）議定について（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 8 号
平成 24 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について
（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 9 号

- 平成24年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について
（委員長報告）
- 日程第10 議案第10号
平成24年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について
（委員長報告）
- 日程第11 議案第11号
平成24年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について
（委員長報告）
- 日程第12 議案第12号
町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第13 議案第13号
田布施町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第14 議案第14号
田布施町企業立地促進条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第15 議案第15号
田布施町町有林野条例（委員長報告）
- 日程第16 議案第16号
田布施町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第17 議案第17号
田布施町新型インフルエンザ等対策本部条例（委員長報告）
- 日程第18 議案第18号
田布施町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例
（委員長報告）
- 日程第19 議案第19号
田布施町放課後児童の保育に関する条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第20 議案第20号
田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第21 議案第21号
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
（委員長報告）
- 日程第22 議案第22号
山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（委員長報告）
- 日程第23 議案第23号
情報公開審査会委員の委嘱について
- 日程第24 議案第24号
個人情報保護審査会委員の委嘱について
- 日程第25 議案第25号
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第26 議案第26号
工事請負契約の締結について
- 日程第27 閉会中の継続審査（付託事件）について
- 日程第28 閉会中の継続調査（特定事件）について

出席議員（13名）

| | | | | | |
|-----|----|-------|-----|---------|------|
| 1番 | 清神 | 清議員 | 2番 | 河内 | 賀寿議員 |
| 3番 | 松田 | 規久夫議員 | 4番 | 木本 | 睦博議員 |
| 5番 | 林山 | 健二議員 | 6番 | 高川 | 喜彦議員 |
| 7番 | 畠中 | 孝議員 | 8番 | 石田 | 修一議員 |
| 9番 | 西本 | 篤史議員 | 10番 | 谷村 | 善彦議員 |
| 11番 | 瀨石 | 公夫議員 | 12番 | 國永美恵子議員 | |
| 13番 | 藤山 | 巖議員 | | | |

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

| | | | | | |
|------|----|-----|----|----|-----|
| 事務局長 | 中田 | 正美君 | 書記 | 岸井 | 孝之君 |
|------|----|-----|----|----|-----|

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|--------|----|-----|--------|----|-----|
| 町長 | 長信 | 正治君 | 副町長 | 富田 | 辰也君 |
| 教育長 | 尾崎 | 龍彦君 | 総務課長 | 東 | 浩二君 |
| 企画財政課長 | 西本 | 重貴君 | 経済課長 | 落合 | 祥二君 |
| 税務課長 | 岡本 | 正君 | 町民福祉課長 | 田縁 | 和明君 |
| 建設課長 | 川添 | 俊樹君 | 会計室長 | 徳元 | 淳良君 |
| 健康保険課長 | 猪股 | 勝美君 | 学校教育課長 | 田中 | 章君 |
| 社会教育課長 | 岡本 | 憲一君 | 収納対策室長 | 藤井 | 正彦君 |

午前9時02分開議

(ベル)

○議長（藤山 巖議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（藤山 巖議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、林山健二議員、高川喜彦議員を指名します。

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

日程第9. 議案第9号

日程第10. 議案第10号

日程第11. 議案第11号

日程第12. 議案第12号

日程第13. 議案第13号

日程第14. 議案第14号

日程第15. 議案第15号

日程第16. 議案第16号

日程第17. 議案第17号

日程第18. 議案第18号

日程第19. 議案第19号

日程第20. 議案第20号

日程第21. 議案第21号

日程第22. 議案第22号

○議長（藤山 巖議員） 日程第2、議案第2号平成25年度田布施町一般会計予算議定についてから、日程第22、議案第22号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまで21件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。畠中予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（畠中 孝議員） 予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る3月7日の本会議において当委員会に付託されました議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号及び議案第6号の議案5件について、3月11日及び12日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案について執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第2号及び議案第3号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、残りの議案3件については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（藤山 巖議員） 次に、畠中総務文教委員長。

○総務文教委員長（畠中 孝議員） 総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る3月7日の本会議において当委員会に付託されました議案第7号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第20号及び議案第21号の議案6件について、3月15日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案について執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案6件につきましては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（藤山 巖議員） 次に、木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る3月7日の本会議において当委員会に付託されました議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号及び議案第22号の議案10件について、3月13日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案10件について執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（藤山 巖議員） これから、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第2号から議案第6号まで、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第7号から議案第11号まで、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第12号から議案第22号まで、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第2号平成25年度田布施町一般会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立多数です。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成25年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立多数です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成25年度田布施町下水道事業特別会計予算議定についてから、議案第6号平成25年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定についてまで、3件を一括して採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第4号から議案第6号までの3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成24年度田布施町一般会計補正予算（第5号）議定についてから、議案第

11号平成24年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についてまで、5件を一括して採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第7号から議案第11号までの5件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号町長等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例から、議案第19号田布施町放課後児童の保育に関する条例の一部を改正する条例まで、8件を一括して採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第12号から議案第19号までの8件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藤山 巖議員） 起立多数です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について及び議案第22号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての2件を一括して採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第21号及び議案第22号の2件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23. 議案第23号

日程第24. 議案第24号

日程第25. 議案第25号

日程第26. 議案第26号

○議長（藤山 巖議員） 次に、日程第23、議案第23号情報公開審査会委員の委嘱についてから、日程第26、議案第26号工事請負契約の締結についてまで、4件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、本日上程いたしました議案第23号から議案第26号の人事案件3件と工事請負契約締結の1議案について、概要を説明申し上げます。

まず、議案第23号は、情報公開審査会委員の委嘱についてであります。本案は、田布施町情報公開審査会委員5人の任期が本年3月末をもって満了することに伴い、引き続き、中坪清氏、南一成氏、岡村明美氏、藪本知二氏、塩田和子氏の5名を同審査会委員として委嘱することについて、田布施町情報公開条例第14条第4項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

次に、議案第24号は、個人情報保護審査会委員の委嘱についてであります。個人情報保護制度は情報公開制度と密接に関係があることから、これまでも情報公開審査会委員と個人情報保護審査会委員は同じ委員を委嘱してきており、今回も情報公開審査会委員と同じく、中坪清氏、南一成氏、岡村明美氏、藪本知二氏、塩田和子氏の5名を引き続き委員を委嘱しようとするものであり、田布施町個人情報保護条例第24条第4項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第25号は、人権擁護委員の推薦に関するものであります。現在、本町では、金長広典氏、清水俊澄氏、銭谷忠義氏、谷茂子氏4名が法務大臣の委嘱を受け、人権擁護委員として活動されています。

本案は、この4名のうち、清水俊澄氏の任期が平成25年8月31日をもって満了するため、引き続き同氏を委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

清水氏は、長く学校教育に携われ、東田布施小学校校長を退職後、平成13年9月から人権擁護委員として、また平成15年4月から田布施町人権教育推進協議会委員として活躍されておられます。

特に、困り事相談において町民の周知方法を工夫されるなど、広報活動にも力を注がれ、人権擁護委員として適任と考えております。

次に、議案第26号は、田布施町デジタル防災行政無線（固定系）施設整備工事に係る工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

入札の方法は指名競争入札とし、2千万円以上の入札指名については6社以上を選定することとなっており、2月14日に指名業者選定委員会を開催し、防災行政無線工事または情報通信基盤整備工事の実績がある県内業者である6社を選定いたしました。

その6社は、株式会社協和エクシオ山口営業所、太陽通信株式会社、株式会社NTT西日本 中国山口事業部、西日本電信電話株式会社山口支店、豊国電設株式会社、パナソニックシステムネットワークス株式会社システムソリューションズジャパンカンパニー中国社であり、3月15日に入札を行いました結果、太陽通信株式会社が落札いたしました。

請負金額は1億9,635万円で、工期は、平成24年度から26年度までの継続事業となることから、平成27年3月31日までとしております。

以上で、概要説明いたしました。詳細につきましては、御質問に応じて、私及び関係参与から説明いたします。慎重なる御審議を賜り議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（藤山 巖議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。失礼しました。議案第23号の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） なしと認めます。

次に、議案第24号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第25号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。

議案第26号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第23号、議案第24号、議案第25号及び議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号、議案第24号、議案第25号及び議案第26号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論は4件を一括して行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号情報公開審査会委員の委嘱について及び議案第24号個人情報保護審査会委員の委嘱についての2件を一括採決します。本件は原案のとおり決定することに同意の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第23号及び議案第24号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第25号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。本件は原案のとおり決定することに同意の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第26号工事請負契約の締結についてを採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤山 巖議員） 起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第27. 閉会中の継続審査（付託事件）について

○議長（藤山 巖議員） 次に、日程第27、閉会中の継続審査（付託事件）についてを議題とします。総務委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、陳情第1号陳情書選挙公報の条例化に関する陳情について、閉会中の継続審査の申し出が出ております。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第28. 閉会中の継続調査（特定事件）について

○議長（藤山 巖議員） 次に、日程第28、閉会中の継続調査（特定事件）についてを議題とします。経済厚生委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤山 巖議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（藤山 巖議員） これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。平成25年第2回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前9時25分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 藤 山 巖

署名議員 高 川 喜 彦

署名議員 林 山 健 二